

出席委員 杉崎委員長、佐藤（正）副委員長
青木委員、岸本委員、太田委員
関口議長

欠席委員 なし

説明者 大川環境経済部長、原田産業振興課長、栢沼主査、遠藤主査
小林環境課長、高木主幹、椎野主査、大鷲主査、守屋主査
勝又農政課長、角田主幹、広田主査
黒木都市建設部長、富田道路課長、栢沼副技幹、飯塚主査、大野主査、彦坂主査、
山本主査
中村下水道課長、飯田技幹、臼井副主幹、西島副技幹、田中主任主事
畠山都市計画課長、金子技幹、渡辺副主幹、前田主査、野呂主査、山仲主任主事
廣田拠点づくり部長、皆川倉見拠点づくり課長、川部主査
米山田端拠点づくり課長、野地主査、小林主査
飯尾寒川駅周辺整備事務所長、藤井主査
戸村会計管理者（兼）会計課長、三枝副主幹、高井主任主事
原田選挙管理委員会事務局書記長、辻井主任主事
藤澤監査委員事務局長、遠藤主査
小林消防長、濁川消防総務課長、甲予防課長、飯塚消防署長、権上副署長、金子副主幹、
本村主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第10号 令和2年度寒川町一般会計予算
2. 議案第11号 令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第12号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第13号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第14号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和2年3月17日
午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。予算特別委員会3日目でございます。ただいまより予算特別委員会を開会させていただきます。本日は結構審査する所管課が多いので、ぜひ皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、環境経済部からの審査となります。まずは産業振興課からです。

執行部入室まで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

これより産業振興課所管の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 皆様、おはようございます。それでは、これより環境経済部3課の令和2年度予算についての審査をよろしくをお願いいたします。初めに、産業振興課が所管します予算の審査のほうになります。産業振興課長より説明して、ご質問には出席職員で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 おはようございます。それでは、環境経済部産業振興課が所管しております令和2年度歳出歳入予算につきましてご説明をさせていただきます。説明につきましては、お手元の予算書のほかに、令和2年度予算特別委員会説明資料とタブレット資料15ページからの補助貸付事業一覧表によりご説明させていただきますので、あわせてごらんいただきますようよろしくお願いいたします。また、予算書は64ページから69ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の64ページ、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費でございます。タブレットは2ページをごらんください。0001勤労者福祉事業費01勤労者福祉事務経費の旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、負担金は湘南地区障害者卓球大会への負担金でございます。この大会は障害者の交流と勤労意欲向上のため、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町と湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会との共催で行っております。なお、令和元年度につきましても同様の事業を2月29日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっております。

補助金でございますが、補助金等の説明資料、タブレットの15ページをあわせてごらんください。05メーデー補助金は、労働者の祭典メーデーの開催に対して、湘南地区メーデー実行委員会へ補助するものでございます。07の湘南地域労働者福祉協議会補助金は、労働者福祉の向上を図るため活動しております湘南地域労働者福祉協議会に対して補助するものでございます。

タブレット3ページをごらんください。02就労対策事業費の役務費は、3年に1回実施しております町内の従業員数10名以上、全ての事業者勤務する労働者の労働実態を把握するための調査に伴う郵送料で250社分を予定しております。負担金補助及び交付金は、ハローワークと藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町が連携して行っております湘南合同就職面接会への負担金でございます。

タブレット4ページをごらんください。03勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代で中小企業に勤務する方を対象に、同一業種に長く従事し、技能・技術の錬磨及び後進の育成等に寄与した方を表彰するもので、令和元年度につきましては、技能功労者1名、優秀技能者4名を表彰しております。

負担金補助及び交付金につきましては、タブレット15ページをあわせてごらんください。02寒川町勤労者個人住宅取得奨励金でございますが、事業所に勤務する勤労者が新たに町内に住居を取得したとき

に町の共通商品券を交付するもので、予算額につきましては、利用実績に基づき減額しております。

次に、04勤労者教育資金利子補助金でございますが、勤労者家庭の就学促進と教育費の軽減を図るため教育資金融資の利子補助を行うものでございます。

次に、貸付金でございますが、04勤労者福祉資金預託金で、勤労者の生活安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託するものでございます。こちらの予算額につきましても、利用実績に基づき減額したものでございます。利用の減少理由につきましては、中央労働金庫に確認いたしましたところ、町に限ったことではございませんが、経済状況によるところが大きいことや自動車の購入に伴う融資の減少などが考えられるとの報告をいただいております。なお、預託金につきましては減額としたものの、融資枠の3倍協調については維持をしております。

次に、タブレット4ページの下表をごらんください。勤労者福祉事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は30ページ、21諸収入3貸付金元利収入1勤労者福祉資金貸付金元利収入1勤労者福祉資金貸付金元利収入は、勤労者向けの生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託した資金で、20節貸付金へ全て充当しております。

以上、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、予算書は68ページから69ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費、タブレットは5ページでございます。0001の01職員給与費につきましては、環境経済部長を含む職員10名分の人件費でございます。

次に、タブレット6ページをごらんください。2目商工業振興費0001商工業振興事業費01商工業振興事務経費の旅費は、職員の出張旅費でございます。

次に、タブレット7ページをごらんください。02商工会補助事業費の負担金補助及び交付金につきましては、タブレット16ページをあわせてごらんください。01商工会補助金は、町商工業の総合的振興を図るため、寒川町商工会に対して補助を行うものでございます。商工会補助金の増額の主な理由でございますが、小規模事業者への支援事業の業務増加による人件費の増加のほか、町内宿泊施設の誘致調査費用のための増額でございます。この宿泊施設の誘致調査につきましては、人口動態や入り込み観光客数の推移、立地企業の訪問者の動向をもとに専門機関へビジネスホテル立地の可能性についての調査を依頼するもので、調査費用見積額の418万円のうち3分の2を町が負担するものでございます。

次に、タブレット8ページをごらんください。03企業等立地促進事業費の負担金補助及び交付金でございますが、負担金は、県と県内市町、民間企業で連携して、企業誘致に取り組むための組織されております県企業誘致促進協議会に対する負担金でございます。補助金につきましては、タブレット16ページをあわせてごらんください。02企業立地雇用奨励金は、寒川町企業等の立地促進に関する条例により固定資産税額等の奨励措置を受けた企業で、町民を常時雇用する従業員として新たに1年以上雇用した企業に対し奨励金を交付するものでございますが、本年度につきましては、該当する企業がございませんので予算計上をしておりません。

続きまして、03企業立地促進融資利子補助金は、企業が寒川町企業等の立地促進に関する条例により固定資産税等の不均一課税の適用と県の企業誘致促進融資等を受けた場合に、その融資に対する利息分を助成するものでございます。

次に、タブレット9ページをごらんください。04商工業支援プログラム推進事業費の報償費は、中小企業支援のために配置いたしました地域経済コンシェルジュの活動に対する3名分の謝礼と、次世代経営者研究会など中小企業向けセミナーの開催に伴う講師の謝礼、そして優良小売店舗表彰及びたばこ販売功労者表彰の記念品代でございます。需用費は、地域経済コンシェルジュとして活躍いただいております中小企業診断士の名刺代でございます。

次に、委託料でございますが、令和元年度につきましては、生産性の向上や企業の競争力向上を図ることを目的に実施しておりますロボット導入コンサルティング委託料を計上してはいたしましたが、利用ニーズから隔年度の実施としているため、本年度につきましては予算計上をしておりません。使用料及び賃借料につきましては、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるように準備しております市場情報データM i e N aを使用するための使用料でございます。

負担金補助及び交付金の負担金は、テクニカルショウヨコハマ負担金、湘南ビジネスコンテスト負担金、産業のまちネットワーク推進協議会負担金で、テクニカルショウヨコハマは、神奈川県下最大級の工業技術見本市に藤沢市、茅ヶ崎市と連携して出展するための負担金でございます。湘南ビジネスコンテスト負担金は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で開催しております域内の起業家の皆さんがビジネスプランを競う湘南ビジネスコンテストへの負担金でございます。産業のまちネットワーク推進協議会負担金でございますが、この協議会は、東日本にある工業都市で工業振興に力を入れている都市の産業政策担当者で組織する協議会で、担当者の意見交換や研究会を通して、各自自治体が抱える問題の解決を促し、あわせて地域間企業のネットワーク化を進めることで地域経済の発展を図ることを目的にしております。

次に、補助金でございますが、タブレット16ページもあわせてごらんください。02商店街街路灯電灯料補助金でございますが、一覧表に訂正がございます。事業主体に記載の商店会4団体を3団体に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。町内3商店会に対しまして、街路灯電灯料の75%を補助するものでございます。前年度の実績に基づき増額となっております。03寒川町にぎわい創出支援事業補助金は、町内におけるにぎわいを創出する事業や地域商業振興のための事業を行う団体に対して補助を行うものでございます。04中小企業活性化事業補助金につきましては、ISOなど認証等取得事業や国内外で開催されております展示会への出展など販路拡大事業、そして企業に勤務する従業員が職務上必要な資格取得に係る経費などに対して補助するものでございまして、実績に基づき50万円の減額としております。06中小企業施設整備資金特別融資利子補助金でございますが、町の中小企業施設整備資金特別融資を受けた者に対しまして、利子の一部を補助するものでございます。

タブレット17ページをごらんください。07小規模事業者経営改善資金融資利子補助金、いわゆるマル経融資でございますが、町内産業の発展と振興、町内小規模事業者の経営の安定と支援を目的に融資利子の一部を補助するものでございます。08中小企業信用保証料補助金でございますが、中小企業の経営の安定と振興を図るため、町及び神奈川県の特典融資を受ける際に、中小企業者が神奈川県信用保証協会に支払う保証料の一部を補助するものでございます。なお、施政方針の中でも触れておりますが、対象とする神奈川県の融資をこれまでの2件から、企業が事業の拡大や経営力の強化を図るような前向きな融資につきましても対象とすることといたしまして、創業支援融資や経営力強化サポート融資など13

件の融資を追加対象とすることで制度の拡充を図ってまいります。

09中小企業退職金共済掛金補助金でございますが、退職金共済掛金の一部を補助することで中小企業事業主の負担軽減を図るとともに、制度加入の促進と従業員の退職後の生活安定を図るため、中小企業事業主に対して掛金の一部を補助するものでございます。13商業協同組合すいせんカード事業補助金は、すいせんカードを発行し、消費者サービスを展開している商業協同組合に対して、その事業費の一部を補助するものでございます。14創業者支援利子補助金は、地域の魅力を高めるため、町内で創業を目指す方への新たなビジネスの創出や創業を支援する環境を整備するため、創業融資に係る利子の一部を補助するものでございます。16寒川エコノミックガーデニング推進協議会補助金は、企業活動の活性化及び競争力強化を進め、町経済の活性化を図ることを目的に補助するものでございます。17中小企業事業資金融資利子補助金は、新規事業として令和2年度より実施する補助制度となります。これまで中小企業事業資金融資につきましては、限度額500万円、返済期間60カ月以内、利子利率2.3%以下としておりましたが、令和2年度より利子利率2.3%以下のうち、1.3%を返済期間開始から完了までの期間について、町が金融機関に対して利子補給をすることにより、企業の利子負担率を実質1%以下とするものでございます。1%以下の企業負担部分につきましては、これまでと同様に各金融機関が融資企業の経営状況等を総合的に判断しまして決定していくということになりますので、ほぼ無利子での融資が受けられる企業が出てくる可能性も十分にあると考えております。なお、この中小企業事業資金融資利子補助金の導入につきましては、寒川エコノミックガーデニング推進協議会の支援機関を中心としたワーキンググループにおいて、有効な企業支援施策の1つとして提案がなされたものでございます。

次に、貸付金でございますが、02中小企業融資貸付金預託金につきましては、中小企業の経営安定化と振興を図ることを目的に、町の中小企業事業融資、中小企業施設整備資金特別融資を行うための資金を湘南信用金庫、平塚信用金庫、横浜銀行、静岡中央銀行の4金融機関に預託するものでございます。

次に、03小口短期融資資金貸付金につきましては、小規模企業者が資金需要期や緊急に必要な運転資金を無利息で融資するもので、小規模企業者の負担の軽減、経営の安定を図るために、これまで商工会に対して資金の貸し付けを行っておりましたが、利用者がいないことから廃止するものでございます。なお、利用のない主な要因といたしましては、無利子ではあるものの保証人が必要となることが大きなネックとこれまでなっておりました。町といたしましては、時代のニーズに合った支援策に注力していくことが必要であり、中小企業事業資金融資利子補助金を今回新規導入する一方で、こちらの小口短期融資資金貸付金を廃止することとしたものでございます。

続きまして、タブレット9ページの下表をごらんください。商工業支援プログラム推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は30ページの21諸収入3貸付金元利収入2中小企業融資資金貸付金元利収入1中小企業融資資金貸付金元利収入は、中小企業の経営安定化を図ることを目的に、町内4金融機関に行う融資の資金として預託したもので20節の貸付金へ充てております。

タブレット10ページをごらんください。05住宅リフォーム等建築工事推進助成事業費になります。負担金補助及び交付金でございますが、あわせてタブレット17ページをごらんください。01住宅リフォーム等建築工事推進助成金でございますが、地域経済活性化のため、町民が町内事業者を利用し行った個人住宅のリフォーム等の建築工事に係る費用に対しまして、寒川町共通商品券を交付することで助成す

るもので、実績に基づき増額とさせていただいております。

次に、11ページをごらんください。02産業まつり事業費01産業まつり開催事業費でございます。町産業の総合的な振興を図るため、毎年11月に開催しております寒川町産業まつり実行委員会に対して交付金を交付するものでございます。交付額につきましては、警備費など安全にかかわる人件費などが増加したことから補助金を増額しております。なお、令和2年度につきましては、町制施行80周年記念事業として開催していく予定でございます。

タブレットは12ページ、3目観光費0001観光振興事業費01観光事務経費でございますが、報償費につきましては、毎年12月に町観光協会が実施しております写真コンクールの賞品代でございます。旅費は、職員の出張旅費でございます。役務費は、寒川駅南口・北口及び寒川北インターに設置しております周辺案内看板等の建設共済保険加入費用でございます。

次に、タブレットは13ページ、02観光振興推進事業費の需用費でございますが、県内外に実施しております観光キャンペーン等で配布するノベルティを購入するための消耗品費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、負担金は、湘南地区の3市3町で組織しております湘南地区観光振興協議会負担金、県内市町村と観光物産関連団体で組織する神奈川県観光協会負担金、また県と県内市町村で組織しております県観光振興対策協議会への負担金でございます。

補助金につきましては、タブレット18ページをあわせてごらんください。05浜降祭補助金でございますが、本年は6月に開催しております浜降祭実行委員会に対しての補助と、同日寒川駅前公園で開催されますさむかわ神輿まつりを主催するさむかわ神輿まつり実行委員会に対して補助するものでございます。なお、予算減の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをごらんください。03観光協会補助事業費でございます。町観光協会補助金でございますが、町内にある観光資源を広く町内外に紹介し、町の観光振興を図るとともに、多くの観光客が寒川町を訪れていただけるような事業を展開するため、寒川町観光協会に対しまして、運営費及び事業費について補助するものでございます。今回増額となりました主な理由といたしましては、正規職員及び非常勤職員の人件費の増加、パンフレット作成費用の増加、事務所移転に伴う増額でございます。令和元年度は車両の購入がございましたので増額分、今回の12万円を合わせ実質150万円程度の増額となっております。

以上、産業振興課所管の令和2年度予算についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 それでは、1点だけお伺いしたいと思います。3ページの就労対策事業費のところですけれども、令和2年度は、3年に1回行われる実態調査に伴う郵送料の増額ということですが、この内容については3年前と同じ内容なのか。また、ここ近年さまざまな働き方というところで、何か新しい項目とかを入れていく予定があるのかどうか、そこだけお聞かせください。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 勤労者実態調査でございます。こちらにつきましては、なかなか回答率が低いという中で、これまでも設問については39問あったものを、前回については26問にしたりと、減らしてきているような状況があります。新たなものにつきましても、当然働き方改革であったりとか、サブロク協定であったりとか、今注目されているものがございますので、そういった部分も当然反映していきたいというふうには思っております。ただ、質問の内容につきましては、これまでも3年に一遍ずつと続けてきていますので、データとしてずっと残して蓄積して状況を見たいというのもありますので、そのあたりは設問の設数とあわせて中身を検討していきたいというふうを考えております。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 あまり中身を毎回変えても、その統計をもってさまざまな対策を打っていくという意味では難しい部分なのかなと思いますけど、時代の流れの中でしっかりつかんでいかなければならない状況というのは、しっかり質問として落とし込んでいただきたいなというふうに思います。

多くの企業が中小企業を含めてある中で、地方創生と絡めて、そういったところで働いている人たちが移住・定住をしていただくというような観点もありますし、また、寒川町に働きに来ていただくという観点からも、女性が働きやすい環境というのは、とても大事な視点かなというふうに思います。少し前は女性が開発したものとかを認定する「くるみん」でしたっけ、そういうのもあって、寒川町は1社だったかな、あったような気がしたんですけども、今は女性の働き方を先進的にやっている企業に対して、名前をつけて奨励しているというところもあるので、地方創生の中でもそういったところを加味していくと、そこをどう捉えていくかというのも大事な視点かなと思いますので、なかなかこの実態調査だけでは難しい部分はあるかと思っておりますけれども、そういったところにも視点を置きながら、ぜひ進めていただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。女性の働く環境、非常に重要だと思っております。町内でも今お話がありましたとおり、「プラチナくるみん」の登録の事業所もあることは存じております。当然、今ある課題等々、実態調査の中でしっかり把握いたしまして、町としても施策として労働講座とかも行っておりますので、そういったところでしっかりと施策として反映していきたいというふうに考えております。

【杉崎委員長】 他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 1点お聞きいたしますが、9ページの商工業支援プログラム推進事業費に当たるのかと思っておりますけれども、今、国や県などで新型コロナウイルス感染症に対するさまざまな貸し付け等のプランがある中で、今現在、予算に反映していないと思っておりますけれども、町独自で何かしらの町内の企業に対する支援や、何かしらの動きを出そうというお考えがあるかどうか、その点についてお聞かせください。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 コロナウイルスについてのご質問でございます。こちらにつきましては、町としては、今、国・県、支援機関がかなりいろいろな施策を打ち出している中で、しっかりとつなげて

いくことがまず重要なのかというふうに考えております。融資の部分につきましては、コロナウイルスに伴う自然災害ということで、セーフティネット4号で安い利子で借りられるような制度も出てきておりますので、そういったものをしっかり紹介していく。また、国の制度として補助金の部分につきましては、今ある有給休暇にプラスアルファ新たな休暇制度をつくった場合の補助であったりとか、雇用調整をした場合の補助であったりとか、そういったものもございますし、相談業務もあります。それぞれ企業さんによって求めるニーズというものが違うと思っておりますので、そういったところをしっかりと各関係機関につないでいくということが、まず一番大事なのかなというふうに感じております。

また、町独自の支援でございますけれども、なかなか町独自として、じゃあその部分について利子補給とか、そういったものは今後慎重に検討していく必要があるのかなというふうに考えておりますが、まずは、今、商工会のほうと調整をしております、新たに国の制度として出てきた冊子とかもございますので、商工会の会員九百何社ありますけれども、全てにそういった制度のお知らせをしようとか、郵送をしようということ調整しているところでございます。こちらにつきましても、当然、当初予算にはないものでございますので、商工会との協議の上、およそ大体折半ぐらいの部分で各事業者さんのほうにそういった郵送物を送っていく。また、最新情報も日々入ってきておりますので、どここのところに行けば最新情報がとれるのかというような情報も伝えていきたいというふうに考えているところでございます。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 エコノミックガーデニングのポータルサイトにもそういう情報が載っているというところで、今、町内の特に飲食店さんをはじめ、あとは製造業も部品が入ってこないなど、いろいろな状況があると思いますので、ある意味、聞き取りというか、そういうことも大事なのかなと思っています。その中で商工会との連携というのも大事になると思いますので、しっかりその点は連携を密に行っていくながら、しっかり町内の企業を守るということ、町の意思を示すのも大事だと思いますので、しっかりその点について、今後活動を続けていってもらいたいと思います。これは要望で結構でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 4ページの勤労者福祉事業費、まず、これ1点目なんですけれども、今回、減額になったということで、実績に基づいてだと思えますけれども、その実績を、過去3年ぐらいの推移がわかればお聞かせ願いたいということと、それと2つ目がまた住宅リフォームなんですけど、今年度の実績を改めて聞かせてください。

それと、13ページの観光振興推進事業費のところなんですけど、観光案内板設置による項目、今回も減額ということになっているんですけども、その看板の設置数をまずお聞かせください。

以上3点です。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 3点ご質問いただきました。まず、1点目が勤労者福祉事業費になります。増減理由としましては、今、お話しした内容を聞いていますと、勤労者個人住宅取得の奨励金の部分でよろしいですかね。こちらの実績につきましては、平成30年度の実績額については840万円、今年度、

令和元年度3月5日現在の負担行為額としましては970万円ということで、残が290万円ほどまだ出ております。30年度の件数といたしましては、建てかえが12件、町内から町内にお引越をされた方が91件、町外から町内に来られて住宅を取得した人が65件と、168件という合計になっております。なので予算的には例年並みであれば、予算減額しても通常どおり対応ができるかなというふうに考えております。

続きまして、住宅リフォームでございますが、過去の実績につきましては、平成30年度が56件で265万1,000円、令和元年度、今年度につきましては3月13日現在で63件で321万5,000円、消費総額といたしましては、今年度1億166万円となっております。

続きまして、町の観光看板でございますが、今年度、今現在も工事中という状況でございます。こちらにつきましては、寒川駅から寒川神社への案内看板を中心に8本設置しております。宮山駅から寒川神社に向かう方向に1本、それ以外の部分については、寒川駅から神社に向けての案内看板が7本ということになっております。神社だけの表示ではなく、新たに観光協会等の移転もございましたので、観光協会を案内する看板であるとか、総合体育館を案内する看板もあわせて設置をしているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 1点目の実績ということをお聞きしまして、減額しても足りるだろうということわかりました。先ほどの説明でも、今回の減額理由では借り入れ、何というんですかね、そちらのほうを聞きたいなと思ったんですけど、今回、借り入れということで、そちらのほうが減らしている理由というのが、経済的な状況と車購入が減ったというような状況があつてなかなか厳しいということなんですけど、その経済状況というのは困窮というか、借りられないほど生活が困っているという意味なのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいのと。

住宅リフォームに対しては徐々にふえて、経済効果もあるということで、さらなる周知と使いやすいような利便性ということを考えて、また進めていただきたいということで、これは要望でよろしいです。

3番目は看板、これで十分かどうか、自分もちょっと判断しづらいんですけど、まだ設置しているという状況で、これで十分かどうかはちょっとわからないんですけど、それはやる予定だということと、あと看板の、案内板だと思うんですけども、どういったものか、自分も確認すればよかったんですけど、ここでどういったものかちょっと教えていただければ、済みません、よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 大変失礼しました。勤労者福祉事業費につきましては、勤労者福祉資金の預託金の部分、こちらの減額についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、労働金庫のほうに預託をするものでございまして、先ほど委員からお話がございましたが、私のほうの説明もさせていただきます。経済状況にもよるといところで、借りられないぐらいまで厳しいというよりは、車の購入が全体的に減ってきた中で、利用する方が減ってきたという部分であったりとか、教育ローンなんかほかの金融さんもかなり低金利のものを出してきたといところで利用が減ってきたというような状況がございます。

利用件数につきましては、平成29年度につきましては89件、平成30年度につきましては68件と、だんだん減少の傾向でございます。ただ、こちらにつきましては、基本的には3倍協調ということで、今年度の予算3,000万円については、要は9,000万円までの借り入れに対応できるということになっておりまして、その部分については、今までの3倍協調を十分に維持できる額となっておりますので、ここについては2,000万円の減額をしたというものでございます。

それと、最後に看板の部分につきましては、いわゆる防犯灯とかの小柱みたいなものに矢羽をつけて案内を表示するものでございまして、こちらにつきましては、広報戦略課のほうのマーケティングマネージャーさんのデザイン等をいただきながら、『「高座」のこころ。』に合ったような形の看板を立てさせていただいております。わかりやすいのは、駅のロータリーのところに3本ほどございまして、旧観光協会のところに、渡る歩道の信号機のところとかにも設置されているので、ぜひ一度ごらんいただければというふうに思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 内容的なものがわかりました。学資ローンだと、ほかの低金利があるということであったんですが、金利を安くしたからふえるということもないんでしょうけれども、そういうことも考えて、利用者のことを考えると、さらなる金利をお願いするとかということは、町が補助するという考えということはないのかちょっとお聞かせ願うのと。

ありがとうございます。あのロータリーの設置看板を一度確認させていただいて、決算委員会でもまたお聞きしたいと思っておりますので、この点はよろしいです。その1点だけよろしく願います。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 預託金の部分になってきますけれども、この部分につきましては、今お話ししたとおり3倍協調というところで町はやっておりまして、県内の中では1倍協調ということで、さらに金利を下げたということをやっているところもあるようではございますが、町の実績を考えますと、平成30年度につきましては約4,800万円弱の利用がある。29年度については7,000万円程度の利用があるということを考えますと、預託金としても一時的にはそのお金を預けなきゃいけないということになりますので、1倍協調の場合には7,000万円、8,000万円のお金が必要になってきますので、そのあたりは慎重に検討していく必要があるかというふうに考えております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 それでは、佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 2点になります。1点目が商工会補助事業費のところ、町内宿泊施設の誘致調査という話が出てきて、これ内容、どういう結果になるのかなというのが非常に気になるのかなと思うんですが、まず、その調査の内容というのは、何らかの形で公開されるものなのかということと、あとは調査を依頼するということは、当然、町としてもそういう意思を持ってやっているのかどうか、宿泊施設を何とか誘致したいと、そういう意思を持って調査を依頼すると思うんですが、その考えをお聞かせいただきたいのと、あとは説明の中で、どちらかというビジネスマンをターゲットとするような説明があったんですけども、そのターゲット層についてどのように考えているのかとい

うところをお聞かせください。

あともう1点が、これエコノミックガーデンの中でやっているんですかね。担当課のほうで企業回りというのをやっていると思うんです。その中でふるさと納税の返礼品について、ある程度産振のほうで企業回りの中でやりとりをしてもらっているという話が財政課のほうであったんですけども、ちょっとその状況をお聞かせいただきたいというのと、あと農産物については農政課になるんですかね、ちょっとその辺の確認だけさせていただきます。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 2点ご質問いただきました。まず1点目について、ビジネスホテルの立地の possible の検討の調査についてお答えをさせていただきたいと思っております。町といたしましても、当然、観光面であったりとか、企業支援の部分では宿泊施設というものが必ず言葉として出てくる中で、1つの課題であるというふうには認識をしております。町が商工会に対して補助をしていく中で調査をするものでございますので、最終的な結果につきましては、当然、皆様にもしっかりとご報告、ご説明をしていきたいというふうに考えております。

今、調査の内容につきましては、先ほど目的については、ある程度お話をさせていただいたと思いますが、今、考えているところでは、ある地点を幾つか定めて可能性があるのかどうなのかということを検討していこうと。具体的には駅の近くであったり、幹線道路であったり、神社の周辺であったり、そういったところでホテルが建てられる可能性があるのかなというところをまずは調査していくと。当然、もともと大丈夫ですよという回答は出てこないのかなというところは、実のところ思っています。そもそも可能性が十分にあるというようなことであれば、民間の事業者がもう既に参入しているのかな。そういったことを考えると、何らかの町の支援であったり、そういった部分も必要な可能性が出てくるのかなというところ、そういった部分を把握したいという思いもありまして、今回調査をさせていただいております。

対象者につきましては、いろいろ工業協会さんからもお話をいただいております、企業さんに訪問される研修の方々、かなりの宿泊のニーズがあるというようなお話もいただいておりますので、まずはビジネスホテルでの宿泊施設の可能性というものを調べていきたいというような内容になっております。

【杉崎委員長】 遠藤主査。

【遠藤主査】 3点目のふるさと納税の返礼品に関してのお答えをさせていただきます。我々企業訪問している中で、主に製造業のほうを中心に回っているんですけども、そういった企業さんの中で、個人消費者向けの製品をつくっているような会社さん、最近で言うと、ガラス工房でガラスペンをつくったりだとか、それに伴うアクセサリをつくっている会社さんというところだったり、あとはお茶の焙煎をしている会社さん、そういったところにお伺いした際には、我々のほうから、まず、ふるさと納税の制度についてのご説明をさせていただいて、そのご説明を聞いていただいた上で、こういったものに協力していただけるというようなご回答を伺った際には、町のほうの財政課の職員を再度連れていきまして登録に向けてのご説明をさせてもらって、ふるさと納税の返礼品に乗せていくという形で取り組みのほうを現在進めているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 農業に関しては農政課でよろしいですね。

佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 宿泊施設のほうはわかりました。ある程度深いところまで答えていただいたので大丈夫かなと思います。確かにおっしゃるとおり、可能性が高いのであれば民間で建てると、そうじゃないから調査をして、町のほうで何らかの支援という流れになるのかなと思うんですが、それはそのとおり進めていただければと思います。その点については、深く説明いただいたので大丈夫です。

ふるさと納税について、工業製品については、担当課のほうでそういう機会があったら打診をしてくという話がありましたけれども、ふるさと納税の返礼品になり得るものについて、どれだけ担当課のほうで敏感に捉えているかというか、例えば町にこういうものがあるから、これはふるさと納税の返礼品としてふさわしいんじゃないか。だからこの企業に行って打診を試みようだとか、そういう感じで、どこまで敏感に捉えているのかなというところがちょっと気になるところで、今、他自治体の返礼品を見ると、かなり多様なものが、工業製品もそうですし、返礼品としてある中で、寒川町もこれをいかにふやしていくかというのがふるさと納税獲得の大事なところなのかなと思うので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 遠藤主査。

【遠藤主査】 ふるさと納税の返礼品に関してなんですけれども、ここで総務省のほうから返礼品についてかなり縛りというものが出てきたという中で、私たちは、まず、企業さんにお伺いする中で、その会社さんが何をつくっているかというのを把握しているような状況です。そういった中で、例えば何か返礼品となり得るような製造品があった場合については、そういったものを財政課の職員とともに情報を流しまして、寒川町のふるさと納税の返礼品として出せるかどうかというものを、そういったものを話し合いをしながら、ぜひ乗せたほうが良いということであれば、その企業さんにお声がけするということで、とりあえず寒川町でつくっているもので、何か個人消費者向けのものであった場合については、そういった情報を財政課のほうにも流すような形で現在とっているような状況となっております。以上です。

【杉崎委員長】 よろしいですか。それでは、産業振興課所管の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

10時5分に再開いたします。

【杉崎委員長】 ちょっと時間早いですが、全員そろいましたので、休憩を解いて予算特別委員会を再開したいと思います。

これより環境課所管の審査に入ります。

それでは、執行部より説明をお願いいたします。

大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 引き続き、よろしく願いいたします。

次に、環境課が所管いたします予算の審査のほうとなります。説明につきましては小林環境課長より

申し上げ、ご質問には出席の職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 小林環境課長。

【小林環境課長】 おはようございます。それでは、環境課の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。

予算書の歳入につきましては18ページから33ページ、歳出につきましては44ページから45ページ及び62ページから65ページでございます。2款総務費1項総務管理費12目環境保全対策費及び4款衛生費2項清掃費の1目清掃総務費、2目じん芥処理費、3目し尿処理費、4目美化センター費でございます。説明に当たりましては、タブレット資料020環境課、予算特別委員会説明資料をもとにご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、18ページ以降に委託事業一覧を添付してございます。

それでは、タブレットの2ページをごらんください。12目環境保全対策費1公害対策事業費の1公害防止対策事業費でございます。需用費の被服費につきましては、水質事故対応用の胴長を購入するためのものです。委託料につきましては、水質検査委託料でございまして、県が行っている測定を補完するため、継続的に小出川、目久尻川の2河川で3つの地点と、一之宮第二排水路の1排水路の4つの地点で調査を実施するものです。

そのほか、予算計上はございませんが、町では平成22年度より公害防止対策を推進し、町民の健康及び快適な生活環境の保全を図るため町内事業所と環境保全協定を締結し、事業所と町が一緒になって環境保全に取り組むという方針を再確認し、その取り組みの一環として、事業所を対象に環境保全研修会を総合体育館多目的室で開催してございます。令和元年度につきましては、神奈川県湘南地域県政総合センター環境保全課及び一般社団法人省エネルギーセンターから講師をお招きし、生活環境の保全等に関する条例や省エネの進め方などについてご講演いただき、21社23名の方にご参加いただきました。

続きまして、3ページをごらんください。2環境衛生事業費の1環境衛生事務経費でございます。報酬につきましては、12名分の環境審議会委員の報酬、旅費につきましては、委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。委託料につきましては、（仮称）第3次環境基本計画策定業務委託でございまして、令和2年度に現行の第2次環境基本計画の計画期間が終了するため、環境に関するさまざまな変化や課題に対応するためのより実効性のある計画を策定するものです。なお、同じく令和2年度に計画期間が終了いたします寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）につきましては、計画期間や目標値等総合計画や環境基本計画と整合を図り職員で策定いたしますので予算計上はございません。負担金補助及び交付金につきましては、高座地区河川をきれいにする会と桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。

続きまして、4ページをごらんください。2環境衛生事業費の4動物対策事業費でございます。犬の登録等の事務、狂犬病予防の集合注射や犬のしつけ教室、特定外来生物のアライグマや有害鳥獣のハクビシン駆除及びスズメバチの巣の駆除に関する事業費でございます。報酬につきましては、狂犬病の集合注射時及び犬の登録事務に係る会計年度任用職員の報酬、報償費につきましては、犬の避難訓練としつけ教室の講師謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、犬の登録用の鑑札並びに予防接種の注射済票、災害時救護活動用の消耗品、有害鳥獣捕獲のための箱わな等

の購入費でございます。なお、犬の登録用の鑑札につきましては、現在、楕円形の標準的な鑑札ですが、令和2年4月1日以降の登録分から犬をモチーフとしたデザインの鑑札に変えてまいります。少しでも愛着があり、ふだんから首輪等につけていただけるよう、また、犬にも負担のかからない鑑札でございます。

被服費につきましては、近年非常に問い合わせの多いスズメバチ駆除の職員用防護服の購入費でございます。役務費につきましては、狂犬病予防集合注射開催通知の郵送料、委託料につきましては、県獣医師会への犬の登録及び注射促進協力事業の委託料とアライグマやハクビシン等の有害鳥獣の駆除業務委託料、スズメバチ駆除事業委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、犬の登録システムのリース料でございます。令和2年2月末現在犬の登録数は2,882頭でございます、ここ数年2,900頭前後を推移してございます。

負担金補助及び交付金につきましては、飼い主のいない猫の不妊・去勢、子猫の里親探し等の動物保護活動を行う2団体への補助金と飼い主に対しての猫の不妊・去勢手術費の補助金で不妊70匹分、去勢50匹分でございます。令和2年度も引き続き、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する不妊・去勢の助成を継続し、不幸な猫をふやさない取り組みを推進してまいります。

なお、動物対策事業費の特定財源でございますが、同じく4ページをごらんいただき、歳入番号①及び②は予算書の20、21ページ、鳥獣飼養許可証交付手数料、犬の登録手数料で、町手数料条例に規定された申請手数料を徴収するもので、消耗品並びに犬の登録に係る職員給与費及び同事務事業に充当しております。歳入番号③は予算書の26、27ページ、市町村事業推進交付金の中の有害鳥獣駆除事業に対するもので、事業費の2分の1補助でございます、アライグマやハクビシンなどの駆除業務委託料に充当しております。歳入番号④は予算書の30、31ページ、まちづくり基金繰入金の寒川キャットプロジェクトへのクラウドファンディングでございます、猫の不妊・去勢手術費助成事業や動物保護活動補助金に充当しております。

続きまして、5ページをごらんください。2環境衛生事業費の5地球温暖化防止対策推進事業費でございます。温暖化防止、クリーンエネルギーの普及啓発、並びに藤沢市、茅ヶ崎市の2市1町、湘南エコウェーブの事業における支出でございます。需用費の消耗品費につきましては、夏場にヘチマ等を使用したグリーンカーテン用の有機培養土代でございます、負担金補助及び交付金につきましては、家庭用燃料電池システム「エネファーム」設置に係る補助金でございます。なお、湘南エコウェーブへの令和2年度負担金につきましては、市町村振興協会助成金を活用し、事業費の全額が対象事業ということで予算計上はございません。

続きまして、6ページをごらんください。2環境衛生事業費の6環境活動推進事業費でございます。報償費につきましては、目久尻川及びその周辺で実施する川の生き物調査隊、並びに野鳥観察会の講師謝礼でございます。負担金補助及び交付金につきましては、寒川環境町民会議、いわゆるさむかわエコネットへの交付金でございます、継続して実施していただいている河川の清掃活動や環境課との共催事業に加え、新たな取り組みとして、さむかわ中央公園のビオトープの整備等、環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。

続きまして、7ページをごらんください。環境保全担当の最後の科目、3環境保全対策事業費の1美

化運動推進事業費でございます。この事業は、住民の皆さんに美化意識の向上とごみのないまちづくりを目指し、5月に相模川美化キャンペーン、6月、11月の年2回、まちぐるみ美化運動を実施しております。需用費の消耗品費につきましては、まちぐるみ美化運動や環境美化活動で使用するごみ袋の購入、印刷製本費につきましては、環境美化啓発ポスター優秀作品1点を100枚印刷し、町内の公共施設や駅、金融機関、スーパーやコンビニ等に掲示し、ポイ捨て禁止、犬のふんの放置禁止、落書き禁止、野外活動に伴う料理くずの投棄の禁止、動物の適正管理、深夜花火の禁止など、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の啓発を実施しております。なお、令和元年度の応募点数は149点で、町民センターで作品展を実施いたしました。役務費につきましては、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の三面啓発塔の保険料、委託料につきましては、まちぐるみ美化運動、環境美化活動、河川の美化キャンペーンのごみ運搬費でございます。

続きまして、衛生費関連をご説明いたします。予算書は62ページから65ページをお開きください。タブレットの8ページをごらんください。4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費1職員給与費でございますが、清掃費関係職員12名分の給与等でございます。

なお、職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①及び②は予算書の30ページから33ページ、美化センター並びに広域リサイクルセンター管理運営に関する茅ヶ崎市からの負担金のうち、それぞれの職員給与費に充当するものでございまして、そのほかは記載のとおり施設の管理運営費に充当いたします。

続きまして、9ページをごらんください。2清掃総務事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県町村清掃行政協議会負担金と大気汚染負荷量賦課金でございます。

続きまして、10ページをごらんください。3公衆便所維持管理経費でございますが、こちらは宮山駅前の公衆トイレ及び寒川駅北口公衆トイレの維持管理経費でございます。需用費の光熱水費につきましては電気代、水道代、下水道使用料、役務費につきましては建物共済の任意保険料、委託料につきましては清掃委託料でございます。宮山駅前の公衆トイレにつきましては、週3回の清掃と年3回の特別清掃、寒川駅北口公衆トイレにつきましては、毎日の清掃と年4回の特別清掃を実施し、清潔なトイレの維持管理に努めております。工事請負費につきましては、宮山駅前公衆トイレの解体費用でございます。宮山駅駅舎の改修事業の進捗状況にあわせ実施するもので、新たなトイレが使用できるまでは現行のトイレを使用いたしますので、駅舎の改修工事に先行して解体するものではございません。

続きまして、11ページをごらんください。2目じん芥処理費1ごみ減量化推進事業費の1ごみ減量化・資源化推進事業費でございます。ごみ減量化等の推進及び資源物の適正回収を目的に、自治会や衛生指導員等の協力により分別収集等の徹底を推進する事業費でございます。報償費につきましては、資源物分別に伴う自治会への報償金と、衛生指導員や15人で構成する廃棄物減量化等推進協議会委員の謝礼でございます。需用費の消耗品費につきましては、指定収集袋や資源物収集のための網目のラッセル袋と消滅型生ごみ処理機の購入費等でございます。印刷製本費につきましては、違反ごみに添付いたしますシールの作成代、役務費につきましては、指定収集袋販売代金請求のための郵送料と口座振替の手数料及び衛生指導員の保険料、委託料につきましては、資源物収集時に使用するコンテナ及びラッセル

袋等を収集日の前日に配布する委託料、公共用地の剪定枝を資源化するための委託料、指定収集袋の配布委託委託料、並びにごみ質分析の委託料でございまして、ごみ質分析につきましては、さらに精度の高い分析を実施し、ごみの減量化や食品ロスの削減の推進に活用していきたいと考えてございます。使用料及び賃借料につきましては、指定収集袋を保管するための倉庫の借上料でございまして、

なお、ごみ減量化・資源化推進事業費の特定財源でございまして、歳入番号①、②及び③は予算書の28、29ページ、物品受払収入の中の指定収集袋受払収入、環境課扱い分資源物売払収入、生ごみ処理機売払収入でございまして、指定収集袋作成費、資源物分別自治会報償金等の報償費、生ごみ処理機の購入費にそれぞれ充当しております。

続きまして、12ページをごらんください。2 ごみ資源物収集処理事業費でございまして。この事業は、収集したごみ及び資源物を環境事業センターやリサイクルセンターへ搬入して、中間処理後、最終処分に至るまでの事業費でございまして。需用費の消耗品費につきましては、最終処分地への挨拶時の手土産代、廃乾電池運搬用の土のう袋や蛍光灯の運搬用段ボール等の購入代、ごみ置き場の境界を明確にする境界プレートの作成代で、印刷製本費につきましては、毎年作成いたします分別収集日程表と3年に一度作成いたしますごみと資源物の正しい分け方・出し方の印刷代でございまして。役務費につきましては、臨時ごみ用証紙の販売店への証紙受払手数料、委託料につきましては、集積所から収集した資源物をリサイクルセンターへ、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみを茅ヶ崎市環境事業センターへそれぞれ搬入する収集運搬委託、家庭まで取りに伺う臨時ごみの収集運搬委託、事故等で亡くなった死畜の収集運搬委託、焼却灰を千葉県銚子市及び秋田県小坂町の民間処分場への運搬処分委託及び栃木県小山市と茨城県鹿嶋市の民間企業への熔融資源化処理委託、茅ヶ崎市において可燃・不燃ごみ処理業務委託等でございます。原材料費につきましては、ごみ置き場補修用のコンクリートブロック等の材料費でございます。負担金及び交付金につきましては、茨城県鹿嶋市への焼却灰搬入のための環境保全協力金でございます。なお、秋田県小坂町への環境保全協力金につきましては、事業者経由での支出となるため運搬処分委託料に含まれております。

なお、ごみ資源物収集処理事業費の特定財源でございまして、歳入番号①は予算書の18ページから21ページ、廃棄物処理業許可申請手数料、歳入番号②は予算書の18ページから23ページ、じん芥、臨時ごみの手数料でございまして、申請時及びごみ収集時に町手数料条例に規定された料金を徴収するものです。歳入番号③、④は前段のごみ減量化・資源化推進事業費で説明いたしました残額分で、歳入番号⑤は予算書の30ページから33ページの広告掲載料で、分別収集日程表やごみと資源物の正しい分け方・出し方、指定収集袋の広告収入でございまして。印刷製本費、可燃ごみ収集委託及び臨時ごみ収集委託に充当しております。

続きまして、13ページをごらんください。4 広域リサイクルセンター管理運営経費でございまして。施設を運営するに当たっての経費で、平成26年7月より令和14年3月までの長期包括運営責任業務委託を行っております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員の謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、施設の維持管理に係る消耗品や共同事業で維持管理しております緑地・花壇に係る肥料や花の種の購入費、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、修繕料につきましては、公用車の車検代でございまして。役務費につきましては、車検時の

印紙代、火災保険や車両の保険料、委託料につきましては、長期包括運営責任業務委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装類の引き取りに係る日本容器包装リサイクル協会に支出します分別基準適合物の再商品化に係る市町村負担金と資源物売払収入等の茅ヶ崎市分の分担金でございます。公課費につきましては、車検に伴う重量税でございます。

なお、広域リサイクルセンター管理運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①につきましては予算書の28、29ページ、リサイクルセンター資源物売払収入でございます。市町で収集した缶、金属類、衣類等を売却した収入でございます。歳入番号②、③につきましては予算書の32、33ページ、②は再商品化合理化拠出金等配分金で、日本容器包装リサイクル協会から分配されるペットボトル等の有償拠出金等でございます。搬入割合により茅ヶ崎市に案分するものです。①、②につきましては、資源物拠出金分担金に充当し、残額は委託料のリサイクルセンター長期包括運営責任業務委託に充当しております。③は広域リサイクルセンター管理運営負担金で、茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費について、職員給与費のほかは資源物の搬入割合等により負担されるものでございまして、資源物拠出金分担金以外の科目におおむね搬入割合により案分して充当しております。

続きまして、14ページをごらんください。6 広域粗大ごみ処理施設整備事業費でございます。茅ヶ崎市環境事業センター内の粗大ごみ処理施設につきましては、昭和52年から稼働開始以来40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、平成29年度に策定いたしました施設整備基本計画に基づき、旧焼却炉を解体した跡地に新たな粗大ごみ処理施設を建設するもので、令和2年度は事業方式検討業務と生活環境影響調査業務を実施いたします。負担金補助及び交付金につきましては、町の負担分でございます。負担割合は15.7%で、平成28年度から平成30年度に破碎処理したごみ処理量の処理量割でございます。

続きまして、15ページをごらんください。3 目し尿処理費 2 し尿処理事務経費でございます。こちらはし尿のくみ取りに係る全ての事務関係費と町内のくみ取り世帯や工事現場等の仮設トイレによりくみ取った生し尿を美化センターに運搬する経費でございます。需用費の消耗品費につきましては、くみ取り処理券の用紙代、印刷製本費につきましては、清掃手数料納入通知書、窓付封筒・督促状等でございます。役務費につきましては、納付書等の郵送代、し尿処理手数料の口座振替の取扱手数料でございます。委託料につきましては、し尿収集運搬委託料でございます。

なお、し尿処理事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、②は予算書の18ページから21ページ、①し尿処理手数料、②滞納繰越分でし尿をくみ取る際に徴収する手数料でございます。し尿収集運搬委託料に充当してございます。

続きまして、16ページをごらんください。4 目美化センター費 1 し尿処理事業費でございます。し尿処理事業費では、美化センターの施設の維持管理経費や施設に搬入されました寒川町・茅ヶ崎市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費、中間処理した脱水汚泥の資源化処分に伴う経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会委員の報酬、旅費につきましては、美化センター職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、各種薬品や管理用消耗品、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、設備用の灯油代、光熱水費につきましては、電気代、水道代、下水道使用料、施設用プロパンガス代でございます。修繕料につきましては、計画的に実施しております設備機器の修繕に加え、特

別修繕といたしまして前曝気槽の修繕を実施し、安全で安定した美化センターの運営に努めてまいります。

役務費につきましては、施設の電話料とトラックスケールの検定料、車検時の印刷代、火災保険や車両の保険料、委託料につきましては、自家用電気工作物保守点検をはじめとする施設管理委託料や各種水質検査をはじめとする分析業務委託料、脱水汚泥を肥料原料にするための、埼玉県大里郡寄居町にございます肥料化工場への運搬処理や脱水汚泥の放射線物質の検査を年4回実施いたします脱水汚泥運搬処理業務委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー、FAXの機械借上料でございます。公課費につきましては、車検に伴う重量税でございます。

なお、し尿処理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①は予算書の32、33ページ、美化センター管理費に係る負担金は茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費でございます、定額割として双方が10%ずつ負担し、残りの80%につきまして、し尿、脱水汚泥等の搬入割合等により負担されるもので、職員給与費の充当分以外は各科目におおむね搬入割合により案分して充当しております。

続きまして、17ページをごらんください。最後に、歳入予算の一般財源ほかの概要でございます、予算書の18ページから21ページ及び26、27ページになります。14款使用料及び手数料1項使用料3目総務使用料の行政財産使用料の環境課分は、令和2年度はございません。14款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料の行政財産使用料は、美化センター、リサイクルセンターの駐車場等の使用料やごみ置き場内の電柱設置に伴う使用料でございます。16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の大气汚染常時監視測定網交付金でございます。県が町役場に設置してございます大气汚染に係る常時監視測定機の電気代相当を負担いただいているもので、施設再編課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。

以上で環境課の令和2年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 3点ほどになりますでしょうか、質問したいと思います。まず1点目、5ページの地球温暖化防止対策推進事業費のところ、家庭用燃料電池システムの補助予定件数の見直しによる減ということですが、エネファームの設置を推進していると思うんですが、予定件数、設置しているご家庭がだんだん少なくなっているのか、その辺のどうして設置が進まないかの理由というのは、課題といいますか、何かありますでしょうか。1点お伺いしたいと思います。

それから、11ページになるのかな、ごみ減量化・資源化推進事業費のところでもいいんでしょうかね。後半の資料のところ、年2回家庭から出るごみの、食品ロスの仕分けの分別内容というんですかね、それを調査しているということなんですけれども、環境課が出している広報みたいなゴミ野ゲンゾウでしたっけ、あれにも載っていると思うんですが、家庭に対して食品ロスの対策、去年10月に食品ロスの削減法が施行されて、令和2年度、町としてどういう形で町民の方にごみの削減というのを推進していくのか、もし具体的な取り組みがあったらお聞かせいただけますでしょうか。

それから、12ページのごみ資源物収集処理事業費のところになりますけれども、町内を行動していますと、ごみの日に、大体決まっているんですけども、生ごみの日、相当ネットから出てしまって、いつも生ごみが散らかっている状況の場所が何カ所かあるんですね。住民の方からもよくご相談をいただいたりするんですけども、町民の方の出し方もあるでしょうし、ネットの大きさとかもあるのかもしれないんですけども、このネットに対して、自治会のほうに補助とかが出ているんですけど。どういふうなごみ置き場の対策の指導をされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

以上3点です。

【杉崎委員長】 順次答弁をお願いいたします。

小林環境課長。

【小林環境課長】 まず、1点目のエネファームでございます。このエネファームにつきましては、年によっても違うというところもあるんですけども、今年度は、残念ながら予算的には、今年度は20件予算を持っていたんですけども、本日現在まで5件の申請でございます。これにつきましてはエネファーム以外に、エネファーム以外のものも商品としていろいろ出てきているもので、分散しているというところもあるのかなというところがございます。ですので、こちらにつきましては、東京ガスさんと周知、これをお互いにどうしたら周知徹底できるのかということを常に話し合いながらやっていますので、令和2年度につきましては、実績に基づいて10件の予算にしたんですけども、10件以上の申請があれば、10件で終わりではなくて、そのときにまたプラスの対応をしていく考えでございます。ですので、現状、エネファームのほうは、ほかの商品もいろいろ出てきているというところもあるのかなというところがございます。

2点目のごみの分析、食品ロスの関係なんですけれども、こちらについては、ことしも1月に廃減協のほうの主となってエコクッキングというものを開催して、まず、ごみを出さない、食材の無駄のないようなエコクッキング、それで余りも出さない、そういうものを実施してございます。ですので、今後このごみ分析、そういう結果も、先ほど委員がおっしゃったゴミ野ゲンゾウ、そういうもの、また広報を通して周知を徹底していく。また、そういう事業を通して食品ロス、ごみの減量、そういうものを伝えていこうという考えでございます。

それと3点目につきましては、ネットの補助は町のほうで直接的には行ってございません。ですので、ネットの購入につきましては各自治会から、補助が出ている自治会もあつたり、補助がなかったりというところも認識はしてございます。ただ、ごみ置き場に対しては、自治会にネット代ということではなく、報償金ということで環境課のほうから補助を出しているという状況でございます。また、ごみ置き場が非常にあふれているとか、出し方が悪いとか、そういうところは常に公衆衛生社とやりとりをして、どこの置き場が今現状、出し方とか非常に散乱していると、そういう情報は常に情報共有とか、している状況でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 ありがとうございます。再質問ですけども、まず、エネファーム、なかなか金額的にも大きい部分があるので進んでいかないのかなというところもあるんですけども、ほかにいろいろ

なものが出て、ちょっと私もこの辺、苦手な分野なのであれなんですけれども、いろいろなものが出ているというのは、どういったものに分散しているのか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

それから、食品ロスとの関係はわかりました。エコクッキングをやりながら、ゴミ野ゲンゾウのほうにも載せて周知をしていくということで、直接町民の方に働きかけていく施策がこれからますます必要になってくるのかなというふうに思っているのですが、結構いろいろな事例があったりもしますから、そういったものを参考に直接家庭に、主に主婦の方たちに働きかけていくような取り組みというのを推進していく必要があるのではないかなと思っています。

ごみを減量していかないと、本当にごみの処理費用がかさんでいきますので、やっぱり一家庭一家庭の意識の変革がとても大事になってくるのかなと思いますので、来年度から総合計画に載せていくのにSDGsの取り組みも進めていくということですので、町民の方が一番取り組みやすいのは、やっぱりこういった食品ロスの部分をどう自分ごととして捉えて寄与していくかということにかかってくるのかなと思うので、そういったところをダイレクトに働きかけられるのは環境課の事業かなというふうに思いますので、そこはぜひ、ごみ減量というところで経費も削減できますし、一人一人の意識も変わって地球の環境にもいいというふうに取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、ことしの7月からレジ袋が有料化になっていくことで、何か町として取り組んでいく考えがあるのかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

それから、ごみのネットを、自治会に報償金みたいな形で出して、そこから自治会がどうごみ置き場の班というか、組というか、そういう人たちに対して出しているところもあれば、出していないところもあると思うんです。やっぱりゴミ野ゲンゾウにも書かれていましたけど、「カラスいけいけ」、名前を言っちゃっていいのかわからないんですけど、あれを設置、本当にカラスがすぐ来てひどくて、それを皆さんが自費で購入して設置したら大変効果があったと、カラスは大変頭がいいので、そういうところを避けて、よりごみを取りやすいところへ行っちゃおうと思うんです。そういうことを考えると、町でも推奨している「カラスいけいけ」は相当金額が張るものだと思うので、例えばそこに対して補助を、ネットだけではなくて補助をしっかりと出していく、そういったことで環境美化にもつながっていくのかなと思うんです。本当に見ていると大体同じところが、ごみが大変散乱している地域があるんですけど、寒川町は基本的にはきれいな町かなと思っていますんですけど、そういうところで相当散らかっているとイメージもよくないので、そういったところに効果的に多少の補助を出していくことで衛生的にもいいのではないかなと思いますけれども、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

【杉崎委員長】 小林環境課長。

【小林環境課長】 まず、1点目のエネファームのほかの商品ということなんですけれども、例えばなんですけれども、ZEH住宅ですとか、あとは蓄電池を活用したもの、そういうものと担当としては認識してございます。

それと2点目につきましては、こちらについては周知徹底をしっかりとやってまいります。それと、レジ袋に対応するものということで、今年度もなんですけど、例えば廃減協でエコバックをつくったり

だとか、あと2市1町でもエコバックのほうを作成して配っていると、そういう取り組みを令和2年度も引き続きやっていこうということで考えてございます。また、マイボトルとかマイバック、そういうものを持っている方、持っているだけじゃなくて、それを有効に活用してくれということもあわせて周知をしていこうということで考えてございます。

また、食品ロスの問題は一般家庭も当然のことながら、あとはスーパー、その辺もでございますので、そういうものは地道に、今年度も担当が何件かそういうところを回って指導というか、どういう状況かというものも聞いてございますので、引き続きそういうものを令和2年度も続けていこうと考えてございます。

それと3点目の「カラスいけいけ」の補助ですね、例えば「カラスいけいけ」ということでしょうかけれども、「カラスいけいけ」については、置ける置き場もあったり、あと道路上に「カラスいけいけ」を置くと、今度通行の妨げとか、そういうこともございますので、そういうことで平等性というところからも、なかなか「カラスいけいけ」の補助というところには今至っていない現状でございますが、今後も、先ほど申し上げたとおり、公衆衛生社とか、あと皆さんのいろいろな情報から、置き場があふれてしまっているとか、非常に乱れているとかいうところは、そういう声を聞いたときは、担当がその置き場に対応したりとか、そういうことも地道にやっているところもありますので、そういうところを捉えて、1件1件現場を見て判断していこうということをしていきたいと考えてございますので、なかなかすぐに、そういう事情もあって「カラスいけいけ」の補助には現在至っていないというところもございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず1点目、エネファームのところですけども、ZEHとか蓄電池のほうに流れている部分もあるということで、台風の影響だったり、気候変動の中で蓄電池に移行しているのかなというのは若干感じます。私も休会中に、ある程度家にいる時間が大変長い中で、相当な電話が入ってきています。電話をとると、蓄電池のあれだったりとかするので、そういう意味では、この気候変動の中で蓄電池のニーズというのは高まっていくのかなと思います。やっぱり電源が確保できないと、一番災害時には大変な思いをしますので、それを個々の、町がエネルギー確保していくということも大事だと思いますけれども、できるおうちが個々にエネルギーの確保をしていくということも大変大事なのかなというふうに最近思っています。そういった意味では、エネファームももちろん大事なんですけれども、蓄電池に対しての設置補助とかという動きというのは、国の動きとかも捉えながら、町としてどのような考えがあるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、食品ロスのところはわかりました。この間、2市1の中で展示会とかもやっていただきたいというような要望も出しましたけれども、そういった形で皆さんが、子どもたちも含めて勉強できるような、環境フェアみたいな、小さくても町の中でできていくと、またさらに周知・啓発が進むのかなと思いますので、そこは順次取り組めるところからぜひやっていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

それから、ごみ置き場のカラス対策のところですけども、設置できる場所、できないところがあ

りますので、何とも平等性と言われてしまうと難しいところがあるんですけども、折り畳みができるというところで、ごみのときだけ出して、あとは畳むということも可能なので、補助を出していく可能性というところを、住民の方たちが自分たちで負担をしてというのが、またこれも平等性に欠けてしまうような気も、自分たちのごみなので、それは全員が賛成していくところだと思うので、いい部分もあるのかもしれないんですけども、そういうところも加味しながら、補助金の可能性というところをぜひ検討していただければなと思いますけれども、最後、ご答弁をお願いいたします。

【杉崎委員長】 小林環境課長。

【小林環境課長】 1点目の蓄電池への補助ということで、今、私どもが承知しておりますのは、神奈川県補助があるということは認識してございます。今後につきましては、近隣のそういう情報、そういうものもアンテナを張って集めていきたいというふうに考えてございます。確かに災害時とか、こういう蓄電池の必要性というのは十分承知してございますので、今後そういう情報収集に努めてまいります。

それと3点目、「カラスいけいけ」の関係なんですけれども、この辺は、「カラスいけいけ」に限らず、確かにネットへの補助というものも要望の声が上がっているところもございます。ですので、その辺については置き場の状況、そういうのも踏まえて、今後、検討というか、絶対に考えないのではなくて、状況を踏まえて、よく検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 まず、タブレット資料の10ページです。公衆便所維持管理費で、今回、新しいトイレの設置ということで解体ということなんですけど、その解体する、わかる限りでいいんですけども、解体する期間ということと、その間、解体している期間のトイレの対応というのはどういった形になるのかということをお聞かせください。

それと2点目なんですけど、12ページのごみ収集事業で、町はずごくペットボトルの回収とかというのは、かなり質の高いプラがということなんですけれども、ニュース等でもよくご存じかと思うんですけど、今、余っているような状態で、輸出とかというのなかなか受け入れていかないというような状況なんです。そういった影響というのは、これからどういった影響が出てくるかという、今のところはそういう影響はないと思うんですけども、プラが今余っている状態で、町がどう処理していこうかという考え、状況が変わっていくかもしれないんですけど、今、余っているというような状態で、どういった対応をとっていこうかというようなことは検討しているのかどうか、まずお聞きします。

【杉崎委員長】 小林環境課長。

【小林環境課長】 まず、宮山駅のトイレの関係、解体の関係ですけども、先ほど説明をさせていただいた中でも申し上げたんですけども、新しいトイレができるまでは解体工事はいたしません。ですので、解体工事中はというご質問については、新しいトイレができなければ解体はしませんので、そこはトイレができる前に解体だけ先にするというようなことがないように進めてまいりたいと考えてございます。時期についても、これにつきましては宮山駅の進捗状況にもよりますので、ここについては、

今、具体的には決まっていないという状況でございます。

また、2点目のご質問なんですけれども、今現在は、確かにプラのほうが以前はお金がついていたところが、今は無償になってしまったという現状はございますが、例えばペットボトルでいいますと、寒川町は県内では1位をずっとキープしてございます。また、来年度、この4月からの金額も非常に高い評価をいただいているところでございます。ですので、その辺は、逆有償ということだと思えるんですけども、今のところはそういうことはないということで、ただ、今後そういうことも考えながらリサイクルセンターの運営、円滑に運営できるように進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 済みません、よく聞いてなくて、理解してなくて済みませんでした。1つ目、つくっている間は古いものは潰さないで、そのまま今の状況を維持しつつやっていくということで、わかりました。それはよろしいです。

もう一つのプラのほうです。プラは有償で頼むというような状況になってしまうということで影響があるということなんですけれども、世界的な問題なので、なかなか寒川町としても無理かとは思いますが、有償になった場合の影響、どのぐらい減っていくというか、目算しているのか、まずお聞かせください。今は入ってきているんですよね、額的なものが。入ってきていないんですか。とりあえず今回、有償で引き取るというようなことになれば、どのぐらいの影響があるかということをお聞かせください。

【杉崎委員長】 小林環境課長。

【小林環境課長】 済みません、私の説明が悪かったのかもしれませんが、逆有償ということでお話をさせていただきました。まず、逆有償というのは、お金を払って引き取ってもらうということでございまして、今は逆有償ということ、現状はございません。まだそういうふうになるということも情報は入ってございませんので、逆有償になった場合には幾らお金がかかるのかというところで、今後、確かに検討は必要かもしれませんが、今そういうデータはございません。ですので、今は先ほども申し上げたとおり、ペットボトルの金額のほうもどんどん単価が上がって、その辺は町民の方がしっかりと分別をしていただいて、きれいに出していただいている結果だと思いますので、そういうものは広報だとか、ゴミ野ゲンゾウとかでPRをしていきたいと思うんですけれども、今、ご質問にある逆有償になったとき、どれだけ影響があるかという金額については、現在データはございません。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 今、課長からも答弁ありましたペットボトルについての質問でございますが、資源物の出し方といいますか、可燃とかプラとかは週1あたりとかしていいんですけれども、資源物については月1回だということが、ちょっと町にとって不便だなという声をよくお聞きしています。そんな中で、今、以前この場でも話したことがありますけれども、家庭の缶やペットボトルをコンビニ等に捨ててしまっている方が多いというのもよく聞いております。今、課長がおっしゃっていたペットボトルが、

今、高く売れるというか、引き取ってもらえる時期にとって、微々たるものかもしれませんが、町にとっての資源が不当にといえますか、捨てられているという現状を考えますと、もう少し回数をふやしたほうがいいんじゃないのかなというのが私の意見なのでございますが、その中で、そのような検討をしたのかということ、他市と比べてもしょうがないんですけども、寒川町においても、もう少し月2程度でもふやすべきではないかと思えますけれども、その点について、担当課としての見解をお聞かせください。

【杉崎委員長】 小林環境課長。

【小林環境課長】 資源物の回数なんですけれども、確かに寒川町は1回ということで、これをふやす検討というか研究、それは担当としてしてございます。これは町民からの声もございますので、ただ、これは皆さんご存じのとおり、1回から2回にした場合には、一番は経費がかかるということもございます。ですので、近隣の状況も全て調査、把握はしてございます。資源物が1回取りというのは県内でも寒川町のみという状況もございます。いろいろ市町によって、瓶とペットが、例えばですけど、違う日に回収したりとか、そういうこともあるので一概には言えないところもあるんですけども、少ないという認識はございます。ですのでその辺は、今度引き取る、今、可燃も含めて仕組みというものができ上がっているところなので、これが2回に変わると、いろいろ今度、日程の問題とか、そういうものも全て変えていかなきゃいけないというところもありますので、そういう全体的なことを考えて、引き続き検討は進めていきますけれども、担当としても、このままでいいとは思ってはございません。ですので、どういうふうな方法があるのか。例えばですけども、今、可燃置き場は町内で約1,500カ所ございます。資源物置き場は、それを約200カ所ぐらいに絞っている状況なんです。ですので、その場所がすごくあふれてしまうという問題もございますので、例えばその置き場を変えてみるとか、もう少しふやしてみるとか、そういう検討もいろいろ含めて今後もしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 今、課長から県内でも少ない回数だということで、今、寒川町が外からの転入者が多いというところを踏まえますと、ごみとあってイメージにつながってしまうと思うんですね。特に奥様が月1回しか出せないというところで、リサイクルセンターに持ち込めばいいんじゃないかということもあるかもしれませんが、なかなかそうもいかないと考えますと、やはり早急に取り組むべき問題であると思えますので、今年度中、来年度中、できればもっと早い段階で出していただいて、財源等もあると思えますけれども、早急な対応をお願いしたいと思えますが、要望で結構でございます。要望でいいです。

【杉崎委員長】 他にございますか。

佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 スーパー等のビニール袋の有料化、一部重複する部分があるかもしれないんですが、もうちょっと深く質疑に入りたいんですけども、まず、7月から有料化というのは義務づけですよ。ということは、まず、町内のスーパーなり、業者さんが一律にちゃんと有料化に向けて動いてもらえるものなのか。それに対して町がどういう形で周知というか、指導というんですかね、をや

っているのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 小林環境課長。

【小林環境課長】 現在、町内のスーパーさんがこの7月のレジ袋有料化に向けての、町環境課独自でそれぞれ町内のスーパーさんへの調査はしていないところが現状です。ですので、今後、スーパーさんとそういう情報交換は必要になろうかと思えます。ですが、現在のところ、その辺把握していないのが現状でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 把握していないというところで、これについては基本的には一律にやっていただくべき、それで公平性を担保しなきゃいけないのかなというふうに思うんですが、その点、町のお考えがどうなっているのかお聞かせいただきたいのと、あとはこの制度の趣旨を考えたときに、有料化してお金を取るというよりは、ビニール袋を消費しないようにして環境対策なりというのが当然趣旨だと思うので、これについては買う側の意識というのが大事になってくると思うんですけども、町民に対して、ビニール袋の件に対してどのように周知をしていくのかというところと、あとはビニール袋が有料化になってプラごみが恐らく減ることになると思うんですけども、減ったことによってリサイクルセンターに係る経費というのが当然に減っていくもののかなというふうに思うんですが、そのことについてどういう形になるのかお答えいただきたいと思います。運営経費が減ることになるのかどうか。

【杉崎委員長】 小林環境課長。

【小林環境課長】 まず、町内のスーパーさんが7月の有料化に向けてやらないところ、やるところ、そういうのがあってはいけないんじゃないかというお話でございますが、その辺は今後、スーパーさんにどういう対応をとっていくのか、とっていくのかというか7月に有料化していくとは思いますが、その辺は情報収集に努めていきたいと思えます。我々としては、議員がおっしゃったように、レジ袋を有料化するのが目的ではなくて、使わない、出さないというほうに、量を減らしていくというほうに担当としては持っていきたいと思えますので、例えば、先ほども申し上げたんですけども、エコバック、そういうものをつくって街頭で周知とか、そういうものを進めていきたいと考えてございます。

また、リサイクルセンターについて、レジ袋が有料化になったことでどれだけ減るだろうかと、減ることによって経費がというところでございますが、その辺については、一応長期包括ということで、その経費については固定費と変動費というもので決まっているものもございまして、固定費についてはそういう契約のもとでやっていますので、そこについては変わらないという認識でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 わかりました。そうなんです、経費については変わらないんですね。わかりました。エコバックを進めるという話で、当然そういうふうになってくるのかなというふうに思うんですけども、これ進めていくのって、当然今までの習慣を変えるわけですよ。相当大変だなという印象を受けて、私なんか、今スーパーによっては有料になっているところもあるんですけども、

どうしても忘れてしまうというところがあって、なかなかこの習慣って身につかないなというふうに思っていて、これは義務化したところを境にかなり強烈にというか、町民に対してメッセージを発信していかないと、なかなか簡単には変わらないなというふうに思うんですが、どういうふうに発信をしていくのかというところだけ、最後まで1回お答えいただきたいと思うんですが。

【杉崎委員長】 小林環境課長。

【小林環境課長】 まず、こちらについては、いろいろマイクロプラスチックの問題ですとか、地球温暖化、あと神奈川県はプラごみゼロ宣言ということもしている中で、レジ袋の削減というものは当然町としても進めていかなければならない。ただ、情動的には、例えばコンビニさんですと、レジ袋を完全になくすというのはなかなか難しいところが業種によってはあるというお話も聞いてございます。ですので、全くコンビニとかでレジ袋がなくなるというところはなかなか難しいところもあるんですけども、おっしゃったとおり一人一人の気持ちというか、そういうものが結びついていくと、先ほど言ったようにマイクロプラスチックの問題ですとか、地球温暖化ですとか、そういうものにつながっていくと思いますので、この辺は引き続き、毎年毎年広報で特集号を組んだりですとか、ゴミ野ゲンゾウで周知はしているんですけども、そういう地道な周知をこれからもずっと続けていこうという考えでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 多分ふだん買い物によく行かれている主婦の方をはじめ、女性は結構買い物に行くエコバッグを持っている方はよく見かけるので、今、佐藤副委員長も言っていましたが、私も含めて、特に男性の意識改革が必要かなと思いますので、ぜひその辺のところもよろしくお願ひしたいと思ひます。

小林課長。

【小林環境課長】 1点、ちょっと私、固定費で費用のほうは変わらないというお話をさせてもらったんですが、変わらないところもあるんですけども、逆に量が1トン当たり例えば2,200円というところで、トン単位で変わってくるということであれば、若干ですけれども経費のほうが減ってくるということでございます。

【杉崎委員長】 それでは、環境課所管の審査を終わりたいと思ひます。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

11時35分に再開いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

続いて、環境経済部農政課からの所管の審査をいたします。

執行部からの説明をお願いいたします。

大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 環境経済部、最後の課となります。次、農政課の所管しています予算審査のほうをお願いいたします。説明につきましては勝又農政課長が、ご質問には出席の職員で対応させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 それでは、環境経済部農政課所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。

予算書は64から69ページになります。まず、6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費でございます。タブレット資料は3ページをごらんください。1職員給与費1職員給与費は、職員5人分の人件費でございます。

タブレット資料は4ページをごらんください。2農業総務関係経費1農業総務事務経費は、農業の健全な発展と農業総務事業の充実を図るための経費でございます。旅費につきましては、職員の県庁等への出張旅費、負担金補助及び交付金は、神奈川県農業会議会費でございます。

続きまして、3目農業振興費、タブレット資料は5ページをごらんください。1農業振興事務管理経費1農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展と農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費につきましては、職員の県庁や会議等へ出張旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県森林協会、湘南梨品評会、さがみ都市農業保全対策協議会への負担金でございます。歳出予算備考欄における負担金補助及び交付金における減額は、神奈川県森林協会負担金の見直しによる減額でございます。

続きまして、タブレット資料は6ページをごらんください。2農業振興事業費1家庭菜園事業費は、町内4地区に開設する家庭菜園179区画を貸し出すもので、町民に収穫する喜びや農業の大切さを体験し、農業に対する理解を深めてもらう事業でございます。需用費の消耗品費は、家庭菜園を維持するための消耗品の購入費でございます。歳出予算備考欄における委託料の減は、家庭菜園の耕うん委託料の減額でございます。

タブレット資料は7ページをごらんください。2農業振興事業費2農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術向上及び品質の向上など農業振興を図るための取り組み支援事業でございます。報償費は、農産物品評会並びに農畜産物立毛共進会における賞品代等でございます。需用費は、遊休農地対策のため、JAさがみ青壮年部と連携して実施しております、保育園児による農業体験のために使用するサツマイモの苗の購入費でございます。

負担金補助及び交付金でございますが、タブレット資料は、お手数ですが、10ページをお開きください。こちらの補助事業一覧表につきまして、概要を説明させていただきます。まず、15農業振興補助金は、水稻の土壌病害虫防除等の薬剤購入費、また、農協で一括して処理する使用済みプラスチックやビニール、資材などの廃棄物処理経費や野菜の病害虫防除の薬剤購入費、また、農業団体に支援する費用としまして、後継者で組織する青壮年部及び女性農業者で組織するさわやか倶楽部の活動経費などに対する補助金でございます。

続きまして、16花き振興補助金は、カーネーションの種苗や鉢物の優良母株の購入費、また高品質化に要する費用や温室組合の活動に対する補助金でございます。17梨振興補助金は、梨の病害虫防除の薬剤購入費、防薬・防鳥網設置に対する補助金でございます。18施設いちご振興補助金は、優良種苗の購入や労働力の軽減と着果率の向上及び収量の増大を図るため、受粉に使用します交配蜂、いわゆるミツバチの導入経費等に対する費用補助金でございます。19生産組合活動交付金は、町内23生産組合の円滑

な活動を推進するための交付金でございます。

20農業経営資金利子補給費補助金は、町内農家が国や県の融資制度を利用し、農協より融資を受けた場合に利子補給を行う補助金でございます。21農業人材力強化総合支援事業補助金は、次世代を担う新規に就農した人に対して、農業を始めてから年間最大150万円、最長では5年間補助するものでございます。22畜産振興補助金は、臭気対策等の畜産環境整備のため脱臭剤の購入費、畜舎のハエや蚊の駆除、伝染病予防のための薬剤や注射に係る費用に対する補助金でございます。

最後に、23水田保全事業補助金は、緑豊かな自然環境の保全に貢献する水田の維持及び稲作経営の負担軽減などを目的に、市街化調整区域の水田に対しまして、農業用水の水利費相当分を補助するものでございます。

続きまして、タブレット資料は7ページにお戻りください。歳出予算備考欄における負担金補助及び交付金における増額は、梨振興補助金の増額でございます。下の表をごらんください。農業振興対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①負担金補助及び交付金は、予算書の26から27ページの歳入、農業人材力強化総合支援事業補助金の150万円が国から県へ、県から町へ交付されます。対象の新規就農者へ支払う間接補助金であり、負担金補助及び交付金へ充当する予定でございます。

続きまして、4目農地費、タブレット資料は8ページをごらんください。1農地事務管理経費1農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした農地事務管理の経費になります。旅費につきましては、職員の県庁等への出張旅費、負担金補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会負担金及び同じく湘南支部の負担金でございます。歳出予算備考欄における増額理由といたしましては、国庫補助事業である花川用水路予防保全対策工事に伴う特別賦課金の増額によるものでございます。

続きまして、下の表をごらんください。農地事務管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書の20から23ページの諸証明手数料3,000円は、農用地証明を出したときの手数料になります。1件300円で、こちらの歳入を旅費に充当する予定でございます。

タブレット資料は9ページをごらんください。2農業用排水路・農道等整備事業費1土地改良施設整備等事業費は、農業の生産性を確保するため、農業用排水路等の整備と維持管理を実施するものでございます。委託料は、農業用排水路の除草、しゅんせつ、また花川用水路の清掃などを行うものでございます。委託料の減額の理由につきましては、花川用水路の実施設計業務委託の完了に伴う減額でございます。

続きまして、工事請負費でございますが、タブレット資料は11ページ、12ページをごらんください。こちらは令和2年度工事箇所表及び箇所図でございます。①の急施工事につきましては、農業用排水路の軽微な補修工事等でございます。図示はしてございません。

続きまして、②の花川用水路予防保全対策工事につきましては、まず、第1期工事としまして、令和元年度から3年間をかけまして、花川用水路の用水の安定供給並びに施設の老朽化に起因する突発事故を防止する予防保全対策工事に取り組むものでございます。工事箇所につきましては、令和元年度に田端地内のシャトル工業の東側から約122メートル施工済みでございますので、そこから上流向けまして、一之宮愛児園付近までの約360メートルを施工する予定でございます。工事の概要としましては、

老朽化した現場打ちコンクリート製の用水路の長寿命化を図る工事で、まず、高圧洗浄機にて表面の汚れや劣化したコンクリートを除去しまして、その後、ひび割れ等の補修をします。その後に左右の側壁、横の部分の側壁につきましては、既設コンクリートの補強剤を塗布した後に、また底板につきましては、FRPの格子筋ということで鉄筋にかわる薄い補強材があるんですが、そちらで補強した後に側壁、底板ともに強度の高いモルタルで表面被覆工を行うものでございます。この工事請負費の増額理由につきましては、花川用水路の予防保全対策工事の増額によるものでございます。

続きまして、下の表をごらんください。土地改良施設整備等事業費の特定財源でございますが、予算書は26から27ページの歳入、農業用施設防災対策事業補助金でございます。歳入番号①は工事請負費の花川用水路予防保全対策工事に伴い、国から10分の5、県から10分の2補助金が交付されます。この国庫補助対象事業費4,000万円に対して、合計2,800万円が工事請負費へ充当されます。

続きまして、歳入番号②、予算書は34から35ページの町債、農業用排水路の農業等整備事業債でございます。同じく花川用水路の工事の町負担分が対象でございます。充当額は1,490万円の予定でございます。負担金補助及び交付金でございますが、神奈川県が事業を実施しております相模川左岸用水路の予防保全対策事業と水門等の自動化・遠隔化工事に対する県営左岸土地改良区負担金と相模川左岸用水路の草刈りや補修等を行うための左岸維持管理負担金でございます。なお、この負担割合につきましては、流域5市1町の受益面積割で負担額を決定しております。負担金補助及び交付金の増額理由としましては、県が実施します予防保全対策工事の増額によるものでございます。

以上、農政課所管の令和2年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手をお願いします。

岸本委員。

【岸本委員】 1点お伺いいたします。農業振興対策事業費に関することでございますが、今、農家さんとお話する中で、この先、10年と言わず5年もたつと、農家さんの抱えている田んぼや畑の作業と申しますか、が立ち行かなくなるよというようなことをお聞きしてございまして、その中で、農業後継者育成であるとか、新規就農者などでしっかり対策をしていかないと休耕地がふえる一方であるというようなこともお聞きしております。その中で、農政課として、そのようなことがないようにどのような対策と申しますか、対応を今後検討していくのか。またはそのようなことを、JAさがみさんをはじめ生産農家さんとの話し合いをしているのかどうか、その点についてお聞かせください。

【杉崎委員長】 角田主幹。

【角田主幹】 田や畑が今後、10年後、5年後ということで、担い手不足ということと後継者不足でどうなるかわからないという不安が農業者の皆さんはあろうかと思っております。その中できっちり新規就農者につきましては、2市1町、藤沢、茅ヶ崎、寒川で連携しながら新規就農者の受け入れ体制をしておりますので、受け入れて、それぞれの地区があろうかと思っております。地区でさらに受け入れていただけるかどうか、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんもいますので、そこにお話をしながら、しっかりと新規就農者を入れていくというような形。それと、継続して事業後継、事業の継続で、事業継承というんですかね、実際、次の世代にしっかりと農業者の皆さんも、今、既存の農業者の皆さんはしか

りと事業後継ができるようにJAさがみと連携しながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 一応、JAさがみさんといろいろやっていくというところでありました。きょうこの話をしたのは、ちょうどきょう宮山の梨農家さんの梨の木を伐採してしまして、閉園してしまうんだなということもあって、残念だなということで質問させていただきました。梨振興補助金等もふえるという中で、そのような梨園が寒川から減ってしまうというのは、町として、梨ジャムであるとか、梨ワインであるとか、物産というところでもやっている中でかなり痛いので、しっかりと補助を今後していくべきだなというふうに思います。今後このような対策事業費のほうをもっとふやしていくというか、さらにさらにてこ入れする時期なのかなと思っていますので、予算のみならず、さまざまな農家さんの悩みを聞けるような、そのような対応というか、対策を町独自でやっていくという考えはあるかどうかをお聞きいたします。

【杉崎委員長】 角田主幹。

【角田主幹】 梨なんですけれども、町の特産品として、私どもも大切な農産物、果樹だと思っております。その中で、特に梨なんですけど、市街化に近いところで栽培されているというような状況があります。その中で、今回につきましては、梨の防鳥網等の補助金をしっかりと確保しまして、それぞれ当たっていきたいと思います。また、町独自のどのような形か、農業を維持していくという独自なものなんですけれども、それぞれ、町独自だとなかなか足りない部分もありますので、この辺もしっかりとJAと生産者と話し合いしながら、問題点等を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

なければ、佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 2点質問させてください。1点目ですけれども、家庭菜園ですが、説明の中で179区画あるという話だったんですけれども、その中で、現状どれくらいあいているのか、あきがあるのかというところをお答えいただきたいと思います。

もう1点がふるさと納税の返礼品の関係で、農産物に関しては農政課のほうで所管しているという話がありまして、返礼品をふやすというか開発するために、農政課として何か動き、アクションを起こしているのかどうか、農家さんに投げかけるのか、JAに投げかけるのか、ちょっとわからないですけれども、何らかの形でアクションを起こしているのかどうか、その点についてお答えください。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 1点目の家庭菜園につきましてでございます。ただいま179区画ございまして、この家庭菜園につきましては、3年に一遍、入れかえをしております。使用者の入れかえをしているところなんですけど、ちょうどここで令和元年度末にかけて一度リセットしまして新規の募集をかけたところでございます。4月1日から新しく使えることになるんですが、その方の募集が147名です。4カ所合計で約8割の方の応募があったということでございます。閉園、一旦入れかえの前はほぼ100%埋まっていたところなんですけど、残念ながら8割の応募ということでございます。一之宮につきましては、

多数応募がございまして埋まっておるんですが、岡田、宮山、倉見については、あきがあるという状況でございます。

続きまして、ふるさと納税につきまして、2点目のご質問なんですが、まず、当初にふるさと納税の制度を設けるときに、財政課さんのほうで農家さんを集めまして、こういった制度がございましてという制度説明をしております。その後、個々にご協力いただける方については、今現在協力していただいているということでございます。一部工夫をしていただいて、お米と鉢物を抱き合わせにしたりとかということで、生産者のほうで工夫して出しているものがあつたりしてございます。主にふるさと納税につきましては、お花を中心に、あとお米もあるんですが、主な生産物については、既に特産品については対応済みということで、これから新規にというお話は今のところいただいていないということでございます。もし仮にそういったご相談があれば、財政課と一緒に説明しに行く予定で考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点目の家庭菜園のほうなんですけれども、147名というところだから32区画ですかね、あくという形になると思うんですが、今回、募集がえというんですかね、を行って、その後、あいた部分に関しては通年的に募集を行っていくものなのかというところ、その仕組みについてお答えをいただけたらと思います。

もう1点、ふるさと納税のほうなんですけれども、制度そのものがここでかっちり固まったかなという感じもあって、やはり全国的な傾向を見ていると、肉と海産物がヒットしてかなり人気で、その後に来るのは農産物なのかなという、サイトによって見解の違いはあるんですけれども、やっぱり農産物ってかなり重要になってくるのかなというふうに思っていて、担当課として、今現在としては、既に返礼品として扱えるものは扱っているというようなお話だったかもしれないんですが、もっと積極的に農政課、担当課のほうからこういったものはどうなのかとか、そういう投げかけというのは今後していくのかどうか。現状だと寒川の場合はほぼ花、米という話もありましたけれども、それ以外について、梨に関して補助金とかを出したりして、そういったものについて積極的に投げかけていくべきなのかなと思っているんですが、そのお考えがあるのかどうかお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 角田主幹。

【角田主幹】 まず1点目の家庭菜園の関係なんですけれども、当初3年に一度、入れかえがありまして、まず1次募集ということで募集しました。今回2次募集もして、まだ埋まっていない状況です。この埋まっていない部分につきましては、随時受け付けをしていきまして、家庭菜園の全て区画が埋まるように随時受け付けをしながら、それでやっていただくというような形をとっております。

2点目のふるさと納税の関係につきましては、それぞれ部会等がありますので、それぞれの部会に返礼品のことを、ふるさと納税の仕組み等をもう1回周知しながら、ご協力いただける農家さんにはご協力いただいて、さらに財政課と協議しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 ただいまの補足説明をさせていただきたいと思います。家庭菜園につきましては、

周知の方法なんです、1次募集につきましては、寒川の広報紙に載せております。また、ホームページにも掲載してございます。2次募集につきましては、ホームページのみで掲載してございまして、これから4月以降につきましては、あきがあるということでホームページに掲載する予定でございます。

2点目のふるさと納税の返礼品につきましては、例えば正憲委員さんがおっしゃった梨ですとか、メロンとかというのものもあるんですが、今のところ梨やメロンについては、生産したものはほぼ売れ先が決まっているということで、特段ふるさと納税にかかわるといいますか、協力するまでもなく売れてしまうので、なかなか難しいというようなお答えをいただいているところでございます。ですので、今のところちょっといっぱい、これ以上は手が出せないのかなという感覚でいます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 家庭菜園のほうのみ最後質疑させていただくんですが、2次募集についてホームページのほうで募集していくという話なんです、ちょっとこれ難しい話なんですけど、仮にこれ埋まらなかったときというのは、例えば1区画借りている人がつなげて2区画借りるだとか、そういった柔軟な対応というんですかね、そういうのって考えられないんですかね。結構借りている人から区画が狭いという話があったりして、そこら辺、もうちょっと柔軟に対応できるようになると、よりいい事業になるのかなというふうにも思うんですが、その点について、最後見解をお聞かせいただけたらと思うんですが。

【杉崎委員長】 角田主幹。

【角田主幹】 現在は、当初、1次募集等で1区画約16平米ということで募集をかけておりますので、柔軟な対応も確かに必要ということを感じております。ただ、今の時点で、前回、今回の入れかえをやる前までは、ほぼ家庭菜園は全て埋まっておりましたので、もう少し様子を見させていただいて、その辺は、現在は1区画約16平米で進めさせていただきたいと思っています。ただ、1つの意見としまして、もうちょっと広くやりたいとか、それぞれの意見が農政課のほうに要望がかなり上がってくるようであれば考えさせていただけたらなと思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 ただいまの補足説明をさせていただきます。前日も3年前にも入れかえを行った際に定員割れでございました。ただ、その後、移住してきた方だとか、後からやってみようという気持ちがあった方が問い合わせに来ましていっぱいになると。6年前についても同じような形で、1回目については定員割れをして、2次募集、後から徐々に埋まってくるという流れでございまして、そういった形で広く皆様に活用していただきたいということでございまして、今のところ、ちょっと様子を見させていただいて、状況によって区画を広げるというようなことで検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 ここで質疑を打ち切ります。

以上で農政課所管の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

これより農業委員会事務局の審査に入ります。

それでは、説明をお願いいたします。

勝又農業委員会事務局長。

【勝又農業委員会事務局長】 これより農業委員会事務局所管の令和2年度予算につきまして審議をお願いいたします。説明につきましては事務局長の私勝又より、ご質問につきましては同席しております職員より回答を申し上げます。では、座って説明させていただきます。

それでは、農業委員会所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。

予算書は66から67ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。1の職員給与費1職員給与費は、農業委員会事務局職員2名分の人件費でございます。

下の表をごらんください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は20から21ページの農業委員会証明手数料を職員手当等へ1万5,000円充当し、歳入番号②、予算書は22から23ページの農業者年金事務手数料を給料へ同じく14万3,000円充当いたします。同じく歳入番号③、予算書は26から27ページの農業委員会交付金は国から県へ、県から町へ交付され、給料へ82万円充当する予定でございます。

続きまして、予算書は66から67ページになります。タブレット資料は3ページをごらんください。2の農業委員会経費1農業委員会事務運営経費でございます。報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員3名分の年間報酬と会計年度任用職員の報酬でございます。報償費は、農政課が実施しております農産物品評会等への農業委員会会長賞としての賞品代でございます。旅費は、全国農業委員会会長大会や各種農業委員会研修等の委員の費用弁償と会計年度任用職員の通勤手当及び事務職員の会議や研修会などへの普通旅費でございます。交際費は、慶弔費としまして会長の交際費でございます。需用費の消耗品費は、農業委員手帳等と農地台帳整備のための調査に使用する消耗品の購入費でございます。役務費は、利用状況調査に伴う郵送料でございます。委託料は、農地台帳システムの保守委託料でございます。使用料及び賃借料は、農地台帳システムのソフトウェア及びパソコンのリースに伴うコンピュータ借上料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業委員会職員事務研究会への負担金でございます。

以上で農業委員会事務局の令和2年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これもちまして、農業委員会事務局の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後は13時15分から再開いたします。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会、午後の審査に入ってまいりたいと思いますが、ここで進行を副委員長と交代させていただきますので、よろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、ここからは都市建設部の審査に入ります。まず、都市建設部道路課の審査に入らせていただきます。

執行部の説明をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、ここからは都市建設部所管の令和2年度の予算につきましてご審議をお願いいたします。初めに、道路課の予算につきまして富田課長より説明をし、質疑につきまして同席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 それでは、都市建設部道路課が所管いたします令和2年度予算についてご説明させていただきます。なお、説明に当たりまして、お手元に配付させていただいております説明資料もとにご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

予算書の68、69ページから70、71ページをお願いいたします。タブレット資料、05道路課の予算特別委員会、説明資料2ページをごらんください。増減理由等につきましては備考欄をごらんください。8款土木費1項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費でございます。0001の職員給与費は、部長を含め道路課職員の給与、職員手当等及び共済費でございます。

資料3ページをごらんください。0002の道水路境界確認事業費は、町が管理する道水路の境界確定協議を行い、境界確定後に確定図を作成し、道水路の適正な維持管理を図るものでございます。境界確認業務委託6件分と諸証明のサービスを行うための経費といたしまして、複写機の保守点検委託と複写機の借上料でございます。

続いて、道水路境界確認事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書22、23ページ、諸証明手数料を充てており、境界確定図、官民有地確定証明、道路幅員証明の各交付手数料でございます。委託の詳細につきましては、11ページの参考資料、上段の表をごらんください。

資料4ページをごらんください。0003の道路橋りょう管理事務経費は、道路や水路の管理を行うための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、主に道路境界用の石ぐいやアルミ製表示板等の購入でございます。委託料は、道路台帳補正事業委託料でございます。道路の拡幅改良分140メートル、新規認定分6,280メートル、舗装改良、路線廃止分4,290メートルなどで、変更があった箇所とさがみ縦貫道の移管部分の補正を行うものと道路台帳システム保守点検を行う委託料でございます。委託の詳細につきましては、11ページの参考資料、上から2段目の表をごらんください。負担金補助及び交付金は、神奈川県道路利用者会議負担金と神奈川県都市土木行政連絡協議会負担金でございます。

資料5ページをお願いいたします。2目の道路橋りょう維持費でございます。0001の道路橋りょう維持補修事業費は、道路の利用者や近隣住民の安全を図るため、寒川町舗装維持修繕計画に基づき計画的

に町道の舗装する修繕を行い、また、寒川町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき橋りょうの長寿命化を図るものでございます。委託料の舗装支持力調査委託は、令和3年度以降の修繕路線の舗装構成を決める調査をするものと、橋りょう補修設計委託料は、令和3年以降の発注予定の花川用水路第15号橋ほか5橋の設定委託をするものでございます。工事請負費は、寒川町舗装維持修繕計画に基づき田端40号線ほか4件の舗装改良工事と、寒川町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき寒川大橋の橋りょう長寿命化工事を実施するものでございます。また、道路施設の安全を保つため、緊急を要する道路施設の維持補修工事を行っていくための安全対策急施工事費でございます。なお、寒川町舗装維持修繕計画の最終年度である令和2年度も引き続き舗装の修繕を進めることで予定しておりました修繕率を達成する見込みであります。工事箇所につきましては、13、14ページの図面番号6から11をごらんください。

続いて、道路橋りょう維持補修事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書24、25ページ、社会資本整備総合交付金のうち、1件の舗装改良工事に対し補助率は50%と、1件の橋りょう設計委託料と1件の橋りょう長寿命化工事に対して充当しており、補助率は55%となっております。歳入番号②、予算書34、35ページ、道路橋りょう維持補修事業債は、1件の橋りょう設計委託料と6件の工事費に対して、充当率は90%を充てております。

資料6ページをごらんください。0002の道路橋りょう維持管理経費は、道路や水路の維持管理を行うための経費でございます。需用費の消耗品費は、道路維持補修に伴う作業用の皮手袋、カラーコーン等を購入する経費でございます。修繕料は、街路灯修繕料でございます。被服費は、レインスーツと長靴等を購入する経費でございます。光熱費は、主に街路灯の電気料でございます。役務費は、寒川駅北口・南口エレベーター、エスカレーターの運行管理を行っていくため、NTT光ケーブルにより役場道路課へ映像を送るための通信料と路上廃物自動車の撤去に伴うリサイクル手数料でございます。委託料は、道路や水路の維持管理を行っていくための道路維持管理委託料でございます。委託の詳細につきましては、11ページの参考資料、下段の表1から13をごらんください。

使用料及び賃借料は、道路用地として民地の一部を借りているもので、これらの土地借上料と、コンピュータ借上料として寒川駅南口・北口昇降機のモニター監視システムリース料でございます。原材料費は、道路補修用の砕石やアスファルト鋼材、側溝の溝ぶたなどの材料費の購入でございます。負担金補助及び交付金は寒川駅南口エスカレーター、エレベーターの電気料負担金でございます。

続いて、道路橋りょう維持管理経費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書18、19ページ、道路掘さく復旧費負担金を充てており、道路占用工事を道路管理者が監督や検査をする際に係る経費でございます。歳入番号②、予算書18、19ページ、路面復旧費負担金を充てており、町が占用者にかわって路面復旧を行い、その費用の一部を負担してもらうものでございます。歳入番号③、予算書20、21ページ、道路占用料を充てており、道路の占用により徴収する占用料でございます。歳入番号④、予算書20、21ページ、水路使用料を充てており、町の管理する水路の占用により徴収する使用料でございます。

資料7ページをごらんください。3目道路橋りょう新設改良費でございます。0001の道路橋りょう整備事業費は、生活環境の向上に不可欠な道路改良や歩車分離の整備を実施することで、歩行者等が安全で快適に利用できる道路形態とするものでございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、設計図面印刷のためのインクカートリッジやプリンタートナー及び設計に伴う積算資料

や参考図書の購入費でございます。修繕料は、測量機器の点検修繕料でございます。役務費は、大曲14号線歩道設置事業の用地買収に伴う不動産鑑定手数料でございます。委託料は、大曲14号線歩道設置事業の用地買収に伴う地積測量登記等委託料と建物等調査委託料、高額資材等価格調査共同利用委託料でございます。委託の詳細につきましては、12ページの参考資料、上段の表をごらんください。

使用料及び賃借料は、大曲14号線拡幅箇所の道路用地借上料と工事設計書を作成するための市町村積算システム及びプリンターの使用料でございます。工事請負費は、一之宮24号線ほか4路線の改良工事でございます。工事箇所につきましては、13、14ページの図面番号1から5をごらんください。公有財産購入費は、大曲14号線歩道設置事業の用地買収に伴う2件の土地購入費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県地区用地対策連絡協議会負担金と神奈川県都市計画街路事業促進協議会負担金でございます。補償補填及び賠償金は、大曲14号線歩道設置事業に伴う物件補償費でございます。

続いて、道路橋りょう整備事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書34、35ページ、道路橋りょう整備事業債を充てており、5件の道路改良工事と公有財産購入費と補償補填及び賠償金に対して、充当率は90%でございます。

次に、資料8ページをごらんください。0002の狭あい道路解消事業費は、道路後退用地等の測量委託等や用地買収、物件補償を行うことにより狭あい道路の拡幅整備を実施し、町内の狭あい道路の解消を図るものでございます。委託料は、狭あい道路整備、狭あい道路後退用地等の測量・分筆等委託と所有権移転登記委託33件分でございます。委託の詳細につきましては、12ページの参考資料、上から2段目の表をごらんください。公有財産購入費は、狭あい道路後退用地の土地購入費32件分でございます。補償補填及び賠償金は、道路後退に伴う物件補償費13件分でございます。

続いて、狭あい道路解消事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書24、25ページ、社会資本整備総合交付金の狭あい道路整備等促進事業費を充てており、委託料と土地購入費に対して補助率は50%、物件補償費は補助率3分の1となっております。

次に、資料9ページをごらんください。0003の交通安全施設整備事業費は、交通事故防止を図るため路面標示等を設置し、また、道路反射鏡の新設、修繕工事を行うものや通学路の安全対策工事をするものでございます。需用費は、道路反射鏡を修繕するものでございます。工事請負費は、道路反射鏡を新たに6基設置するものと十二天交差点の交通安全対策施策工事をするものでございます。

続いて、交通安全施設整備事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書30、31ページ、まちづくり基金繰入金は、こちらは財政課がまとめて説明したものとなっております。

最後に、資料10ページをごらんください。最後に、歳入予算の説明でございます。予算書28、31ページ、17款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入1節不動産売払収入の土地売払収入は、法定外公共物のうち未利用水路、堤、畦畔の払い下げにより売払収入として1,000円を計上しております。

以上で道路課が所管いたします令和2年度の予算について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手にてお願ひします。

青木委員。

【青木委員】 タブレット資料の9ページ目の交通安全施設整備事業費についてなんですけれども、

これカーブミラーがかかっているということで、カーブミラーの修繕の実績をまずお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 カーブミラーの修繕につきましては、毎年大体10件から15件ぐらいの件数をやっております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 さまざまな原因で修繕されていると思うんですけども、実際割れたりだとかということなんですかね。もう少しそのところを詳しく話していただいて、今、町としてはミラーが壊れたことについては、どういった点検をしているのかお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 詳細の数量は持っていないんですけども、車の当て逃げによるカーブミラーのミラーの破損であったりとか、あとは支柱の曲がりであったりとか、そういう形になります。あとは、民地上に設置させていただいている箇所も何カ所かありまして、その中で民地の利用形態が変わるので、ちょっと移設してほしいというような案件もありますので、そういうのも数件入っております。

点検につきましては、我々道路課職員が現場に行った際にパトロールしているのと、あとは週3回、道路施設の委託のほうでパトロールしておりますので、パトロールで維持管理をしているというような状況になっております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 わかりました。点検パトロールもしていて対応されているということで、壊れた場合の対応はそういうことなんですけれども、一応、カーブミラーって今は、最初に聞けばよかったですけど、何カ所あって、そういうところを回ってパトロールされて時間をかけてやっているのかと、壊れた場合は即座に対応しなきゃいけないと思うんですけども、その対応については、どういった対応をされている。すぐに直すのか。やはり業者に頼むことになると思うんですけども、日程というんですかね、時間的なものというのは、その間、壊れている間のミラーというのは、ミラーを直すまでの町の対応というのは、どういった対応をしているのでしょうか。その点を含めてお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 まず、カーブミラーの総数なんですけれども、31年4月頭で約960基、寒川町内にあります。割れたときの維持修繕の対応等につきましては、若干何面かうちのほうで中古のミラーのストックがありますので、割れて、ここはちょっとないと危ないなというところは、我々職員で緊急の対応をしております。支柱とかの曲がりにつきましては、やはり我々職員ではなかなか緊急対応ができませんので、その辺は修繕委託のほうで、業者のほうになるべく早く対応してほしいというような依頼をかけております。曲がってしまってカーブミラーが見づらいところについては、我々職員がまず現場に出向きまして、角度を調整すれば何とか見えるとか、あとは透明なテープで割れた箇所をちょっと補修すれば何とか見えるというような状況もありますので、その辺で現場状況に応じて対応しているような状況です。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で都市建設部道路課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続きまして、都市建設部下水道課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 続きまして、下水道課の予算でございますが、一般会計と下水道事業特別会計がございます。説明につきましては中村課長より、質疑につきましては同席職員で対応させていただきます。よろしく申し上げます。

【佐藤（正）副委員長】 中村下水道課長。

【中村下水道課長】 それでは、下水道課所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰り出しでございます。予算書の74、75ページをお開きください。タブレットの予算特別委員会説明（参考）資料25分の3ページをごらんください。8款土木費2項都市計画費4目下水道費18節負担金補助及び交付金における下水道事業特別会計負担金は2億8,079万6,000円で、本年度は利子償還等の減により前年度に対し1,245万円の減。同じく18節負担金補助及び交付金における下水道事業特別会計補助金は1億6,412万9,000円で、本年度は下水道使用料の増収見込みに伴う減により前年度に対し498万9,000円の減。23節投資及び出資金における下水道事業特別会計出資金は5,526万6,000円で、本年度は事業計画変更委託等の増により前年度に対して1,251万3,000円の増となり、繰出金の総額は前年度に対し492万6,000円の減となっております。

一般会計については以上でございます。

引き続き、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。予算書の後段、下水道事業特別会計予算の1ページをお開きください。第1条は総則。第2条は令和2年度における業務の予定量。第3条は収益的収入及び支出を定めるもので、収入では使用料や一般会計からの負担金など、支出では事務、維持管理経費及び支払利息などで、収入における第1款下水道事業収益は13億3,522万8,000円を、支出における第1款下水道事業費用は13億1,701万円を予定額としております。

第4条は資本的収入及び支出を定めるもので、収入では起債や国庫補助金など、支出では建設改良費や償還金などがございます。収入における第1款資本的収入は5億57万4,000円を、支出における第1款資本的支出は9億7,859万2,000円を予定し、差し引き4億7,801万8,000円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金を補填財源とするものでございます。

第5条の債務負担行為につきましては、寒川町水洗便所貸付あっせん条例に基づき、金融機関から融資あっせんを受けた借受人が債務不履行を生じた場合の金融機関への損失補償を見込むものでございます。

第6条の企業債は、起債の目的、限度額などを定めるもので、内容は3ページに記載のとおりでございます。

第7条の一時借入金は、事業年度内に万が一資本不足が生じた際の一時借入金の限度額を定めたものでございます。

第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用のうち、消費税に限り流用ができることを定めたものでございます。

第9条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費と定めたものでございます。

第10条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から下水道事業特別会計補助金への額を定めたものでございます。

続きまして、寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書でございます。5ページから7ページは予算の実施計画でございますが、後ほどご説明いたします24ページ以降の集計でございますので、ここでの説明は省略いたします。

8ページをごらんください。令和2年度の予定キャッシュフロー計算書です。1年間の現金の動きを示す財務諸表で、業務、投資、財務の活動ごとにあらわしたものでございます。

9ページから13ページは給与費明細書でございます。

14ページ、15ページは予算書の第5条債務負担行為に関する調書でございます。

16ページ、17ページは令和2年度末における令和3年3月31日の予定貸借対照表でございます。

20ページ、21ページは令和元年度末における令和2年3月31日の予定貸借対照表で、令和元年度末の予定資産、負債、資本をそれぞれ記載したものでございます。

お戻りいただき、19ページでございますが、予定損益計算書で事業年度の期間内に得た全ての収益と費用を記載したものでございます。

これより事業ごとの支出の説明に入らせていただきますが、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目が多く、その充当先も多岐にわたるため、収入とその内容について一括ご説明申し上げ、後ほどご説明いたします支出の際には、予算説明資料の事業費別支出収入予算の概要に記載しております、事業に対する収入科目等により財源と充当先のご確認をいただきたくお願い申し上げます。

それでは、予算書の24、25ページをお開きください。1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料につきましては、汚水私費の原則に基づき、汚水に係る維持補修、人件費、相模川流域下水道負担金、汚水の減価償却費、汚水の償還金利子などへ充ててございます。

2目他会計負担金1節一般会計負担金は、総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金は、雨水に係る維持補修、流域下水道負担金、人件費、雨水の減価償却費へ、水質規制費負担金は、公共用水域の水質保全に係る委託や人件費へ、水洗便所等普及費負担金は、下水道への排水設備接続に係る人件費等でございます。5目その他営業収益1節手数料の登録手数料は、指定工事店等の登録

手数料、諸証明手数料は下水道台帳発行手数料で、充当先も同事業へ充ててございます。

2項営業外収益2目他会計負担金1節一般会計負担金につきましても総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金については雨水償還金の利息へ、臨時財政特例債等負担金も同じく償還金利息へ、分流式下水道負担金につきましても、経営で賄い切れない資本費分として繰り入れ、同じく償還金利息へ充ててございます。その他負担金は、職員の児童手当に充ててございます。

3目他会計補助金1節一般会計補助金は、赤字補填分として繰り入れているもので減価償却費へ充ててございます。7目雑収益1節雑収益の延滞金は、雑入が生じた際の科目設定でございます。8目長期前受金戻入1節有形固定資産長期前受金戻入及び2節無形固定資産長期前受金戻入は、国庫補助金や受贈資産に係る収益化分としての非現金収入。3節元金繰入金長期前受金戻入は、臨時財政特例債等負担金の元金繰り入れに伴う収益化分としての非現金収入。3項特別利益2目1節過年度損益修正益は、不測の収入が生じた際に備える科目設定。3目1節その他特別利益は、過年度の長期前受金戻入分などでございます。

以上が収入でございます。

続きまして、支出でございます。下水道事業特別会計予算に係る説明書の26、27ページ、タブレットの予算特別委員会説明資料25分の5ページをお開きください。1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費01施設管理事業費01下水道維持補修事業費でございます。

9節備用品費は、維持管理に必要な消耗品。13節光熱水費は、水門やマンホールポンプの電気料。16節修繕費は、水門やマンホールポンプの修繕費。22節委託料は、維持管理に伴う委託9件を予定し、増額につきましては、既設管等調査委託料の増によるものでございます。各委託の概要につきましては、タブレットの25分の19ページに記載のとおりでございます。

24節賃借料は、下水道施設用地の借地料。25節工事請負費は、維持補修工事3件を予定しております。各工事の概要につきましては、タブレットの25分の20ページに記載のとおりでございます。

26節材料費は、補修用材料の購入。27節負担金は、雨水処理に係る茅ヶ崎市への負担金。28節補助交付金は、雨水貯留施設設置に伴う助成金でございます。

タブレットの25分の6ページをお開きください。02下水道台帳管理費でございます。22節委託料は、下水道用地及び台帳の管理に伴う委託2件を予定し、減額につきましては、システムセキュリティサポート更新作業終了による減でございます。各委託の概要につきましては、タブレットの25分の19ページに記載のとおりでございます。

2目相模川流域下水道維持管理事業費27節負担金は、相模川流域下水道の汚水処理に要する応分の負担金で、減額につきましては、流域下水道処理場の汚水処理費に要する事業費の減でございます。

タブレットの25分の7ページをお開きください。3目普及指導費01水質規制事業費22節委託料は、相模川流域下水道維持管理要綱に基づく特定事業場の水質検査で、公共下水道への有害物質の流入防止を目的とするものでございます。02の01水洗便所等普及事業費28節補助交付金は、下水道への接続や雨水貯留を目的とする排水設備工事等に伴う助成金や利子補給でございます。

タブレットの25分の8ページをお開きください。4目総経費01職員給与費1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、管理担当職員8名分の人件費でございます。5節報酬は、下水道運営審議会委員の報

酬でございます。

タブレットの25分の9ページをお開きください。02の01一般管理費8節旅費は、職員の出張旅費。9節備品消費費は、参考図書や事務用品の購入費。10節燃料費は、公用車のガソリン代。16節修繕費は、公用車の点検や修理代。

予算書の28、29ページをお開きください。17節被服費は、雨具等の購入費。18節通信運搬費は、指定工事店などへの更新通知。20節保険料は、公用車の保険料。22節委託料は、上下水道料金一括徴収や企業会計システム保守などの委託5件を予定しております。各委託につきましては、タブレットの25分の20ページに記載のとおりでございます。24節賃借料は、プリンターや会計システムの借上料で、増減につきましては、企業会計システム更新に伴う減でございます。27節負担金は、日本下水道協会など加盟団体への会費や一般会計への事務経費負担金。31節雑費は、下水道使用料の過誤納還付加算金。32節貸倒引当金繰入額は、不納欠損見込み分の計上でございます。

タブレットの25分の10ページをお開きください。5目減価償却費01有形固定資産減価償却費でございます。増額につきましては、令和元年度取得見込みの有形固定資産によるものでございます。02の01無形固定資産減価償却費でございます。減額につきましては、令和元年度取得見込みの無形固定資産によるものでございます。

タブレットの25分の11ページをお開きください。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費01企業債利息39節下水道債支払利息は、起債に係る償還金の支払利息で、減額につきましては、元金均等払いの起債が償還末期を迎えたことによるものでございます。03の01一時借入金支払利息41節一時借入金支払利息は、予算書の第7条に定める一時借入金が生じた場合の利子を見込むものでございます。2目消費税及び地方消費税01消費税及び地方消費税44節消費税及び地方消費税は、消費税法に基づく消費税納付額。3項特別損失4目過年度損失修正損50節過年度損益修正損は、過去に納付された下水道使用料の過誤納還付金を見込むものでございます。

タブレットの25分の13ページをお開きください。5目その他特別損失51節その他特別損失は、不測の支出に備える科目設定です。4項1目予備費90節は予備費でございます。

予算書の30、31ページをお開きください。資本的収入でございます。こちらも財源と内容を一括してご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。1款資本的収入1項1目企業債1節公共下水道事業債は、汚水・雨水の建設改良に係る工事や土地区画整理負担金に充てるものでございます。2節流域下水道事業債は、相模川流域下水道建設事業費負担金に充てるものでございます。3節資本費平準化債は、過去の起債における償還期間と減価償却期間の差から生じる資金不足を補うために借り入れるもので、償還金元金に充てるものでございます。2項出資金は、雨水公費の原則、並びに総務省繰入基準に基づき一般会計から受け入れる繰入金で、雨水の事業に充てるものでございます。3項負担金1目他会計負担金1節一般会計負担金の臨時財政特例債等負担金につきましても、総務省繰入基準に基づく一般会計からの繰入金で償還金元金に充てるものでございます。4項補助金2目国庫補助金は、社会資本総合交付金で委託や工事に充てており、2分の1の補助でございます。

以上が資本的収入でございますが、財源の充当先につきましては、先ほどの収益的収支同様、事業費別支出収入予算に記載しております事業に対する収入科目等をご参照いただきたくお願い申し上げます。

また、資本的支出におきましては、予算書第4条でご説明申し上げました補填財源の充当がございます。

予算書は32、33ページ、タブレットは25分の14ページでございます。1款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設事業費01下水道整備事業費22節委託料は、計画や設計に関する委託4件を予定し、減額につきましては委託の内容の変更に伴うものでございます。各委託の概要はタブレットの25分の21ページに記載のとおりでございます。

23節使用料は、積算システムの使用料。25節工事請負費は、管路施設耐震化対策工事や小動幹線枝工事など8件を予定し、増額につきましては工事箇所等内容の変更に伴う増で、各工事の概要はタブレットの25分の22ページに記載のとおりでございます。27節負担金は、県道掘削に伴う事務負担金、土地区画整理事業費負担金で、増減は土地区画整理負担金に伴う増でございます。29節補償金は、工事の支障となる埋設物の移設に係る物件補償費で、増額は補償対象物件によるものでございます。

02下水道調整区域整備事業費、タブレットは25分の15ページでございます。22節委託料の減額につきましては、委託対象の減によるものでございます。25節工事請負費は、小谷小動幹線枝工事など5件を予定し、増額は工事箇所等内容の変更に伴うものでございます。各工事の概要につきましては、タブレットの25分の22ページに記載のとおりでございます。

27節負担金は、県道掘削に伴う事務負担金及び茅ヶ崎市直接流出区建設負担金で、減額は茅ヶ崎市直接流出区建設負担金によるものでございます。27節補償費は、工事に支障となる埋設物の移設に係る物件補償費です。

タブレットの25分の16ページをお開きください。2目建設総務費01職員給与費1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、整備担当職員4名分の人件費でございます。02の01一般管理費8節旅費は、職員の出張旅費。9節備用品費は、設計や工事に要する参考図書や事務用品の購入費。12節印刷製本費は、埋設シートの印刷代でございます。

タブレットの25分の17ページをお開きください。3目相模川流域下水道建設事業費27節負担金は、流域下水道の建設に係る応分の負担金でございます。3項1目企業債償還金は、これまでの起債の償還金元金で、減額につきましては町債の償還完済によるものでございます。

以上が下水道課所管の予算に関する説明書の内容でございます。なお、タブレット資料につきましては、25分の18ページに収入予算の概要、25分の19ページ以降には委託工事の内容、普及状況、供用開始図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、下水道課所管の一般会計分及び特別会計分について説明が終わりました。全てまとめて質疑を受け付けますので、質疑のある方は挙手にてお願いします。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、質疑がないようなので、これで打ち切らせていただきます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続きまして、都市建設部都市計画課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 最後になります、都市計画課の予算でございます。説明につきましては畠山課長より、質疑につきましては同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、都市計画課所管の令和2年度予算につきましてご説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元のタブレット資料07をもとにご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

予算書につきましては、72ページから75ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費と2目公園緑地費及び5目国県事業対策費でございます。タブレット資料につきましては、2ページをご参照ください。2節給料から4節共済費につきましては、都市計画課、田端拠点づくり課、倉見拠点づくり課、計20人分の人件費でございます。

説明資料3ページをごらんください。都市計画事務費でございますが、都市計画事務に要する経費及び各種負担金に要する経費でございます。報酬につきましては、都市計画審議会委員の報酬、旅費につきましては、都市計画審議会委員の費用弁償及び職員の普通旅費。需用費、消耗品費は、参考図書等の購入でございます。印刷製本費につきましては、都市計画総括図、都市計画基本図の印刷代、委託料につきましては、田端西地区の都市計画図書作成委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県建築物震後対策推進協議会ほか3件の協議会への負担金でございます。

続いて、下の表をごらんください。充当する特定財源でございます。歳入番号①、予算書につきましては22、23ページの都市計画手数料、こちらは用途地域証明書等の手数料を消耗品費に充ててございます。

説明資料4ページをご参照ください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的にブロック塀や木造住宅の耐震化促進を行うものでございます。役務費につきましては、耐震化促進通知の郵送料、負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事及び沿道建築物の耐震診断、並びに倒壊のおそれのありますブロック塀等の撤去を推進する防災工事への補助金でございます。

下の表をご参照ください。特定財源でございますが、歳入番号①につきましては、予算書24、25ページの社会資本整備総合交付金、歳入番号②につきましては、予算書26、27ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の一部、歳入番号③につきましては、予算書26、27ページの県補助金、沿道建築物耐震化支援事業費補助金を充てております。補助金額及びその財源の割合でございますが、耐震診断につきましては上限を5万円とし、国・県・町の割合につきましては、国が2分の1、県は補助額マイナス国補助額の2分の1でございます。また、改修工事の補助上限額は50万円、沿道建築物の耐震診断につきましては補助上限額が20万円でございます。それぞれ国が2分の1、県と町が4分の1ずつでございます。ブロック塀等改修工事につきましては上限額が30万円、国が2分の1、県は補助額マイナス国庫補助額の3分の1、町がその残額とな

っております。

説明資料5ページをご参照ください。住居表示整備事業費につきましては、建物への付番や街区表示板の維持管理を行うものでございまして、需用費の消耗品費につきましては、住居番号表示板張りつけ用数字シール及びプレートの購入費でございます。委託料につきましては、一之宮三丁目から七丁目の老朽化した街区表示板の更新委託料でございまして、増額につきましては、その対象件数によるものでございます。

説明資料6ページをごらんください。都市計画基礎調査関連経費につきましては、都市計画業務に不可欠なGISシステム及びデータの保守・更新に要する経費でございまして、委託料は、都市計画法第6条に基づき、神奈川県が令和3年度に実施いたします都市計画基礎調査への対応にあわせて都市計画基本図の修正及びデータ整備を行うものでございます。使用料及び賃借料につきましては、都市計画業務支援システムの賃借料でございます。

下の表をごらんください。特定財源でございしますが、歳入番号①、予算書28、29ページの地図売払収入で都市計画総括図等の売払代金を充ててございます。

説明資料7ページをご参照ください。都市マスタープラン見直し事業費の需用費、印刷製本費につきましては、令和2年度において改定いたします都市マスタープランの印刷製本費。

説明資料8ページをご参照ください。空き家対策事業費でございまして、こちらにつきましては、町内における空き家等に関する対策を総合的・計画的に進めることを目的とするものでございまして、委託料は空き家対策計画の策定に伴うものでございます。

下の表、特定財源でございしますが、歳入番号①、予算書24、25ページの社会資本整備総合交付金を充てておりまして、空き家に対する調査分析業務を対象として、補助割合は45%となっております。

説明資料9ページをご参照ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、下の表、特定財源でございしますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの都市計画事業基金利子を充てております。

説明資料10ページをご参照ください。公共交通充実促進事業費につきましては、コミュニティバスの運営をはじめ鉄道の輸送力、利便性の向上等の交通施策の推進を目的としたもので、報償費につきましては、地域公共交通会議における学識者1名への謝礼、需用費の印刷製本費は、ダイヤ改正を行う際の時刻表冊子の印刷代及び時刻表修正シールの作成代、委託料につきましては、コミュニティバス運行に要する費用でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議ほか1件への負担金、寒川・海老名駅間の路線バスに対する負担金、JR東日本が行いますトイレも含めました相模線宮山駅駅舎改修に伴う補助金でございます。

説明資料につきましては、11ページをご参照ください。2目公園緑地費でございまして、寒川総合体育館運営管理経費につきましては、総合体育館の維持管理運営に要する経費で、需用費の消耗品費は、破損もしくは老朽化により必要となった机などの購入費、修繕料は、シンコースポーツ寒川アリーナの雨漏り及びメインアリーナの床の修繕、役務費の保険料は、体育館建物災害共済保険料、委託料は、寒川総合体育館の指定管理料でございます。

下の表をごらんください。特定財源でございしますが、歳入番号①、予算書につきましては20、21ペー

ジの都市公園施設設置管理使用料及び歳入番号②、予算書は28、29ページの都市公園施設命名権収入を充ててございます。

説明資料は12ページをご参照ください。公園緑地経費につきましては、公園の維持管理に要する経費で、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、公園施設維持管理用品の購入、燃料費につきましては、一之宮公園及び川とのふれあい公園管理事務所の暖房用灯油の購入費、光熱水費は、公園の電気料や上下水道、ガス等の料金でございます。修繕料につきましては、さむかわ中央公園屋外スピーカー及びトイレの配管、さいど公園水飲み器の修繕でございます。役務費は、一之宮公園管理事務所の電話料金や町内8カ所の砂場における大腸菌群数及び回虫卵の検査手数料及び公園施設や遊具の保険料でございます。委託料につきましては、公園緑道における樹木剪定や除草及び遊具の点検やトイレ清掃などの委託料で、19ページには一覧が添付してございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

使用料及び賃借料につきましては、川とのふれあい公園ほか2カ所の公園等用地の借上料、工事請負費は、矢島公園広場防草整備工事及び寒川駅前公園の点字ブロック設置工で、概要及び工事箇所につきましては、資料20及び21ページをご参照いただきますようお願いいたします。原材料費につきましては、砂場や花壇への補充用土砂でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県公園緑地行政連絡協議会ほか1件への負担金でございます。

下の表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書20、21ページの都市公園施設設置管理使用料の一部及び歳入番号②の都市公園使用料及び歳入番号③公園占用料及び歳入番号④の行政財産使用料を充ててございます。

説明資料は13ページをご参照ください。緑化基金積立金は、緑地保全及び緑化の推進を図るための積立金で、特定財源につきましては、歳入番号①、予算書28、29ページの緑化基金利子を充ててございます。

説明資料14ページをご参照ください。みどりの緑化普及促進啓発事業費につきましては、公園等の緑化保全に要する事業費でございます。報償費は、公園愛護活動団体への報償金、需用費、消耗品費は、緑化フェアにおける配布用苗木の購入費。

下の表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書30、31ページの緑化基金繰入金を充ててございます。

説明資料につきましては、15ページをご参照ください。5目国県事業対策費、国県事業対策事務経費につきましては、国や県に対する道路並びに河川整備の要望活動に要する経費でございます。旅費は、国県事業に係る職員の普通旅費でございます。

説明資料は16ページをご参照ください。国県道整備促進事業費負担金補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか2件への負担金等でございます。

説明資料につきましては、17ページをご参照ください。河川整備促進事業費、負担金補助及び交付金につきましては、相模川整備促進協議会ほか1件への負担金でございます。

説明資料につきましては、18ページをご参照ください。21款諸収入4項1目雑入、土木費雑入につきましては、一之宮公園自動販売機電気使用料でございます。コミュニティバス広告掲載料につきましては、公益財団法人神奈川県市町村振興協会による宝くじに関する広告掲載が行われなくなったことによ

ります皆減でございます。

以上が説明でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けますので、質疑のある方は挙手にてお願いします。

岸本委員。

【岸本委員】 寒川総合体育館運営管理経費に関連するところだと思わすけれども、寒川総合体育館を使う際の利用料金についてお伺いいたしますが、この中で、寒川町都市公園条例に載っているんですけれども、興行をする際の料金設定があまり時代に即していないんじゃないかというところで、まず確認したいんですけれども、普通に利用する際との差異が30倍になっているというところで、なかなかプロの試合であるとか、例えばコンサートであるとか、そういったものをする際に、通常の体育館利用の30倍の料金を取ると興行主が使いづらい状況があつて、すばらしい体育館を、公にといいいますか、娯楽という言葉が正しいのかわかりませんが、そういったプロの方が使いづらい状態があると認識しておりますが、その点について、シンコースポーツの指定管理者、並びに興行主といいいますか、団体と協議をしたとか、そのような経緯があつたらお知らせください。

【佐藤（正）副委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 ただいまのご質問でございます、使用料で通常のスポーツで利用する場合と、興行を営業した中で利用する場合の価格差が大きいということでございます。今現在の中で、例えば興行的なものをやった場合に、使用料について高い、そういったものの題材とした中で、指定管理者さん、あるいは団体さんと直接そういった内容のお話をしているというような経緯は現在のところはございません。

【佐藤（正）副委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 私が聞いたところによると、例えば使う際に、寒川町が認めた団体であるとか、イベントであつて、寒川町が共催とかになれば、寒川町の裁量で減免に至るということを聞いていますが、なかなか、そういうことを認めるかどうかかわからない中で、外部からここを使いたいという申し出が少ないのではないかなというようにも聞いております。初めからそういうところを使いやすい、ある程度の設定値に抑えておけば、もう少しこの体育館を利用する団体もあるのではないかなということのあるところで聞きまして、そういったところで今回質問させていただいておりますが、今後これが、第18条になるんでしょうかね、このところの見直し等も含めて、そういったしかるべき審議会であるとか、会議体でこういったところを見直して、総合体育館の新たな利活用について考える、そのようなお考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 今、委員お話しのとおり、主催であつたり、共催の場合というのは減免という措置がございます。その辺、やる内容によって、例えば共催となるべき所管課というところがまた出てくるかと思わすですね。管理者のみでその辺は判断できる部分ではないという部分もありますので、その辺はやる内容によって所管課が、多分該当する課があつて、そこの話の中で共催になつたりとかという部分があるかと思わすので、その辺は今後注意して、我々も意識していきたいなというふうに

思うところがございます。

あと、もう1点なんですけれども、今後、利活用していく中で、料金であったり、使用料、そういったものの適正な改定であったりとか、そういったものは、周りの公共施設、立地的な部分も当然関係してくると思うんですが、その辺等も比較しながら、今、適正な使用料であったり、そういったものは検討していく余地は十分にあるなというふうに考えております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 今もシンコースポーツさんでは、例えばベルマーレのフットサルのプロの方が教えにきたりとかしている中で、どうせであれば、そういったプロの試合とかもここで開催できればと思いますが、今の料金設定だとなかなか難しいのかなというところもあります。できる限り、きのうおとももありましたけれども、寒川町がアーバンスポーツ、ストリートスポーツの聖地化を目指すという中で、そういったプロの方の試合というものもここでできればいいのかなと思っています。ですから、できる限り使いやすいような、現代の時代に即したような規定、規則であるとか、条例であるものをしっかりと都市公園条例の中に盛り込んで、使い勝手のいい体育館のほうをしてもらいたいと思いますので、これは要望でございますが、早急にシンコースポーツ、並びに各種町内にも団体がございますので、そこと協議を重ねて、よりよい体育館利用についての方向性を見直してほしいと思いますので、これは要望で結構でございます。

【佐藤（正）副委員長】 要望ということで、よろしく申し上げます。他にございますでしょうか。青木委員。

【青木委員】 まず、4ページ目の耐震事業についてなんですけど、文字どおり耐震改修促進という事業なので、今回、理由としては、実績計上による減となっているんですけども、現在どのぐらい事業というか、受けたかということについて、件数をお聞きします。

それと、10ページ目の公共交通充実促進事業費で、これはコミュニティバスが中心だと思うんですが、今回、恐らくダイヤ改正をされると思うんですが、そのダイヤ改正についてどういったところを、利便性向上ということを考えてダイヤ改正をしていくと思うんですが、どういう点を重点に置いてダイヤ改正しているかということと、あと宮山駅の改修についてもここに今回挙げているということで、改修について、どういった駅舎をつくるかということについての、それはJRとの相談の上だと思うんですが、町としてはどういったことをJRに対して要望しているかということをお聞きしたいと思います。

それと、12ページ目の公園緑地管理費の部分ですが、公園のトイレなんですけれども、トイレについて、一之宮公園なんかは、前も一般質問でさせていただいたんですが、多目的トイレがあるというのは皆さん知っているんですけども、障害者の方しか使えないという、そういうような認識のマークがついていて、わかるようにしてくださいと一般質問でもさせていただいたんですが、一般の人でも使えますよみたいな、そういうようなことをやっていただいたのか、その点をちょっと聞かせてください。

【佐藤（正）副委員長】 前田主査。

【前田主査】 まず、1点目の耐震事業の補助に関する件数ですが、木造住宅の耐震診断の補助金については、今年度については実績で3件。続きまして、木造住宅耐震改修事業の補助金については、今

年度実績で1件。続きまして、沿道建築物耐震診断事業補助金につきましては、こちらは町内で3件あるんですが、所有者の方には直接行ってお願いしているところですが、今年度につきましては、実績で0件。最後に、危険ブロック塀等防災工事事業補助金につきましては、今年度実績で14件となっております。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 続きまして、コミュニティバスのダイヤ改正についてでございます。今回予定しておりますダイヤ改正なんですけれども、こちらについては東ルートของバスが今2台実質稼働していきまして、そのうちもう1台が、3台のうち1台が予備車というような扱いになっております。今、その予備車を平塚の営業所に置いた状態で、運行可能なダイヤで作成した中で今運行しているんですけれども、今回その予備車が、維持管理上、年数が経過して経費等がかかり過ぎるということで予備車を廃止いたします。その廃止に伴ったダイヤ改正というところが今回の要点になってございます。

ただ、今、東ルートにつきましては、実証運行という形で小動地区を一部延伸して走らせているような状況もございます。その結果も1年やってきた中である程度のもが見えてきましたので、その辺も含めた中で、地域公共交通会議の中で、いずれにしる効果的・効率的なダイヤというのは念頭にあるんですけれども、ダイヤの改正について取り組んでいくというようなところでございます。

それと、宮山駅の改修についてなんですけれども、こちらが、今JRさんとやりとりしている中で、町のほうで要望もしていった中で概要が見えてきているところでございます。概要としてなんですけれども、今、既存駅舎、こちらの南側を建てかえるような形で、北側の駅舎を改修して、駅の中にトイレを設置するというような案が、今一番有力な候補となっております。一応、JRさんとの話し合いの中では、JRさんの意向としては、夏ごろには工事に着手したいと。そして、年末年始の初詣前には何とか完成させたいというようなところで、JRさんが今工事について取り組みを進めているところでございます。

あと公園のトイレでございますが、一部みんなのトイレというような表示をしている箇所もあるんですけれども、今、一之宮公園の状況でいきますと、確認しましたら、みんなのトイレというような形のものを、明示がわかりやすい形でまだ張れていないというところなので、こちらは早急に対応させていただきます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 わかりました。1番目の耐震の実績についてお聞きしましたが、ここで、やはりブロック塀だと思うんですね。ブロック塀14件あるということで、皆さんに結構やっていただいているということは、非常にいいことだと思うんですけれども、いろいろな条件があると思うんです。例えばブロック塀だと全部取っ払って、それを全部建てかえなきゃいけないのか。それとも一部だけでも直すなんていうことができるのか、その辺の融通がきくのかどうかということをお聞かせください。

それと2番目についてはダイヤ改正で、予備車は廃止というところが重要なところだということで聞いていたんですけど、経費がかかるということで廃止、経年もたっていますし廃止ということなんですけど、この廃止したことによって経費は当然下がって、町としてはその点がかからなくなると思うんですけど、

そのダイヤについての影響というのをもう一度お聞かせ願いたいのと、あと小動はある程度見えてきたと今課長おっしゃいましたが、その見通しについてももう一度お聞かせください。

それと公園のトイレについては、ちょっとわかりづらいということで、はっきりわかるように明示するというので、これはわかりました。ぜひ早目に進めていただきたいと思います。その点をお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 2点ですね。（「はい」の声あり）

前田主査。

【前田主査】 1点目のブロック塀についてなんですけど、補助の対象としましては、既存の塀を全て撤去していただいて、撤去のみか、もしくは撤去と安全な工作物、フェンスですとか、そういったものを建てかえるといったもののみの対象となっていて、委員おっしゃった一部のみの撤去については補助の対象外となっております。一部残した部分について、町としても安全性の確認がとれませんので、補助の対象としては、全て撤去していただいて安全なものを建てていただくということとなっております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 続いて、コミュニティバスのダイヤ改正でございます。予備車が廃止になった場合のダイヤなんですけれども、現行と若干の時間の前後はどうしても生じてくるんですけれども、ただ、本数自体は変わらないというような形で現状進めていけるというふうなところで見込んでおります。

それと小動のルートの見通しなんですけれども、実際のところでいくと、我々が想定していた乗車の数よりも随分低いような乗車の結果にはなってございます。ただ、その採算性だけで判断するのか、あるいは実際に必要な方がいた上での乗車率であるのか。そういったところも精査しながら、公共交通会議の中で皆さんにご意見いただいて、存続等を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 ブロック塀はやはり全部撤去しなきゃ、町としては、一部という部分は安全性が担保できないということで全部ということなんですけれども、やはり全部、話を聞いたところによると、全部撤去してしまうと、やはり100万円単位とか200万円単位になってしまう場合があるという話も聞いたっているんですね。上限が30万円ですよ。30万円ということで、なかなか金額的に、全部撤去してしまうとそのぐらいの額がかかって、補助をもらっても30万円というところで、じゃあいいかというふうになってしまうような人も中にはいると思うんですね。そういう人に対して、町としてももう少し、無理ですかね。何かそういうことができたらなんて思っていたんですけども、その辺のところについての見解をちょっと聞かせてください。

それと、ダイヤ改正については、前後はちょっと影響があるが、本数は減らないので問題がないということについてはわかりました。

あとは小動のルートですけど、なかなか思った以上の乗車率が、乗車している人が少ないということ

なんです、やはり住んでいるわけですから、小動ルートを維持していったほうがいいかなと自分はそのうですけれども、もう一度その辺のところをお聞かせ願えれば、よろしくをお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 2点かな。

島山課長。

【島山都市計画課長】 まず、ブロック塀なんですけれども、今現在、上限30万円というところで、町の場合、撤去、あとは新設部分というようなところも双方対象になるようなところで設定をさせていただいています。ほかの近隣と比較しても、これは極端に低いかという、そういった状況ではないところでございます。確かに促進していくことにおいては、補助金がある程度高いほうが進むというところは当然考えられる部分ではあるんですけれども、あくまでも個人の方が所有されているブロック塀ということもございますので、限られた財源の中で、町内の方になるだけ数多く利用していただきたいというような思いもあって、この金額にさせていただいている状況もありますので、今年度についてもこの額は30万円という額で、我々もより周知を一層する中で進めていければなというふうに思っているところでございます。

あと小動なんですけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、実際に使われている方もいるという部分、こちらコミュニティバス自体が交通弱者の方を対象にという根本の考えがございしますので、そこは十分配慮した中で、存続については検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 それでは、大きく2点ほど質問させていただきたいと思います。まず、12ページになるのかな、高齢介護のところでもお伺いした部分なんですけれども、ちょっと都市計画のほうにも係ってくるかなということで1点、町としての、課としての考え方をお聞かせいただきたいと思いますと思うんですけれども、高齢者の方の健康づくりという部分で、町の中の公園でゲートボールとか、バードゴルフみたいなのをやる時に道具があるんですけれども、それを毎回、週に何回かやっているみたいなんですけれども、毎回持ってきて持って帰ってということの繰り返しで、高齢者の方が重い荷物を持ってきて持って帰るということで、公園の敷地内に置き場所を確保できないかというようなご相談があった中で、高齢介護課としてはなかなかその辺、声が届いていないというところの中でご回答があったんですけれども、実際に私のところには声が届いていて、なかなか難しい部分はあるかと思うんですけれども、公園を管理している課として、その辺の考え方を、どのように捉えているかお聞かせいただけますでしょうか。

あと今年度、陳情等でも上がっていましたが、川とのふれあい公園の整備というんですかね、そういったところが令和2年度はどういった予算がつけられているのかお聞かせいただけますでしょうか。

それから、14ページになるのかな。緑の保全・普及啓発事業費のところ、今年度報償費が、これ初めてなのかな、昨年度はゼロだったので初めてで、公園愛護会活動実施に伴う増ということで新たな事

業になるのか、どういった団体でどういった内容の活動をされるのかお聞かせいただけますでしょうか。

あとちょっとページ数があれなんですけど、町長の施政方針の中で、緑化の推進というところで、産業まつりで苗木の配布をしていると思うんですけども、これは令和2年度も継続してやっていくんだと思うんですけども、どういった内容の苗木を配布していて、この効果をどう捉えているか。これは予算があるのかどうか、その辺も含めてお聞かせいただけますでしょうか。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 島山課長。

【島山都市計画課長】 では、まず1点目でございます、公園等を利用している高齢者の方々の道具の物置という形になろうかと思いますが、それについては、中央公園の中でグラウンドゴルフをやられている方々から、先ほどのお話にあったように、物を持ってきたりというのは大変だというお話をいただいた経過は過去でございます。ただ、その中で、公園という形でパブリックなものでもありますので、一個人であったり、あるいは一団体であったり、そういった方々が個別のものをそこに占用して常時置いておくというものについては、どの団体ならよくて、どの団体なら悪いんだとかという、その辺の判断基準というのなかなかつけづらいものがございます。そういった意味で、我々としては、そういったものの設置についてはご遠慮いただきたいというようなお話は過去させていただいているような経緯はございます。

それと、川ふれの関係なんですけれども、令和2年度については、具体的な予算という部分については計上させていただいていないところです。と言いますのが、具体の整備のレベルであったり、整備の施設であったり、そういったものを今精査させていただいているところでございます。なおかつ、補助金をベースに整備ができればという考えがございますので、令和2年度中に施設の内容及び補助金の取得に向けて動きを取り組んでいくというようなところで考えてございます。

それと、緑の保全のところの報償費なんですけど、こちらは公園愛護会ということで、公園の近隣にお住まいになられている方々、あるいはある程度の人数で活動されているグループであったりとか、そういった方々は2名以上の団体という枠組みの中で、最低限でも月に1回、公園の清掃、あとは草等が伸びる時期については草刈り、それと、例えば遊具等の破損があったりとか、ふぐあいがあった場合にはその辺を町のほうに、我々のほうに情報提供していただく。そういった公園の管理的なものを愛護会というサークルの中で取り組んでいただければというところで考えております。

この愛護会の中で活動していただくことによって、地域の住民の方々のコミュニケーションの場としての位置づけであったり、あるいは維持管理に携わっていただく中で、本当に必要なものは何なのかとか、ここの公園というのは、こういう利用をすればもっといいんじゃないのかとか、そういったご意見も、生の声を聞いた中で今後の、地区ごとで、多分公園っていろいろなあり方があると思いますので、その辺を一緒に考えていけるような活動をしていければなというふうに思っているところです。補助金については、その方々の活動に必要なもの、例えば剪定ばさみであったりとか、熱中症防止であれば飲み物を飲んでいただくとか、そういった形で活用していただければというふうに考えているところでございます。

それと、もう1件、緑化の推進というところで苗木なんですけれども、こちらについては、具体でい

きますと、産業まつりのときに都市計画課のほうでブースを設置させていただきまして、緑化フェアというような意味合いで、毎年苗木を配布させていただいているところでございます。一応、次年度につきましては、合計で約180本を予定しているところです。樹種等についてはまだ決まっておられません。ちなみに、今年度につきましては、ジュンベリーの木を180本、その前、平成30年についてはブラックベリーの苗を190本配布させていただいているところです。その配布する中で、お示しするポスターといいますか、そういったものの中でいくと、みどりの緑化、あと保全活動の一環として実施しているんですよというのをPRさせていただいて配布をしております。

それで、配布後の実態調査というのは、不特定多数の方が対象になっていますので、実際、成長の度合いであったり、何本実際に植えたかという数値的なものの確認はできていないところなんですけれども、実際、産業まつりのときに配布させていただいている中では、非常に人気がある事業でございまして、来ていただいた方からは、去年いただいたやつは実がついたよとか、その前のときはまだ実がならないんだとか、そういったお話も、声を聞かせていただいている部分でございまして、緑化に対する啓発としては意味があるというふうに捉えているところでございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。ありがとうございます。まず、物置というか、利用者さんの件についてはわかりました。私も皆さんが使う場所で責任とかも負えない部分もあるのでどうかなという部分もありました。体育館においてもそういった声があったりとか、以前私も聞いたことがありますけれども、そこは何かやりくりをしていただいて、健康維持に努めていただくように伝えていきたいと思えます。

あと、川ふれのほうはわかりました。どんなものにしていくかという動きに取り組んでいくということで、ぜひスピーディーな対応をしていっていただきたいなというふうに思います。

それから、公園愛護会の活動については2名以上の団体でということで、18万5,000円ということで、想定しているのは2名以上の団体で、何名であろうが1団体として幾らとかという、そういう決まりがあるのか、どういうものに使えるかというところの規約というか、取り決めというか、そういったものがあるのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

それから、緑化フェアの苗木はベリー系ということでわかりました。大変、皆さん好評で、割と早く配布が終わっちゃうかなという気はします。私が行くと、ほとんどもう終了しましたという感じに、早い段階で行きますけど、並んでいたりとかするので、ただ、数年前は結構捨ててあったりとか、ちょっとそういうのが見受けられ、最近ないかなとは思いますが、ちょっとそういうのが見受けられていたので、効果としてどうなのかなという思いで今回伺ってみました。ベリーだけではなくて、また違った、例えばベリーだと、ちょっと大きくなったりするとアパートとかではなかなか難しかったり、ベランダでも緑化を楽しめるような感じのものもぜひ種類に、1種類ではなくて、ベランダでも十分楽しめるものがありますので、そういったものも配布していただければと、癒やしだったり、潤いにつながっていくのかなと思うので、どうしてもベリーだとちょっと木が大きくなるかなと、土地がないとちょっと難しいかなというイメージがあるので、ベランダとかでも楽しめるような、そういった目線でもぜひ取り組んでいただけたらなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の愛護会の関係なんですけれども、愛護会の報償費ですが、活動していただく公園の大きさによって報償金の額というのを定めさせていただいているところです。一番小さい500平方メートル以下の公園であれば、年間で2万5,000円というような報償金の額を今想定させていただいています。3,000平方メートル以上になってくると、中央公園であったりとか、比較的大きな公園になってくるんですが、こういった公園の場合は年間で4万円というような額の設定をさせていただいております。

それで、報償金の使い道といいますか、こういったものにといいところですが、これはあくまでも活動していただくに当たって必要なものに使っていただければという考えで、これならいいけど、これならだめだとか、その辺というのはあまり制限をかけない状態で今想定させていただいています。というのも、なるべく実際に活動していただける方の手間がかからないといいますか、なるべくそういった方をふやしていきたいという思いがありますので、いろいろな方がやりやすいような形をとというようなところで考えさせていただいているところでございます。

それと、今お話しいただきましたベリーだけではなくというお話しですが、まさに緑化という意味でいけば、もっともなお話だなと思ひまして、何も木を植えるだけが、ある程度スペースがある方だけが緑化すればいいということではないので、確かにベランダ等でできる緑化というようなものも、ご意見を参考にさせていただいて、そういった視点でまた樹種等、あとは花等を選定するような形で考えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 公園の管理に関しては、大きさによって金額が変わってくるということでわかりました。想定は何団体ぐらいを想定されているのか。既にもしかしたらボランティアというか、そういう形でやられている方がいて、そういう方を対象に今年度、予算の18万5,000円というのを立てたのかもしれないんですけれども、その辺どのぐらいの団体を想定してされているのかお聞かせください。

緑化フェアの苗木の配布ですけれども、今、ナチュラルな草木系の花というか、木というか、草というか、そういうところも皆さん、とてもはやっていますので、そういったところで温暖化防止にもつながっていく部分があるので、そういったところの考えもぜひ取り入れていただければと思ひます。1点だけお聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 次年度の想定なんですけれども、一応4から5団体というところを現在想定させていただいています。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですかね。

それでは、これをもちまして質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で都市建設部都市計画課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は15時15分とさせていただきます。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここからは拠点づくり部の審査に入ります。

まず、倉見拠点づくり課の審査に入りますので、執行部の説明をお願いいたします。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、これより拠点づくり部の令和2年度の予算審査をよろしく願います。まず最初に、倉見拠点づくり課よりご説明を申し上げます。説明につきましては皆川課長より、質問に対しましては出席職員より行いますので、よろしく願います。

【佐藤（正）副委員長】 皆川倉見拠点づくり課長。

【皆川倉見拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部倉見拠点づくり課所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明をさせていただきますので、よろしく願います。

予算書は72、73ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費でございます。タブレット端末の倉見拠点づくり課予算特別委員会説明（参考）資料をお開きください。タブレット資料は2ページをござらんください。ツインシティ倉見地区整備事業費でございます。東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取り組みを行うものでございます。

8節の旅費については、職員の普通旅費でございます。12節の委託料は、ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査委託料で、県をはじめとする関係機関との協議に必要な図面やデータ作成、事業全般にわたる技術的助言等のコーディネート支援を求めるもので185万円を計上しております。

18節の負担金補助及び交付金は3件で、155万5,000円で、その内訳は、ツインシティ現地駐在事務所維持運営費負担金100万円、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会分担金18万円、東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金37万5,000円となっております。以上、ツインシティ倉見地区整備事業費の本年度予算額は349万5,000円で、前年度と同額でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをござらんください。東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。本積立金は、寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅設置に要する資金を積み立てるものでございます。本年度は預金利子を含めて5,009万3,000円を計上しております。

続いて下表をござらんいただきまして、東海道新幹線新駅整備基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの東海道新幹線新駅整備基金利子でございます。預金利子分の9万3,000円を計上しております。なお、令和2年度末の積立額は7億2,031万2,000円となる見込みでございます。

続きまして、タブレット資料は4ページをござらんください。都市基盤整備事業基金積立金でございます。本積立金は、寒川町都市基盤整備事業基金条例に基づき、都市基盤整備に要する資金を積み立てるものでございます。この基金につきましては、預金利子分として2,000円を計上しております。

続いて下表をござらんいただき、都市基盤整備事業基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの都市基盤整備事業基金利子でございます。預金利子分の2,000円を計上してお

ります。これにより令和2年度末の積立額は768万6,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 3ページ目の積立金のことなんですが、去年も聞いたと思うんですが、もう一度確認という意味で、新駅にかかる費用と寒川町というか自治体が負担する額というのをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 皆川倉見拠点づくり課長。

【皆川倉見拠点づくり課長】 新駅設置にかかる費用とその負担の割合についてというお問い合わせになりますが、これにつきましては、JR東海が新駅設置の判断をしているわけではございませんので、駅費用についてはまだ示されていないのが現在の状況でございます。ただ、当時、新駅誘致地区に県内で一本化された際の目安としては、そのときの直近での事例として、250億円程度の費用がかかるだろうということを想定して同盟会での協議をしたところでございます。なお、負担に当たりましても、これもまだ決まっていない状況ですが、その際に当時の知事からは、県が3分の1は負担をするということでお話をされておりますので、それ以降につきましては、他の同盟会の会員市とともにまだ割合については協議をされていない状況でございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 大体目算で250億円、その3分の1ということなんですが、同盟会でいろいろと話し合われていると思うんですけども、その同盟会に参加されているほかの自治体というのは、寒川町と同様に積み立てというのは行っているんですか。そこをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 皆川課長。

【皆川倉見拠点づくり課長】 現在のところ、同盟会の会員市にお問い合わせをしたところ、積み立てをしているところは寒川のみということになってございます。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですか。他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、これで質疑を打ち切りたいと思います。ご苦労さまでした。

以上で拠点づくり部倉見拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続きまして、拠点づくり部田端拠点づくり課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 続きまして、拠点づくり部田端拠点づくり課よりご説明を申し上げます。説明につきましては米山課長、質問に対しては出席職員より行いますので、よろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 米山田端拠点づくり課長。

【米山田端拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部田端拠点づくり課所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は72、73ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費のうち田端西地区まちづくり事業費でございます。なお、タブレット資料は2ページ目のほうをごらんいただければと思います。

田端西地区まちづくり事業費であります。寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区において、新たな産業集積拠点として整備を担う寒川町田端西地区土地区画整理組合に対して、公共施設整備等に係る助成金の交付を行うものでございます。8節旅費でございます。こちらは国・県と協議を行う職員の普通旅費でございます。

続いて、需用費につきましては、必要な書籍や消耗品を購入する費用でございます。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、土地区画整理組合の事業のうち、道路、公園、公共施設整備に向けた実施設計の費用等について助成金の交付を行うものでございます。

続きまして、下表の特定財源のほうをお願いいたします。歳入番号1番、予算書は34、35ページ、田端西地区まちづくり事業債につきましては、土地区画整理組合に対する助成金に充当してございます。また上に戻っていただいて、増減の理由でございますが、負担金補助及び交付金につきましては、土地区画整理組合の事業期間が7年のうち、年間ごとに事業の進捗により増減するものでございます。令和2年度につきましては、前年度と比較して増となっております。

なお、田端西地区土地区画整理組合に対する助成金のうち、公共下水道整備に係る部分の助成金につきましては、下水道課所管の下水道事業特別会計のほうに計上しておりまして、あわせて組合に対して助成させていただくというような内容となっております。

以上で田端拠点づくり課所管の令和2年度の予算につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いします。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお伺いしたいと思います。特別委員会でもさまざまな委員から質疑等があつて、今回の予算では組合が設立されて初めての予算ということなので改めてお伺いしていきたいと思いますが、今年度中に事業主というんですかね、企業が決まっていくような流れの中で、選定に当たっての基本的な町の考え方をお聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 米山田端拠点づくり課長。

【米山田端拠点づくり課長】 令和2年度中に仮換地の指定を行いまして、保留地の面積を確定して、そこから売却活動に入っていくというところで、2年度中に決まるかどうかというところはまだ未定の部分なんですけれども、こちらの事業につきましては区画整理が目的ではなくて、そういった用地を新しい産業集積地をつくって、企業さんに入ってきていただいて税収効果だとか、雇用の効果だとか、そういったものが将来にわたって町の税収も上がっていきますし、活性化していくものだと、そういったための事業ということなので、その目的に合った企業さんを誘致していく、具体的にいうと前々からいろいろお話があるとおり、製造業さんに来ていただけると、土地建物以外の償却資産等の税収も見込めます

ので、そういった企業さんを誘致していきたいというような考えであります。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 今年度中に確定するとは限りませんが、主に今年度やっていく事業の大きなものかなというふうに捉えた中で質問させていただいています。大きくは組合さんと大和さんと選定をしていくわけですが、多額な投資を町がしていくに当たって、今課長が言われたように、税収の見込みだったり、雇用の創出だったり、さまざま町に大きなメリットをもたらしていく企業を呼び込んでいただくことが必要になってくると思うんですけれども、そうなった場合に、大和さんと組合さんで決定していくわけですが、参入企業の選定に向けて、どういう関係性を持って町がそこにかかわっていくのか、なかなか難しい部分かもしれませんが、その辺のところの考え方をお聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 米山課長。

【米山田端拠点づくり課長】 実際、組合の事業費に充てるために保留地を売却して、それを一括業務代行ということで大和ハウス工業さんが取得するという基本協定は結ばれている中なんですけれども、そこまでは決まっていますがどうにもならないところなんですけれども、そこから先の部分、また田端の地元の集落と隣接する地域なので、そういったことも配慮しなければいけないというふうに考えているんですけれども、その中で、先ほどもこの事業の目的については、組合のほうに対しても町で助成していく、そういった目的があるので、それを達成するようなことに協力していただきたいというのは再三お伝えしているところなので、大和ハウスさんにも同じ内容を伝えておりますので、勝手に決まりましたという事後報告とかなないように常に理事会にも出席しておりますし、動きを注視しながら連絡をやりとりして、そういった決まってしまうというようなご報告することがないように心がけて、連絡を密にとっていくというようなことで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 ぜひそこは、かかわり方が難しいのかもしれませんが、後々何のために、誰のためにあそこを企業誘致して産業集積拠点にしていったのかというところが無駄にならないようにしっかりとかかわりながら、ぜひ推し進めていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望で結構です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 今回、組合施行になって予算も組まれたということで、その中で、内訳を見ますと一般財源と地方債ということに分かれているわけですが、最終的に地方債の総額というのは幾らを今の時点で見込んでいるのかということをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 米山課長。

【米山田端拠点づくり課長】 地方債につきましては、毎年毎年予算計上するに当たって協議して、確定しているものではないんですけれども、我々事業課としての見通しとしては、おおむね20億

円程度を地方債で財源を確保していければというような考えであります。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 やはりかなり莫大な額を見込みでいるんですけども、組合施行になって進めるに当たって20億円以上の見返りというか、町としてはどのような感じで見込んでいるのかということ、今の時点でどういうふうに想定されているかということをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 米山課長。

【米山田端拠点づくり課長】 事業が終わって、これから償還が始まっていくわけですが、市街化編入区域にはもう既に編入しておりますが、これから区画整理が始まって、順次街区ごとに土地利用ができた段階で、次の3年に一度の固定資産税の評価の見直しのときに当たったタイミングでその時点の評価に変わります、それ相応の税収が入ってくるという流れになってきます。地方債を償還するところには、始まるころにはきちっと税収が入ってきて、大体最低でもおおむね2億円ぐらいは税収増があるんじゃないかというところで、業種によってももう少し上振れすることも考えているんですが、おおむねそのぐらいの内容で、今申し上げたのは概算で、土地と建物の部分の見込みでいきますので、起債の部分だけでいくと、地方債の部分だけですと10年程度あれば償還、税収で賄っていき、それ以降については一般財源の支出もちろんあるんですけども、プラスになってくるというような見通しで考えてございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 見返りとしては償還が2億円、税収増を見込んでいるということなんですが、今も新型コロナで経済が停滞していくような、そういうようなことも想定された上での増収ということなんですかね。その点だけお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 米山課長。

【米山田端拠点づくり課長】 あくまでも2億円というのは評価後、想定する評価で、その後、建物についても古くなっていけば若干下がっていきますし、土地についてもその後上がっていくのか下がっていくのかというところ、細かいところの見通しは推計していませんが、基本的に固定資産税については、改定するときに、バブル経済のときにできた制度ですけども、調整率というのがございまして、一気に上がったり、一気に下がったりとかしないような制度になっていますので、比較的リーマンショック後の町の緊急財政対策とか発動したときも、法人税関係はかなり落ち込みがあったんですけども、固定資産税についてはフラットな感じの状況だったので比較的安定的に、細かい数字、どうなるかというところまで申し上げられないんですけども、安定した税収であるというふうに認識しております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですかね。他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 来年度から事業進捗が進んでいくという中で1つ確認というか、ほかの委員からも出ていたと思うんですけども、改めて田端西地区の税収だけじゃなくて、地域経済を回すような考え方

というのをしっかりと持って、理事会並びにそういった場で役場として発言をしているのかというか、そういったことはしっかりと認識をとった上で進めているのかどうか、その点について確認させてください。

【佐藤（正）副委員長】 米山課長。

【米山田端拠点づくり課長】 権利者さんたちの集まりの組合になっていまして、もちろん町のほうから助成して、それが自分たちのためという意識だけではなくて、町全体のためになるというような、ための事業だということをご理解いただけるように過去からその辺はお伝えしている状況なので、自分たちの土地をどうしようかというだけの話ではなくて、公共的な意味合いが強い事業でありまして、その辺の経済部分も含めて、町にプラスになるような土地区画整理事業になるようご理解はいただいて、それを前提に進めていただけるというふうに考えております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 組合の方々に理解していただいているということで、大和さんのほうにも例えば町の経済を回したいんだというところでいろいろな、公共事業になると思いますけれども、そういったところの全て外に回すんじゃなくて、内側にもちゃんとしっかりと、入札になると思うんですけども、そういったことも踏まえて、町のためにというところをしっかりと持ってこの事業に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その点についての考えをもう一度お聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 米山課長。

【米山田端拠点づくり課長】 実際、令和3年度から順調にいけば工事に入っていく予定でございます。現段階でも大和ハウスさんのほうにこういった要請があるというのと、実際どういった形で地元の業者さんを活用していくかというところを、大和さんの協力企業として登録するという方法が一番一般的なやり方らしいんですけども、そういった具体的な方法をどうしていくかというところについては、もう既に話は始めていて、令和3年度予算執行するまでにはきちっとした形でご説明、どういった形であるところを詰めて、今その準備をしているような状況でございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですかね。ほかになければ、ここで質疑を打ち切りたいと思いません。ご苦労さまでした。

以上で拠点づくり部田端拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、拠点づくり部、最後になります。寒川駅周辺整備事務所の令和2年度の予算審査をよろしくをお願いいたします。説明に当たりましては飯尾所長より行い、質問に対し

ては出席職員より行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 飯尾寒川駅周辺整備事務所長。

【飯尾寒川駅周辺整備事務所長】 それでは、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとに説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は74、75ページの8款土木費2項都市計画費3目駅周辺整備費でございます。なお、予算の増減理由等につきましては、タブレット資料の備考欄をごらんいただきますようお願いいたします。タブレット資料は表紙の後の11分の2ページ目をごらんください。職員給与費であります、事務所職員3名の人件費でございます。

タブレット資料11分の3ページをごらんください。寒川駅北口の緑地に関するものです。13節の使用料及び賃借料は、大山踏切そばの北口緑地の土地借上料でございます。また、21節の補償補填及び賠償金は、北口緑地の土地賃貸借契約を解約ための補償金となります。この緑地については、北口の土地区画整理事業を進めるに当たりまして、平成22年1月より20年間の土地賃貸借契約を締結して、仮設の自転車駐輪場などに利用してきました。この土地賃貸借契約は民法上の期間の定めのある賃貸借契約ということになりますため、原則的に期間満了まで土地を借り上げ続けることとなります。しかしながら、土地区画整理事業も終了したことから土地所有者との間で協議を続けてきましたところ、土地賃貸借契約を解約することで合意がとれましたので、土地賃貸借契約期間の残存期間分についての補償をすることによって土地をお返しするというものです。財源につきましては一般財源でございます。

タブレット資料11分の4ページをごらんください。土地区画整理事業費の14工事請負費です。これは今説明しました北口緑地の賃貸借契約の解約に伴いまして、現地を整地するための宅地の整地工事を行うための工事請負費でございます。工事の内容は、タブレットの11分の8ページ、工事の位置については、タブレットの11分の9ページの図1に載せてございますのでごらんください。この宅地整地の工事の完了をもって土地賃貸借契約が終了という形になります。

タブレット資料11分の5ページをごらんください。寒川駅南口整備事業費であります、これは南口の整備を行うためのものです。内容としては2点ありまして、1点目は南口のバス転回所への案内板の設置費用、2点目は南口駅前広場予定地の一部用地を取得するための費用になります。10節の需用費は、土地購入の契約書の印紙代。14節の工事請負費は、寒川駅南口からバス転回所への案内板の設置工事費でございます。これは今後、田端西地区の土地区画整理事業が本格化して南口バス利用者の増加が予想されることから、駅から少し離れているバス転回所への案内を行うものです。工事の内容は、タブレット11分の8ページ、工事の位置については、タブレット11分の10ページの図2に載せてございますのでごらんください。

次に、タブレット資料11分の5ページに戻っていただきまして、16節の公有財産購入費は、南口駅前広場予定地の一部を購入するための土地購入費、21節の補償補填及び賠償金は、建物等の物件の補償金となります。

続きまして、下の表をごらんください。寒川駅南口駅整備事業費の財源でございますが、16節の公有財産購入費は、決算書35ページの寒川駅南口整備事業債を充当しています。それ以外については一般財

源となります。なお、土地の購入の位置については、タブレットの11分の11ページの図3に載せてございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレットの資料は11分の6ページです。予算書は18から21ページの行政財産使用料ですが、北口にある事業用地の電柱の占用料に伴う使用料でございます。

続きまして、タブレット資料は11分の7ページ、諸収入の4項1目雑入5節土木費雑入のうち寒川駅土地区画整理事業清算金でございます。これは土地区画整理事業に伴う権利者から施行者に支払っていただく徴収の清算金でございます。徴収の清算金については、金額に応じて最長5年の分割納付が申し出により可能なため、現在7名の方が分割納付の申し出をされています。これらの方の令和2年度分の納付額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお伺いしたいと思います。南口の駅前広場の一部取得用地ということで、転回所とはまた随分違うところに三角部分を取得しているんですけども、この後の活用方法というんですかね、ここを買ったことによる活用方法というのはどういう形になるのでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 飯尾所長。

【飯尾寒川駅周辺整備事務所長】 南口の駅前広場ということで、バス転回所については、今ちょっと駅から離れたところがございます。実際、寒川駅南口の駅前広場については、駅から中海岸寒川線の間はどこかという形で想定した場合に、将来的な事業費等を考えると、現在休耕地のあたりを実際に駅前広場として整備していくのが現実的ではないかと考えております。既に地権者との協議というか、下話というか、そういうのはさせていただいている中で、今回、予算の提案しました場所について、民間の業者に売り払うという情報を得ましたので、そちらを町以外の方に取得されてしまうと、今後の駅前広場として休耕地のあたりを整備した場合に支障になるので、この部分について取得していくという形の判断をして予算計上したという形になります。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 ということは、転回所と駅前広場は別もので、駅前広場として一部ここを先行取得したという捉え方でよろしいでしょうか。今後、ほかのところも、休耕地というお話がありましたけれども、そこも含めて、もう少し広いところで広場を駅前広場として整備をしていくという考え方でよろしいかどうかお伺いをいたします。

【佐藤（正）副委員長】 飯尾所長。

【飯尾寒川駅周辺整備事務所長】 おっしゃるとおり駅前広場として、先ほど申しましたように、事業費等を考えますと、休耕地のところを駅前広場として念頭に整備していくという形で、今後、隣接の土地についての地権者との協議を引き続き進めていきまして、バスの転回所は、例えば代替の土地とかいう形で活用して、バスと一般車、タクシー等を1カ所に集約した駅前広場として整備していきたいと

考えております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。将来的にはバスの転回所の機能も、今後駅前広場の中にあわせて行っていくということですね。わかりました。それだけの同じぐらいの敷地になるのかちょっと心配があるんですけど、その辺の交渉はもう既に行っているということなので、そういった広さの確保はできるというふうに見込んでよろしいんですか。

【佐藤（正）副委員長】 飯尾所長。

【飯尾寒川駅周辺整備事務所長】 そうですね。バスの転回所の面積、それ以上の部分の面積になるかと思います。その部分も含めて、事業費をなるべく抑えるためにバスの転回所を代替の用地として、例えば交換で使ったりとか、そのあたりの協議も含めて、最終的には1カ所に集めた駅前広場を整備していきたいと考えております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

杉崎委員長。

【杉崎委員長】 今回、初の質問をさせていただきます。今の南口の整備事業費で、よくわかったんですが、公有財産購入費は3,233万6,000円と、その下の補償補填及び賠償金、これが建物移転等の補償費ということなんですが、2,500万円。この2,500万円の説明をお願いしますか。

【佐藤（正）副委員長】 飯尾所長。

【飯尾寒川駅周辺整備事務所長】 今回、建物の補償という形で予算計上してございます。公共事業で例えば土地を取得する、道路用地だとか公園用地だとかを買う場合に、土地の上に物件等ある場合には、用地対策連絡協議会の損失補償の算定標準書というものをもとに物件の補償をしていくと。今回の場合は普通の住宅の建物がございます。その中でどういうものが補償に入っているかといいますと、まず、建物の躯体の部分の補償、あと工作物、ブロック塀だとか、フェンスがあればブロック塀の補償、あと立竹木ですね、庭木だとか、そういうものがあればその補償、あわせて建物の内部に当然動産といって家具だとか細々したもの、備品だとか、そういうものは動産の補償という形で引っ越し代のようなものが算定されます。あわせて雑費ということで、移転に伴う例えば移転先を見つける不動産屋さんのお金だとか、細かい部分についていうと、建物をもう一回建てるための上棟の費用だとか、そういうものを一切合財含めて物件の補償費という形で計上してございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 杉崎委員長。

【杉崎委員長】 わかりました。結構いい値段になるんだというのが正直なところですが、その2,500万円の中には建物の解体工事費用は含まれていないという理解でよろしいですか。

【佐藤（正）副委員長】 飯尾所長。

【飯尾寒川駅周辺整備事務所長】 建物の解体費については建物補償の中に含まれています。建物の補償も、先ほどいい値段という、確かに感覚的には思われていると思うんですけども、民間の不動産

の建物取引であると、例えば新築から10年、15年、場合には20年たてば、ほとんど価値がないと言っては失礼なんですけれども、ほとんど価格がつかないと。ただ、今回、公共事業の補償の考え方をすると、今、同種同等のものの材料で建物を建てた場合幾らかというのをまず出します。そこから経年変化ですね、築何年でどれぐらいのパーセンテージで下がっていくという、その下がり方が民間の考え方よりは非常に緩やかになっています。それは移転先で建物を建てていただくということの考えから、そのような再築補償率の減っていく率が非常に緩やかで、そこが高いなという感じを持たれるかと思えますけれども、以上のような考えをもとに補償費が建物については算定されているという形になります。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、これもちまして質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、会計課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

戸村会計管理者（兼）課長。

【戸村会計管理者（兼）会計課長】 それでは、会計課が所管いたします令和2年度の予算につきまして説明をさせていただきます。説明に当たりましては私から、またご質問等につきましては同席してございます職員で対応いたしますので、よろしくお願い申し上げます。座って説明をさせていただきます。

まず、会計課の業務でございますが、日々の収入の事務と各課等で事業執行した経費の支出命令書等の審査及びその支出事務となっております。

それでは、予算書は40ページ、41ページの上段に記載がございます2款総務費1項総務管理費5目会計管理費でございます。予算総額は63万9,000円となっております。

それでは、タブレットの2ページをごらんいただきたいと存じます。会計管理事務経費となります。8節の旅費は、職員の普通旅費となっております。10節の需用費の印刷製本費は、各課等で使用いたします封筒の印刷経費となっております。前年度より減額となりました理由は、備考欄にございますように口座振替依頼書及び手書き用納付書を令和元年度に購入いたしましたためでございます。

下段の表をごらんください。その印刷製本費につきましては、特定財源といたしまして、予算書は32、33ページ、公益企業会計の下水道課においての事務費負担金1万9,000円を充ててございます。

続きまして、歳入となります。予算書は30ページ、31ページの下段に記載がございます21款諸収入の預金利子となっております。タブレットは次の3ページをごらんいただきたいと存じます。会計課で保管してございます資金を定期預金にすることにより利子を得ているものでございまして、3万9,000円を見込んでおります。

以上で会計課の説明を終ります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手でお願いします。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)副委員長】 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切りたいと思います。ご苦労さまでした。

以上で会計課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤(正)副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

原田選挙管理委員会事務局書記長。

【原田選挙管理委員会事務局書記長】 それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和2年度予算につきましてご説明差し上げます。説明につきましては私原田から、質問につきましては辻井と私で、約一年半ぶり2名体制でお送りいたしますので、よろしくをお願いいたします。では、座らせていただきます。

それでは、予算書は50ページから51ページの2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費であります。タブレット資料は表紙の次、2ページをごらんください。まず、職員給与費ですが、職員2名分の給与、職員手当等及び共済費であります。

次に、タブレット資料3ページの事務局経費です。これは事務局運営を行うための経費であります。報酬につきましては、選挙管理委員4名の月額報酬及び委員補充員4名の日額報酬であります。報償費につきましては、町選挙管理委員会表彰の記念品代であります。旅費は、委員及び職員の会議等への交通費であります。交際費は、委員長の慶弔費であります。需用費につきましては消耗品費で、選挙関係の法令集等追録代や図書等の購入費であります。役務費は、不在者投票郵送料及び在外選挙人資格調査郵送料であります。負担金補助及び交付金につきましては、湘南4町による湘南地区選挙管理委員会連合会負担金であります。前年度との増減理由につきましては、備考欄のとおりであります。

続いて、下の表をごらんください。事務局経費の特定財源ではありますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの在外選挙特別経費委託金4,000円は、在外選挙人資格調査郵送料に充てているものであります。

続きまして、タブレット資料4ページ、2目選挙啓発費の選挙常時啓発事業費であります。これは明るい選挙の推進や選挙啓発のための経費であります。まず、旅費は、神奈川県三浦湘南地区明るい選挙推進協議会の会議、研修等への参加に伴う交通費であります。需用費につきましては消耗品費で、選挙啓発用物品であります。負担金補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会への補助金であります。増減理由は備考欄のとおりです。

続きまして、タブレット資料5ページ、3目町議会議員選挙費の町議会議員選挙経費であります。これは令和3年2月24日任期満了の町議会議員選挙に係る経費であります。まず、報酬は、投票管理者、投票立会人、選挙長、選挙立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人及び会計年度任用職員の報酬であります。職員手当等は、書記の選挙執行事務、期日前投票事務、投開票事務に係る事務従事者の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末勤勉手当であります。報償費は、ポスター掲示場設置場所等

の謝礼及び選挙公報テープ録音の謝礼であります。旅費は、会計年度任用職員の通勤手当及び選挙事務に係る職員の交通費であります。需用費につきましては、選挙用参考図書や候補者当選者用物品等の消耗品費、投票所用ストーブの燃料費、投票立会人等の食糧費及び投票所入場整理券や投票用紙等の印刷製本費であります。役務費は、投票所入場整理券や不在者投票等の郵送料、投票用紙自動交付機や計数機等の点検手数料及び不在者投票事務手数料であります。委託料につきましては、ポスター掲示場設置及び撤去委託料、選挙公報の配布委託料、投票事務及び期日前投票事務従事等の人材派遣委託料及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料であります。使用料及び賃借料は、投票所用会場借上料、投票所用ストーブの機械器具借上料、投票所から開票所までの投票箱送致用タクシー使用料及び当日投票システム用端末の借上料等であります。負担金補助及び交付金につきましては、候補者の選挙用はがき分であります選挙公営負担金として日本郵便株式会社に支出するものであります。

最後の6ページですが、休止及び廃止等事業であります。全て前年度に行われた選挙に係る経費で、基本的に3年に一度、もしくは4年に一度の事業でありますので廃目となっております。

以上で選挙管理委員会事務局の説明を終わります。よろしく申し上げます。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手でお願いします。

太田委員。

【太田委員】 2点お伺いしたいと思います。1点は、明るい選挙推進協議会の皆様が本当に日々、小学校とかに行って啓発をさせていただいておりますけれども、ちょっと一部やっただけでない学校もあるような話を以前伺ったんですが、令和2年度は既にもし決まっているようであれば、何校、協力をして主権者教育というのを一つとしてやっていただけるのかお聞かせいただきたいと思います。

あと町議会議員選挙の経費の中で、経費というよりは、前回高校の入試に本番が重なっていた経緯がありました。私たち選挙する側はいつでも大丈夫ですけれども、あの時期ってとてもシビアな、大学受験とかもありますし、なので高校入試が決まっているあの時期に本番を充ててくるというのはちょっとどうかناと思っていて、任期満了にもぎりぎりだったかなという気もするので、その辺の日程感をきちんとさまざまな状況を見て判断していく必要があるのかなというふうに思います。私も実際かなり言われました。いろいろ工夫をして声を小さくしたり、さまざまして活動しましたけれども、1票でも多くの皆さんに投じてもらうということを考えたときには、投票者の方の思いもしっかりと酌んでいかなきゃいけないかなと思うと、日程を決めていくことも、そういったことを配慮していかなきゃいけないかなと思いますけれども、来年度の選挙の日程はまだ決まっていないのかな。そういった配慮をしながら日程を決めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 辻井主任主事。

【辻井主任主事】 では、今いただきました2点についてお答えをしていきたいと思います。まず1点目、明るい選挙推進協議会が行っています出前講座についてです。令和2年度に関しましては、これから教育委員会のほうと調整をして日程等を詰めていくところですので、今の時点で決まっている学校というのはございません。ただ、今年度実施しました、小学校2校あったんですけれども、いずれも好評いただいております。次年度以降もぜひ継続したいという声は現場ではいただいておりますので、そういった部分を含めて、今後も調整をしていきたいと考えています。

続きまして2点目、町議会議員選挙日程についてです。こちらにつきましては、おっしゃられたように、今のところまだ日程については決めてはおりませんが、日程の決定につきましては、各関係機関とも十分に協議をしながら決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 日程の件については、ぜひさまざまな機関と調整をしていただきながら決めていっていただきたいなというふうに思います。

あと1点目の出前講座になりますけれども、今年度は2校ということですが、今まで全校が全てやっているのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 辻井主任主事。

【辻井主任主事】 出前講座の今までの実施校ですが、全ての小学校、中学校において行われているというわけではございませんで、特定の小学校において行われているのが現状です。ですので、我々選挙管理委員会としましては、特定の学校でやっていることのよさを他校にも伝えていって、ぜひ魅力のあるものだという認識していただきたいというふうに、これから広げていければと考えています。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 特定の学校というところで、明推協の方たちも大変ここはご苦労されながら啓発されている部分というのはお伺いしています。これは学校長の判断にもよるところなのかなというふうに思いますけれども、こういったところからしっかりやっけていかないと、なかなか難しい部分があるのかなと思いますので、ぜひ教育委員会としっかり協議をしていただきながら、現場の学校、さまざまなことをやらなければならないので難しい部分はあるかと思っておりますけれども、現にやっている学校がありますので、ぜひ取り組んでいっていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望で結構です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、監査委員事務局に関する審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

藤澤監査委員事務局事務局長。

【藤澤監査委員事務局局長】 それでは、監査委員事務局所管の令和2年度の予算につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとに私藤澤がご説明をさせていただきます。質疑につきましては担当主査もあわせて対応しますので、よろしくお願いいたします。

予算書は52、53ページの2款総務費6項監査委員費1目監査委員費でございます。タブレット資料は監査委員事務局の2ページをごらんください。予算総額は2,389万円、全て一般財源で前年度に比べ9万1,000円の増でございます。

初めに、職員給与費は、事務局職員2人分の給料、職員手当等及び共済費の人件費でございます。

タブレット資料3ページをごらんください。次に、監査委員事務運営経費は、住民福祉の増進に努め、民主的かつ効率的な行財政の執行に資するため、地方自治法に基づき監査委員が行う監査を効率的かつ円滑に行うための経費で、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、町の事務の執行の監査等を行うものでございます。

1節の報酬につきましては、識見を有する監査委員と議会選出監査委員の2名分の報酬でございます。

8節旅費につきましては、神奈川県町村等監査委員協議会総会及び研修会や全国町村監査委員研修会の監査委員の出席に伴う費用弁償と事務局職員の研修や会議出席に伴う普通旅費でございます。増額の主な理由につきましては、令和2年4月1日施行の監査基準により監査委員の研さんや質の確保が明記されたことから、研修の機会を確保するため、研修会出席時の交通費の増でございます。

9節交際費につきましては、監査委員交際費でございます。

10節需用費の消耗品につきましては、加除式図書追録代や改訂される監査必携や消耗品購入費等でございます。

最後に、18節負担金補助及び交付金につきましては、湘南地区監査委員連合会負担金と神奈川県町村等監査委員協議会負担金でございます。

以上で監査委員事務局の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、質疑なしと認めます。ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で監査委員事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は16時40分とさせていただきます。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

本日最後の審査となります、消防本部の審査でございます。

それでは、執行部より説明をお願いいたします。

小林消防長。

【小林消防長】 皆様、こんにちは。長時間にわたる審査でお疲れとは存じますが、よろしくお願いいたします。消防本部消防総務課、予防課、消防署所管の令和2年度予算につきまして審査をお願いいたします。説明につきましては濁川消防総務課長が、質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 暫時時間を延長いたします。

濁川消防総務課長。

【濁川消防総務課長】 それでは、消防本部消防総務課、予防課、消防署所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております予算書及び説明（参考）資料をもとに説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

タブレット資料140消防総務課、予防課、消防署をお開きください。2ページをごらんください。令和元年中の火災と救急の状況を参考までに掲載してございます。火災件数は16件で、前年に比べ2件の増となり、救急出動については2,392件で、前年より48件の増となっております。

それでは、ご説明させていただきます。予算書は74ページから77ページの9款消防費1項消防費1目常備消防費でございます。令和2年度の消防費の予算総額は7億4,189万5,000円で、前年度当初予算額は6億4,074万6,000円であり、前年度比は15.8%、1億114万9,000円の増となっております。これは消防広域化に伴う広域化後の職員用被服の購入、また、緊急消防援助隊災害対応消防ポンプ自動車及び第3分団の小型動力ポンプ積載型消防自動車の車両更新及び東京オリンピック活動用の備品購入などにより増となったためでございます。

タブレット資料は3ページをごらんください。職員給与費でございます。消防職員61人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

続いて、下表をごらんいただき、職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は24、25ページの消防費国庫補助金については、東京オリンピック競技大会における江の島に出動する救助隊の活動に要する費用を国が負担するもので、職員の時間外手当に充ててございます。

次に、タブレット資料は4ページをごらんください。常備消防管理経費で、職員の健康管理及び安全管理体制等を行う経費でございます。報償費は、永年勤続団員など被表彰者に対するの記念品代、旅費は、各種会議や消防長会等に出席するための職員旅費、交際費は、消防本部における交際費、需用費は、参考図書、再生紙などの事務用品の消耗品費、緊急消防援助隊として出動する際の燃料費、被服費は、令和4年度から開始する茅ヶ崎市との消防の広域化に伴う新たに統一した仕様の職員用の活動服等の購入、役務費は、各種郵送料、救急車等の携帯電話の通信運搬費、賠償責任保険の保険料、委託料は、職員健康管理のための健康診断や肝炎の検査、予防接種の委託料、使用料及び賃借料は、公用車での有料道路の通行料、負担金補助及び交付金は、全国消防長会、神奈川県消防長会等への負担金でございます。

続いて、下表をごらんいただき、常備消防管理経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は22、23ページの消防費国庫負担金については、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用を国が負担するもので、緊急消防援助隊として出動した場合の燃料費に充ててございます。歳入番号2、予算書は26、27ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、職員の被服の購入費に充てており、2分の1の補助でございます。

次に、タブレット資料は5ページをごらんください。消防庁舎維持管理経費で消防庁舎の建物や設備の管理を行う経費でございます。需用費は、庁舎管理用のごみ袋等の消耗品費、光熱水費は、消防庁舎の電気料、上下水道使用料、ガス使用料、役務費は、電話回線使用料の通信運搬費、貯水槽法定点検・

検査の手数料、消防庁舎の火災保険料、委託料は、消防庁舎清掃管理委託、電気設備及び消防設備点検委託料、使用料及び賃借料は、テレビ受信料や庁舎内の空調設備、変電・発電設備の借上料で空調機等の借上料でございます。また、使用料及び賃借料の減額理由は、備考欄に記載のとおり、消防庁舎用の設備、LEDの借り上げ満了によるものでございます。

続いて、下表をごらんいただき、消防庁舎管理経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は32、33ページの雑入については光熱水費に充てており、消防庁舎内に設置してある自動販売機の設置者より電気使用料をいただくものでございます。

次に、タブレット資料は6ページをごらんください。火災予防推進事業費で町民・企業等に対し火災予防運動等により防火思想の啓発及び防火体制の強化を図る事業でございます。需用費は、予防関係図書や事務用品、街頭消火器設置の消耗品費、印刷製本費は、火災予防啓発ポスターの印刷、役務費は、消火器の廃棄処分手数料、備品購入費は、消防広域化までの2年間などを踏まえ、これまでの委託料を見直した結果、消防専用サーバを備品として購入したほうが安価であるため購入更新するものでございます。負担金補助及び交付金は、危険物安全協会への補助金でございます。

続いて、下表をごらんいただき、火災予防推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は22、23ページの消防手数料、危険物取扱許可及び検査手数料133万1,000円は、予防事務や危険物検査用の消耗品費、防火ポスターの印刷製本費、備品購入費に充ててございます。歳入番号2、予算書は26ページ、27ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、街頭消火器購入の消耗品費に充てており、3分の1の補助でございます。

次に、タブレット資料は7ページをごらんください。消防活動事業費で火災をはじめ、各種災害に迅速かつ的確に対応するため資機材を装備し、出動体制の充実を図る事業でございます。需用費は、消防活動用のホースや科学車用の泡消火剤、消火薬剤などの消耗品、役務費は、空気呼吸器用ボンベ耐圧検査手数料で、備考欄に記載のとおり、検査対象ボンベ本数減のため減額、委託料は、高気圧空気製造設備点検委託料、備品購入費は、空気呼吸器用空気ボンベの購入費で、本年度は筒先を購入しないため減額でございます。

次に、タブレット資料8ページをごらんください。救急活動事業費で救急需要の増加と多様化する事案に対応できるよう救急搬送体制を強化するとともに、処置拡大に伴う救命資機材等の整備を図る事業でございます。需用費は、救急活動に伴う消耗品費や医薬材料費で、備考欄に記載のとおり、在庫状況を勘案し減額、修繕料は、備考欄に記載のとおり、訓練用人形を修繕するための皆増、役務費は、医療用酸素の充填及びボンベの検査手数料、救急救命士の特定行為に対して医師からの指導や助言に伴う手数料、委託料は、救急車に搭載している高度医療機器やストレッチャーの点検、医療廃棄物処理委託料で、備考欄に記載のとおり、検査対象機器相違により減額、備品購入費は、備考欄に記載のとおり、感染防止衣等を洗濯する洗濯機は、本年度は購入しないため皆減、負担金補助及び交付金は、湘南地区メディカルコントロール協議会や高速道路神奈川県協議会への負担金でございます。

続いて、下表をごらんいただき、救急活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は32、33ページの救急支弁金468万8,000円でございますが、高速自動車国道における救急業務に関する覚書に基づきまして、救急隊1隊当たりの維持費用に高速道路への出勤率やインターチェンジ係数等によ

り算出されたもので救急活動事業費全般に充ててございます。

次に、タブレット資料9ページをごらんください。救助活動事業費であらゆる災害から被災者を救出するための資機材整備を行う事業費でございます。需用費は、救助資機材用消耗品でオリンピック用消耗品として簡易防護服、防毒用全面マスク、呼吸器用マスクを購入するため増額、委託料は、ガス測定器、潜水器具及び耐電衣の保守点検委託料で点検対象機器、点検内容相違により増額となっております。備品購入費は、オリンピック用備品として化学防護服、空気呼吸器空気ボンベを購入するため皆増でございます。

続いて、下表をごらんいただき、救助活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は24、25ページの消防費国庫補助金につきましては、先ほど説明したとおり、東京オリンピック競技大会における江の島に出動する救助隊の活動に要する費用を国が負担するもので消耗品費、備品購入費に充ててございます。

次に、タブレット資料10ページをごらんください。通信業務維持管理経費で茅ヶ崎市の消防指令業務の共同運用する経費でございます。需用費は、事務機器等の消耗品、委託料は、消防指令業務を茅ヶ崎市へ委託するもので、茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務委託に関する協定書に基づく委託料で、備考欄に記載のとおり、令和元年10月1日現在の人口で算出した負担割合及び5年に一度の気象観測装置点検委託の実施などにより増額となっております。本年度は運営経費のみとなっております。負担金補助交付金は、県内の消防本部が共同で整備したデジタル無線共通波の維持管理負担金で、備考欄に記載のとおり、無線設備機器の更新による部品等の交換を要するため増額となっております。

次に、11ページをごらんください。消防車両維持管理経費で災害の発生に備え、消防本部の消防車両12台を最良の状態に保つための経費でございます。需用費は、消防車両の消耗品、燃料費、車検及び法定点検等を行う修繕料で、備考欄に記載のとおり、修繕料は、ポンプ車の吸管交換、化学車の圧縮空気泡消火システム、C A F S装置部品交換、バッテリー・タイヤ交換により増でございます。役務費は、車検の印紙手数料、車両の保険料、公課費は、自動車重量税でございます。

続いて、下表をごらんいただき、消防車両維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書24、25ページの消防費国庫補助金については、先ほどと同様、東京オリンピック競技大会における江の島に出動する救助隊の活動に要する費用を国が負担するもので燃料費に充ててございます。

次に、タブレット資料12ページをごらんください。警備業務維持管理経費で消防署員の当直勤務に係る経費でございます。需用費は、当直勤務に要する洗剤、加湿器フィルター等の消耗品費、使用料及び賃借料は、仮眠時に使用する寝具類の借上料で、備考欄に記載のとおり、寝具の増床及び消費税増税による増額でございます。

次に、タブレット資料13ページをごらんください。応急手当等普及啓発事業費で普通救命講習会等の各種講習による応急手当の普及啓発及びAEDの整備や管理を行い、救命率の向上を図る事業でございます。需用費は、普通救命講習会用のテキストや修了証などの消耗品費、使用料及び賃借料は、町の各施設に設置してございます11台分のAEDの借上料、備品購入費は、AEDトレーナーの購入費でございます。

続いて、下表をごらんいただき、応急手当普及啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、

予算書は26、27ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、AEDトレーナーの購入の備品購入費に充てており、3分の1の補助でございます。

次に、タブレット資料14ページをごらんください。消防職員研修事業費で消防業務の充実を図るため、消防組織法や救急救命士法等の法令に基づく教育訓練、資格取得や各種研修を受講し、専門性や技術の習得等、職員の資質向上を図る事業費でございます。旅費は、研修のための旅費で、消防学校入校の新採用職員3名の旅費と各種研修を受講するための旅費、委託料は、救急救命士の病院研修委託料で、備考欄に記載のとおり、本年度は救急救命士が受講する病院実習内容見直しによる減額、負担金補助及び交付金は、消防学校教育の初任教育や専科教育、資格取得の経費で、備考欄に記載のとおり、消防広域化に向けた準備としまして、大型自動車免許取得や指導救命士資格など研修内容の見直しにより増額となっております。

続いて、下表をごらんいただき、職員研修事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書26、27ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消防広域化に伴い必要な資格取得のため、指導救命士養成教育の負担金に充てており、2分の1の補助でございます。

タブレット資料は15ページをごらんください。9款消防費1項消防費2目非常備消防費でございます。非常備消防事務運営経費は、消防団員の報酬、退職報償金、被服費などの消防団運営に係る経費でございます。報酬は、条例に基づきまして支給する消防団員178名分の報酬、災害補償費は、消防団員等公務災害補償費の科目設定でございます。報償費は、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給します退職報償金、需用費は、階級章等の消耗品費、消防団車庫待機室の光熱水費、消防団員の安全確保のため高性能防火衣や活動服などの被服費、役務費は、消防団車庫待機室の浄化槽法定点検検査手数料と火災保険、委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検委託料、負担金補助及び交付金は、公務災害補償や退職報償金等に対する共済基金への掛金や県消防協会等への負担金、消防団活動の運営交付金でございます。

続いて、下表をごらんいただき、非常備消防事務運営経費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は32、33ページ、消防団員退職報償金345万4,000円につきましては、5年以上在団した消防団員に対し、退職報償金条例により、階級、勤務年数により支給し、消防団員等公務災害補償等共済基金より雑入で同額を受けるものでございます。歳入番号2、予算書は26、27ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消防団員の被服費のうち防火衣、活動服、編み上げ靴、耐切創製手袋に充てており、2分の1の補助でございます。

タブレット資料は16ページをごらんください。消防団活動事業費で消防団員の出勤に対する費用弁償や災害活動用資機材、消防団車両の維持管理及び県や町の消防操法大会に出場するための事業費でございます。本年度は隔年で実施される神奈川県消防操法大会に倉見第8分団が出場することから、消防団活動事業費は全般的に増額となっております。報償費は、町消防操法大会入賞者への記念品、旅費は、災害出勤訓練等の職務に従事した際の費用弁償で、備考欄に記載のとおり、県大会出場に伴う訓練を行うため増額、需用費は、消火活動に使用する消防ホースを購入する消耗品費で、備考欄に記載のとおり、県操法大会に出場に伴うホース等を購入するため増額でございます。燃料費は、消防車両10台分の燃料費、修繕費は、消防車両の法定点検、車検などの修繕、役務費は、町消防操法大会案内はがき代の通信

運搬費と車検印紙代及び車両の保険料、委託料は、備考欄に記載のとおり、本年度県大会に出場する第8分団団員の健康診断委託料は令和元年度、本年度実施のため皆減、使用料及び賃借料は、備考欄に記載のとおり、県大会時の送迎用バス借上料、備品購入費は、備考欄に記載のとおり、大雨や地震発生時などの災害時に活用できる救助支援ボートを県内で初めて全分団に配備するものでございます。負担金補助及び交付金は、デジタル簡易無線機を団幹部3台、各分団2台の計23台分の電波使用料負担金等で、備考欄に記載のとおり、県操法大会出場分団補助金を支出するため増額となっております。公課費は、自動車重量税でございます。

続いて、下表をごらんいただき、消防団活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は24、25ページの消防費国庫補助金につきましては、全消防団に配備する救助支援ボートの備品購入費に充ててございます。歳入番号2、予算書は26、27ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消防用ホースの消耗品費と全消防団に配備する救助支援ボートの備品購入費に充てており、2分の1の補助でございます。

タブレット資料は17ページをごらんください。9款消防費1項消防費3目消防施設費でございます。消防施設整備事業費は、町内の消防施設や設備の保守管理を行い、消防施設を最良の状態に保つ経費でございます。需用費は、分団のホースがけ用ロープを購入する消耗品費、修繕料は、備考欄に記載のとおり、一之宮第2分団の車庫待機室外壁・屋根等修繕で、修繕する面積が増えたため増額となっております。

続いて、下表をごらんいただき、消防施設整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書26、27ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消防団車庫の長寿命化を図るため修繕料に充てており、2分の1の補助でございます。

タブレット資料は18ページをごらんください。消防水利関係経費で、公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い、災害時の万全な消火体制の確保を図る経費でございます。需用費は、防火水槽等用地借り上げに伴う収入印紙代の消耗品費、委託料は、消火栓表示ライン塗装委託料です。使用料及び賃借料は、消防車庫や防火水槽などの土地借上料、負担金補助及び交付金は、町内消火栓579基の維持管理負担金で、備考欄に記載のとおり、消火栓維持管理経費は前々年度の工事实績により算定されるもので、平成30年度は、平成29年度と比較しまして修繕等の工事が多かったことから増額となっております。

タブレット資料は19ページをごらんください。消防車両等整備事業費で消防車両の更新を行い消防力の充実を図り、災害による被害の最小化を図る事業でございます。本年度につきましては、備考欄に記載のとおり、常備消防の水槽付き消防ポンプ自動車は平成14年12月に更新され、さまざまな修繕が必要なことから、経年劣化等により緊急消防援助隊登録の災害対応消防ポンプ自動車に更新するものでございます。また、大曲第3分団の車両が平成16年11月に更新され、今現在において車両の走行不能、ポンプが使用できないことはございませんが、経年劣化等により細かい修理や部品交換が頻繁に起きており、さまざまな災害にも対応するため、救助資機材を登載した小型動力ポンプ積載型消防自動車に更新するものでございます。

続いて、下表をごらんいただき、消防車両等整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は26、27ページ、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消防ポンプ自動車購入費及び第

3分団車両購入費に充てており、それぞれ2分の1、3分の1の補助でございます。歳入番号2、予算書は34、35ページの消防車両等整備事業債3,640万円についても消防ポンプ自動車及び第3分団車両購入費に充ててございます。歳入番号3、予算書は24、25ページ、消防費国庫補助金については、緊急消防援助隊設備整備費補助金として常備消防に配備する消防ポンプ自動車に充ててございます。

タブレット20ページをごらんください。令和2年度歳入予算、一般財源ほかの概要でございます。予算書は20、21ページの14使用料及び手数料01050101行政財産使用料の2万円につきましては、消防庁舎や消防団待機室など消防施設内に設置している自動販売機及び電話柱などの占用料で一般財源に充当してございます。

次に、予算書32、33ページの21諸収入04010817その他の4万3,000円につきましては、消防団員福祉共済返戻金及び事務費で同じく一般財源に充ててございます。

以上で、消防本部消防総務課、予防課、消防署の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査くださるようお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 まず、1つ目がタブレット資料の8ページ目なんですけれども、修繕料の中の人形についての修理なんです、これは何体修理されるのかということをお聞きします。

それと9ページのオリンピック関連のことについて、一応江の島に派遣というか、出動するということ想定されているんですが、何人ぐらい想定されているのか。どのようなときに出勤するのかという、その目的というのをまずお聞かせください。

それと、14ページの消防職員研修事業費なんです、今、説明を聞いた中で、広域化に伴って増だというふうに聞いたんですけども、何か特化した資格とかというのが、今までにない特化した資格というのがあるというふうなもので、その点をお聞きします。

【杉崎委員長】 飯塚署長。

【飯塚消防署長】 まず、1点目の救急活動事業費の修繕に関してのご質問だと思います。修繕料の何体人形を修繕するのかというご質問は、1体でございます。現在、訓練用の人形が2体ありまして、1体がもう10年以上経過しているような訓練用の人形で、今回傷みが激しいということで修繕をお願いいたしました。

2点目、救助活動事業費のオリンピック、江の島派遣の人数等についてということですが、今回、オリンピックが藤沢市で開催されることになりました。藤沢市の消防力で言いますと、オリンピックを開催したときに救助隊が1隊不足するということで、神奈川県内政令市及び藤沢近隣の消防に対して、救助隊1隊5名の応援要請がありました。

以上です。

【杉崎委員長】 濁川消防総務課長。

【濁川消防総務課長】 2番目のオリンピックの江の島の関係でございます。目的の部分でございます。先ほど署長が言ったとおり、1隊増隊ということですので、その日というか、ある日なんですけど、

ちょっと日にちは言えないんですけど、その日1日、そこに救助隊が詰めているというような形になります。何かあった際にそこですぐ対応がとれるようにするために、国庫のほうから備品等の補助金満額をいただいて、それを積載して、そこで何かあったときにすぐ対応できるようにするということが目的でございます。

3点目の広域化に特化した研修だとか、資格取得などのものはあるのかというご質問でございます。広域化に伴いまして、大きくは指導救命士資格、通常、救急救命士という職員が寒川町の場合21名いますが、21名の中でも、それを指導する職員を、茅ヶ崎市消防本部として3分割しますので、そこに1人ずつ配置しようという計画がございます。その中でも寒川分署エリア、寒川のエリアに1名置くということから、1名が指導救命士の資格を取得しまして、そこで活躍していただくような形で特化したものはそちらでございます。ほかの研修につきましても、これまで資格取得の部分で予算化していた部分はございますが、大型自動車免許やほかの研修につきましても広域化を見据えた計画に基づきまして、資格取得をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 人形については1体ということで36万3,000円ですかね。これかなりの額なので、新しいものを買ったほうがいいんじゃないかななんて単純に思ったんですけど、新しく買うとしたらどのぐらいかかるのかというのをまずお聞かせ願いたいと思います。

それと救助隊は詰めてということで、それで国からいろいろな備品が配られたということでわかりました。基本的に、今、言っていた救助隊が不足しているということで、そのところ各地域の自治体に要請があったということで、その点はわかったんですけども、江の島だとちょっと想像がつかないので、どういった救助を国から指導というか、どういった内容でどういったところを救助されるのかということ、ちょっとイメージ的に湧かないので、その点を説明していただきたいと思います。

それと、3つ目の特化した部分では、指導救命士という方を寒川の分署に配置していくためにということでわかりました。この指導救命士を1名置いて、それでほかの救命士の方を、救命士と指導救命士の関係というか、違いをお聞かせ願いたいんですけど、どういった立場の違いなのかということをお願いします。

【杉崎委員長】 飯塚署長。

【飯塚消防署長】 まず、人形の値段ということですが、この人形というのは結構精密な人形でして、例えば気管内挿管をしたり、点滴、実際にその人形に人工の皮膚がついていて点滴の針を直接刺せるというような機能や、血液等が流れていて、実際点滴を打つと血液が逆流してくるような想定もできますし、除細動も打てるような高精度の機械でありまして、1体約200万円ぐらいするような機械なので、なかなか高額なもので買えませんので、今回もう少し使うために修繕をお願いいたしました。

次に、江の島の救助の応援に関して、どのような災害を想定するかというようなご質問だと思いますが、基本的に国等からの要請ですと、例えばテロ災害のような多数傷病者が出るような災害を想定して、今回、購入する資機材に関しても、A装備と言いまして、バイオテロとか薬剤テロとか、いろいろな薬剤に対応できる装備ですね。A装備という呼吸器をしょって、よくテレビでもちょっとごら

んになったかと思うんですが、人を全体に覆うような防護服、それを購入する予定でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 濁川消防総務課長。

【濁川消防総務課長】 3点目の指導救命士と救命士の関係はといったご質問でございます。基本的には救命士を指導する立場に置く職員になりますので、例えば救命士の研修だとか、さまざまないろいろな計画、いろいろ病院との関係等ございますので、そういったものを中心に担っていただいて、救命士を取りまとめていただくような形のものでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 人形については、本当に人間と変わらないような繊細な人形ということはわかりました。先ほども言った10年以上使って、高額なんですけれども、修理してしまったりするよりは、予算的な問題も確かにあるんですけど、修理してだましましというよりは、思い切って買ったほうが自分としてはいいかなと思っているんですね。この36万円出したことによって、今10年以上使っているわけですが、あとどのぐらい使えるようになるのかというのを最後にお聞かせ願いたいと思います。

それと、藤沢市の江の島でのオリンピックの開催について、今聞いた中で、やはりテロ対策だろうなということよく理解ができました。これは実際テロが起きた場合には命がけの作業というか、救助活動になりますので、その点は本当に十分注意されてやっていただきたいと思います。これは要望というか、お願いというか、よろしくお願いします。

それとあと、指導救命士についてはどういった関係性か、指導していくということで、これは1名の方で足りるのか、最後それだけお聞かせください。2点です。

【杉崎委員長】 飯塚署長。

【飯塚消防署長】 人形はあとどのぐらい使えるかということなんですが、修理することによって、今後、広域を見据えたものもありますので、今、新規購入するよりは、広域までは修繕でもたせたいなと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 濁川消防総務課長。

【濁川消防総務課長】 指導救命士1名で足りるのかといったご質問でございます。広域化後の茅ヶ崎市消防本部としましては3名でございまして、寒川町の部分で1名、茅ヶ崎市で2名、合計3名で運用してまいりますので、広域化までは1名の受講で足りるといった形でございます。広域化後に、また数年間に1回ぐらい1人ずつ計画的に指導救命士の資格を取得する予定でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。よろしいですか。

それでは、佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 全部で5点ほど質問させていただきます。1点目は広域化に伴う部分なんですけれども、先ほど指導救命士の話であったり、ほかの研修であっても、広域化を見据えた研修を行っていくというようなお話があったと思うんですが、ここまでのいろいろかなり細かい説明があった中で、

人であったり物であったり、お金の動きだったりというのはかなり明確になっているなというふうには思うんですが、あとはやり方の部分というところがまだわからない部分があって、今、茅ヶ崎の消防本部のやり方がある中で、また寒川は寒川のやり方があると思うんですね。寒川としては、今後、茅ヶ崎消防になるわけなので、基本的には茅ヶ崎消防のやり方に合わせていくものなのか。細かいノウハウだとか、マニュアルだとかあると思うんですけども、そういった点についてちょっとどういうふうになっていくのかというところをお答えいただきたいと思います。

あとは、4点は消防団にかかわる部分になります。1点目は次年度、活動服であったり、防火衣であったり、あと編み上げも購入するという話だったと思いますけれども、まず、どれぐらいの数を購入していくのかというところをお答えいただきたいと思います。

あと、今回、救命用のボートを消防団に配備するという話がありましたけれども、ボートであったり、最近だと担架なんかも配備されたりしてしまっていて、そういった団に配備したのに対して何らかの形で研修というか、使い方、どういうふうにするんだよというような講習というんですかね、そういうものを行う機会があるのかどうかという点。

4点目が、令和2年度は消防団員に対して水防に関する講習なりを行う予定があるのかどうかという点。

最後、5点目が、これも広域化に伴う部分なのかどうなのかちょっとわからないんですけども、基本的には消防団は今までどおりという説明があったと思うんですが、消防団の事業というよりは行事というんですかね、ここに来ていろいろかなり変わってきているのか、これから変わるのかという部分があるんですけども、そこら辺について、広域化に伴って多少は変わってきている部分があるのかどうかという点についてお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 順次答弁をお願いいたします。

濁川消防総務課長。

【濁川消防総務課長】 まず1点目でございます。消防の広域化を見据えて手法というか、活動の内容等々、茅ヶ崎市に合わせるのかどうなのかといったご質疑でございます。寒川町と茅ヶ崎市で今現在、昨年10月から短期の人事交流もスタートしてございます。現在、寒川町の消防本部のほう、消防署のほうに6名の方の茅ヶ崎市の職員がいます。逆に6名の寒川町の職員が茅ヶ崎市のほうに行っています。当然いろいろな活動において、寒川町、茅ヶ崎市の活動の相違がございます。そういった部分につきましては、お互いのいいところを、よりいい方法、より的確な方法を今探っている状況でございます。決して茅ヶ崎市に全部合わせるといったことではなく、茅ヶ崎市のほうも寒川町のいいところをどんどん吸収して、さまざま市民の皆さん、住民の皆さんに反映していきたいということを言っていたいておりますので、そういった部分につきましては、今現在、さまざまな活動を検討中でございます。最終的に人事交流の中で、分隊長、いわゆる活動の隊長のほうで人事交流をしまして、さまざま細かい調整を今現在している途中でございます。

2点目の消防団の被服の内訳でございます。内訳、被服につきましては、高性能防火衣1式、防火服1式、編み上げ、耐切創製手袋、雨衣、ヘルメット、革手袋、防寒服、アポロキャップ、黒長靴、活動服、ズボン、オレンジベルトといった内容でございます。基本的には新しい形のタイプの被服、活動服

に変えていきたいんですが、計画的に順次購入してございますので、あと二、三年は全消防団員に配るまでにはかかってしまいますが、順次計画的に購入してございます。

ちょっと飛びますが、4点目の水防の部分の訓練等を予定しているかという部分でございます。当然、前回15号、19号の関係で、さまざまな災害の対応の部分で町としての課題があったかと思えます。防災部門と連携しまして、さまざまな訓練というのは具体的には計画はしてございませんが、やっていきたいというふうに考えてございます。

3番目の部分につきましては、甲予防課長のほうで答弁させていただきます。

5点目につきましては、消防団の行事、今後、広域化後、変わるのかといった部分でございます。基本的には委員がおっしゃったとおり、変わりはないです。しかし、今、団の中で秋季火災予防運動のときにソフトボール大会とかを行っておるんですが、それにつきましては、今、消防団の中で見直しを図っているところでございます。次年度につきましては見合わせるということは決定してございますが、時代に合った消防団活動、消防団事業を行っていく上で、消防団の皆様にご検討いただいて決定していきたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

【杉崎委員長】 甲予防課長。

【甲予防課長】 消防団の訓練の関係でございます。新しい資機材を、31年度については投光器と発電機を全分団に配りました。令和2年度に関しては、ボートを全分団に配備するというので、それに合わせて、令和2年度についてはボートの操業訓練という形で、ボートと言っても消防団にやっていただくような救助活動というのは、膝下ぐらいの水位のことを想定しておりまして、膝上に関しては常備消防で対応するようなイメージを持ってやりますので、また、このボートについては車輪がついておりますので、水がないところでもリヤカーのようにして救助ができるような形をとる予定でございますので、それもあわせて訓練できるように計画してございます。

また、本年度3月に予定しておりました訓練については、交通法規、緊急車両を運転しますので、法規を想定した車両の運転の關係の講習をしようというふうに計画しておりました。また、訓練に関しては、必ず分団長会議や消防団長等と相談しながら、団員のニーズに合った訓練の方法をその都度考えてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まずは1点目の広域化の部分ですね。6名の交流をするというところで、その中でお互いよりよい方法というところはわかりました。そういった形で安心というか、いい方法なのかなというふうに思うんですが、1点、これについては、分隊長が細かいまとめであったり調整をするという話であったと思うんですが、この細かい調整というのは、ある程度令和2年度のうちに終わるものなのか。令和2年度のうちにというか、令和2年度が終わったら、広域化まで丸1年という形になりますので、どの程度の時期までに行われるものなのか。何となく私が考えると、令和2年度中に調整をして、3年度にマニュアルとかつくっていくような形になるのかなというふうに思うんですが、そこら辺の計画というか、時期感というのを教えていただけたらと思います。

あと消防団員の部分で、いろいろご配慮いただきまして、ありがとうございます。まず、活動服であったり、編み上げ、いろいろ装備の部分については、あと二、三年で全団員の分というお話でしたかね。たしか防火衣も新しいのがまだ全員分はそろっていないと思うので、そこら辺はわかったんですが、活動服であったり、編み上げであったりというのは、ある意味消耗品というか、ふだんの活動をしていく中でそれなりに傷んでいくというか、壊れたりしていくものなので、壊れたり、例えば破れたり、私もお尻が破れたことがありますけど、そういったことに対してどういう形で補充をしていくのかということをご教示いただけたらと思います。

最後のところに入りますけれども、各種行事の部分について、広域化というよりは、時代に合った形に見直しを行ったというところで理解をさせていただいて、その上で、確かにこれは分団長会議の中でかなり話し合っていたというところは私も理解しているところであるんですが、この中で、茅ヶ崎市の消防団のほうというのものもある程度、広域化というよりは、時代に合わせて何らかの形で変わっていくものなのか。その情報とかはつかんでいるのかということをご教示いただきたいと思います。

最後、講習と水防の部分も兼ねてになると思いますけれども、ボートの使い方というのは、今、膝下までというお話もありまして、それはそれでわかったんですけれども、去年の台風15号だったり、19号だったりのような甚大というか、かなり大きい水害になり得るようなとき、そういったときに消防団員に何をやってもらいたいのか、何をやるべきなのかというのが、私自身もいま理解できていない部分があって、それをどのように消防団員に伝えていくのかなということをご教示いただきたいと思います。ボートの膝下までしか運用しないという部分についても、水防も含めて、そういったところも当然団員の方には理解していただかないといけない部分かなと思うので、水防の部分については、こういった形で理解をしていただくのかということをお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 濁川消防総務課長。

【濁川消防総務課長】 まず1点目のいつまでに、時期感的なもののご質疑でございます。副委員長おっしゃるとおり、基本的にはあらゆる分野、いろいろさまざまございますが、令和2年度中にまとめて、令和3年度は微調整やマニュアルづくりに充てたいというふうに考えてございます。そこは茅ヶ崎市とともに、さまざまな協議、調整等がありますが、私だけじゃなく全職員が一丸となっているいろいろな微調整をしていきたいというふうに考えてございます。

2点目の被服等の壊れた部分の対応でございます。基本、被服の耐用年数というのは7年というふうに定めてございますが、今現在7年で全部交換というような形はとってございません。ただし、先ほど言ったズボンが破れたとか、そういった部分につきましては、随時その物と交換という形で対応はさせていただいております。今回の予算にも活動服、ズボンという形で、ズボンが切れるというのが多いので、そういった部分で予算化はさせていただいております。

また、5番目の茅ヶ崎市の消防団が変わっていくのかといった部分でございます。茅ヶ崎市の消防団が変わっていくのかという部分は、正直なところ情報はつかんでおりません。変わるといった部分は聞いてございませんが、実は湘南地区で湘南地区協議会、消防団の部分も含めて、さまざまな湘南都市で情報交換等をしてございますが、茅ヶ崎市が変わるといった情報は得てございません。当然、寒川町の消防団が変わるといった情報もありません。

また、3番目の台風15号、19号の部分で、消防団の皆様がどういった活動をとった部分でございます。ご存じのとおり、消防団の指揮命令系統は消防団長でございます。消防団との連携、消防本部との連携は、団幹部の皆様と消防本部のほうで連携させていただいております。当然うちの消防長につきましては、寒川町災害対策本部員でございますので、そこの連携も図りながら、消防団員の皆様には、例えば広報活動、避難誘導、水防の部分で例えば土のうをつくったり、積み上げたり、そういった部分の活動がございますが、その活動についての指揮命令系統は、全て消防団長名で皆様に、消防団員の方にメール等とか、電話等で指揮命令が行くかと思っております。前回の15号、19号のときでも、ある分団につきましては避難を促すような広報活動をしていただいたり、自主的にいろいろな部分で巡視をしていただいておりますが、ここの部分を見に行っていきたいという指揮命令も出ておりますので、具体的な指示がないから何もしなくていいという部分ではございませんが、指揮命令があった際は、さまざまな手法を用いまして、皆様に無線も含めまして指揮命令が行くかと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 おおむね答弁の中で理解させていただきました。1点は、水防に関する部分は、当然、消防団長が指揮をするという形になろうかと思っております。その中で、なかなかちょっと何をやっていいのか難しい部分はありますけれども、それについてはしっかりと命令どおりやることかなというふうに思っておりますので、いずれにしても、消防団員の水防に関する知識というのは、今後、どちらかという、もしかしたら火災よりそっちのほうが重要なんじゃないのかなというふうにも思いますし、その点は今後も講習なり何らかの形で周知というか、能力の向上に努めていくようにしていただきたいというふうに思っております。これは要望とさせていただきますが、あとは被服の部分とかもわかりました。

最後、聞きたいのが、消防団の茅ヶ崎と寒川の違いの部分で、今現在も茅ヶ崎のほうは基本的には後方支援、一方、寒川のほうは放水を行っているというところで、やっぱりその部分は少し、まず、寒川の消防団のあり方として変わってくる部分なのかなというふうには思っておりまして、そこに対する消防団員の理解というか、ある意味だと、消防団員の矜持を尊重しつつ、やはりそれは理解してもらわなきゃいけない部分かなと思っております、そこが一番重要なかなというふうに思うんですが、それに対してどういうふうに理解をしていただいているのかということと、あとは消防団の部分で、大きい方向性として、茅ヶ崎は茅ヶ崎、寒川は寒川というふうに当然指揮系統も違いますけれども、ある程度の交流とか合同の講習であったり、訓練なりであったりとか、そういったものというのはやっていく方針なのかどうかということ、その点についてお答えいただきたいと思っております。

【杉崎委員長】 濁川消防総務課長。

【濁川消防総務課長】 まず、3番目の水防の部分でございます。5番目の部分とちょっと重複してしまう部分があるかと思っておりますが、当然これまで常備消防が消防隊1隊のみで、火災につきましては、消防団の団員の皆様にご協力をいただいて消火できている状況が今現在でございます。また、令和3年度まではこの体制で、十分ではないですけど活動していくことになろうかと思っております。また、広域化後に

つきましては、常備消防が1火災につき消防車が5台出動しますので、そういった部分で、おっしゃったとおり直接放水することが数少なくなる可能性が高いです。大火災とか大規模災害の場合は、当然放水することがあるかと思いますが、その辺の活動の内容については、若干ではございますが、変わってくるかと思えます。ですので、消防団の活動の部分につきましても、水防だとか、大規模災害時の部分だとか、活動の内容が、これまで消火が大部分を占めておったんですけど、そういった部分では時代に見合った活動に変化していく部分はあろうかと思えます。ただ、事業につきましては、基本的には、これまでやってきた事業を継続するということは継続していくんですけど、そういった時代に合ったものをどんどん取り入れて、そっちの方向に向かっていく可能性は高いというふうに考えてございます。

また、5番の部分でございます。当然、寒川町消防団というのは、ふだん皆さんお仕事を持ちながら消防団活動に従事していただいておりますので、全国どこの団員もそうですが、特に寒川町の消防団の皆様につきましては意識が高く、技術・技能も高いというふうに認識してございます。その皆様の団員の意思等々は十分、我々消防本部としまして、これから寒川町といたしましても理解、尊重していきたいというふうに考えてございます。また、広域化を、茅ヶ崎市の消防団との交流だとか、合同の訓練とかというのは十二分に展開できる可能性は持っております。例えば操法大会を合同でやるとか、同じ訓練、講習を同時に受講するとか、そういうことというのは可能でございます。また、寒川町と茅ヶ崎市の市境、町境、行政界の団同士の交流、その行政界で起こった災害にどう対応するかといった部分も茅ヶ崎市消防本部を中心に連携していく可能性は十二分に考えられますので、その辺につきましては広域化前から検討を重ねておりますが、ある程度皆様の意思を尊重しながら進めてまいりたいと、消防団員の皆さんの意思を尊重し、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 以上で消防本部の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

本日予定しておりました審査は無事終了することができました。この程度にとどめてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 あすは最後の審査となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、総括質疑に関しては、どうか皆様のほうで早目にまとめておいて、今までのものに関してはまとめておいていただけたらと思います。あした審査が終り次第、時間をもちろんとりますが、通告となるかと思えますので、きょうあたりお疲れだと思いますが、総括質疑のまとめをお願ひしたいと思います。

資料の確認もぜひお願ひしたいと思います。あと皆さん、何かありますか。よろしいですか。

それでは、本日の審査を終わりたいと思います。またあしたよろしくお願ひします。お疲れさまでした。

午後5時43分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 2年 6月 2日

委員長 杉 崎 隆 之